

第 166 回国会及び第 168 回国会における
最低賃金に係る主な質疑

第166回国会及び第168回国会における

最低賃金に係る主な質疑

○最低賃金制度の見直しについての基本的考え方

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1/29 松本剛明議員（民主） | 2/13 志位和夫議員（共産） |
| 2/23 増原義剛議員（自民） | 2/23 糸川正晃議員（国民） |
| 3/19 小林正夫議員（民主） | 5/24 糸川正晃議員（国民） |
| 6/20 古屋範子議員（公明） | 11/2 古屋範子議員（公明） |
| 11/7 福島豊議員（公明） | 11/20 吉川沙織議員（民主） |
| 11/20 坂本由紀子議員（自民） | 11/20 石井準一議員（自民） |
| 11/20 山本博司議員（公明） | 11/27 石井みどり議員（自民） |

○地域別最低賃金を時間額1,000円以上とすべき

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1/30 志位和夫議員（共産） | 3/20 福島みずほ議員（社民） |
| 5/22 小池晃議員（共産） | 5/24 笠井亮議員（共産） |
| 6/8 高橋千鶴子議員（共産） | 10/5 福島みずほ議員（社民） |

○全国一律最低賃金とすべき

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1/30 志位和夫議員（共産） | 5/22 小池晃議員（共産） |
| 11/20 小池晃議員（共産） | |

○全国最低800円を1つの目安にすべき

- 3/1 松本剛明議員（民主）

○ナショナルミニマムを法で定め、そこに地域別最低賃金を上乗せすべき

- 5/24 重野安正議員（社民）

○全国一律1,000円は理想論で中小企業を圧迫するのではないか。通常の賃金支払能力も考慮し、地域の経済力に見合ったものとすべき。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3/19 白浜一良議員（公明） | 5/24 江田康幸議員（公明） |
| 6/1 新井悦二議員（自民） | 6/1 古屋範子議員（公明） |
| 6/20 石崎岳議員（自民） | |

○地域別最低賃金を労働者の平均的所得の5割を目標とすべき。

- 2/13 志位和夫議員（共産）

○生活保護との整合性を図るべき

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 3/12 前川清成議員（民主） | 3/19 白浜一良議員（公明） |
| 5/24 江田康幸議員（公明） | 6/1 新井悦二議員（自民） |

6 / 1 古屋範子議員 (公明) 6 / 6 細川律夫議員 (民主)
6 / 6 長妻昭議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産) 11 / 20 吉川沙織議員 (民主)
11 / 27 石井みどり議員 (自民) 11 / 27 山本博司議員 (公明)

○生活保護との整合性の考慮によりどの程度上がるのか

2 / 21 細川律夫議員 (民主) 5 / 9 岡崎トミ子議員 (民主)
5 / 22 小池晃議員 (共産) 5 / 24 園田康博議員 (民主)
6 / 6 細川律夫議員 (民主) 6 / 6 高橋千鶴子議員 (共産)
11 / 2 細川律夫議員 (民主) 11 / 20 石井準一議員 (自民)
11 / 20 山本博司議員 (公明) 11 / 27 津田弥太郎議員 (民主)
11 / 27 小池晃議員 (共産)

○減額の特例についての考え方

6 / 6 山井和則議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 20 谷博之議員 (民主) 11 / 20 坂本由紀子議員 (自民)

○産業別最低賃金の見直し

11 / 2 阿部知子議員 (社民) 11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産)
11 / 20 石井準一議員 (自民) 11 / 27 川合孝典議員 (民主)

○最低賃金違反の罰則について

6 / 6 山井和則議員 (民主) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 高橋千鶴子議員 (共産) 11 / 20 石井準一議員 (自民)

○最低賃金制度の周知広報・履行確保について

6 / 13 木原誠二議員 (自民) 6 / 13 福島豊議員 (公明)
11 / 7 川条志嘉議員 (自民) 11 / 7 阿部知子議員 (社民)
11 / 20 石井準一議員 (自民) 11 / 27 石井みどり議員 (自民)
11 / 27 川合孝典議員 (民主) 11 / 27 渡辺孝男議員 (公明)

○諸外国の最低賃金と比較して低いのではないか

2 / 23 糸川正晃議員 (国民) 6 / 1 古屋範子議員 (公明)

○最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすべき

5 / 24 園田康博議員 (民主) 11 / 2 細川律夫議員 (民主)
11 / 20 吉川沙織議員 (民主)

○中小企業対策とセットで最低賃金の抜本的引上げを図るべき

2 / 13 志位和夫議員 (共産)

○成長力底上げ戦略における引上げの考え方

6 / 20 石崎岳議員（自民） 11 / 27 津田弥太郎議員（民主）

○中小企業の生産性向上に向けた取組みの基本的考え方

6 / 20 古屋範子議員（公明） 11 / 20 坂本由紀子議員（自民）
11 / 20 石井準一議員（自民） 11 / 27 川合孝典議員（民主）

○中小企業への影響とは具体的に何か

6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○地域の中小企業の労働者の賃金引上げにより地域経済への波及を図るべき

6 / 8 高橋千鶴子議員（共産）

○成長力底上げ戦略推進円卓会議と最低賃金審議会との関係について

2 / 21 細川律夫議員（民主） 6 / 6 園田康博議員（民主）
6 / 6 高橋千鶴子議員（共産）

○修正案について

11 / 7 田村憲久議員（自民） 11 / 20 小林正夫議員（民主）
11 / 20 渡辺孝男議員（公明） 11 / 20 小池晃議員（共産）

○討論

11 / 7 高橋千鶴子議員（共産） 11 / 7 阿部知子議員（社民）
11 / 27 小池晃議員（共産） 11 / 27 福島みずほ議員（社民）

○松本剛明

労働政策審議会は、地域別最低賃金の決定基準として生活保護額の整合性を考慮すべきと提案をしております。民主党政権は、地域別最低賃金が生活保護水準を越えた金額となるよう、千円を目指して引き上げることを提案いたしますが、最低賃金制度の抜本的な見直しについて、安倍総理の見解を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金制度の見直しについてお尋ねがありましたが、

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がゼローン・ティーン・ネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護額の整合性を考慮することを明確にすることをしております。

また、不払いに係る罰金額の上限を大幅に引き上げるとともに、労働者が監督機関に対して申告した場合、不利益な取り扱いを行うことを罰則をもって禁止することとしており、これにより実効性が強化されるものと考えております。

なお、最低賃金額を御指摘のように単純に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○志位和夫君

三つ目は、最低賃金を抜本的に引き上げることです。

日本の地域ごとの最低賃金の平均は、時給にしてわずか六百七十三円、労働者の平均賃金のわずか三三%、主要国では最低の水準です。年収二百万円ラインに達するためには、年間約三千時間、過労死ラインを上回るような働き方をしなければなりません。

総理は、最低賃金のこの水準についてどう考えますか。憲法二十五条に明記された生存権の保障から見て余りに低い水準であり、抜本的な引き上げが必要だと考えませんか。

金労連も連合も、ナショナルセンターの違いを超えて、労働団体は、最低でも時給千円以上の賃金を要求していますが、我が党は、この要求を強く支持します。

ヨーロッパ諸国は、最低賃金を、当面、労働者の平均所得の五割に引き上げ、六割を目指すことを決め、アメリカでも、大幅に最低賃金を引き上げようとしています。この世界の動向に照らしても、最低賃金を労働者の平均所得の五割の水準まで引き上げることが目標で、当面、時給千円以上に引き上げることには合理的な根拠があると考えます。

日本共産党は、最低賃金を抜本的に引き上げ、世界の大多数の国々が既に実施しているように、全国一律の制度にすることを強く要求します。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

最低賃金についてはお尋ねがありました。

今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にいたしております。

最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的である、このように考えております。

また、全国一律の制度とするについては、地域により物価水準等に差があり、生計費も異なることから、適当でないと考えます。

○福島みずほ君

社民党は、どこでどんな仕事をしていようと最低時給千円以上を保障するような法律制度を提言しています。しかし、この提言を實現しても、年々二千時間以上働いても年収二百万円です。少なくとも年収二百万円以下の人はなくしてはいくことが今の社会を求められているのです。労働協約のほうな提言を裏行していく考えをお持ちですか。

○内閣総理大臣 (安倍晋三君)

最低賃金についてのお尋ねがありました。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がゾーン・フリーネットとして十分機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮するようを明確にしております。最低賃金額を御指摘のように抜本的に大幅引き上げることについては、中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的であると考えています。

○志位委員

第二の問題ですが、最低賃金の問題について伺いたい。

日本における貧困の広がり、子供の貧困の広がり、土台に、最低賃金が世界でも最低水準になっているという問題があります。日本の地域ごとの最低賃金は、時給にしてわずか平均六百七十三円です。これでは、仮に、年間三千時間、一日十二時間、過労死ラインを上回るような働き方をしても年収は二百万円程度で、二人世帯なら貧困ライン以下になってしまいます。

最低賃金とは、この賃金が働かせてもいいですよと、国がお墨つきを与える制度であり、その水準が貧困を避けるか過労死を避けるかという二者択一というのは、私は大変な問題だと思います。

私は、総理にこの最低賃金の問題についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

もう一枚見ていただきたいんですが、これは、労働者の平均的所得に対する最低賃金の比率の国際比較のグラフであります。ごらんになっていただければわかるように、ヨーロッパ諸国では既に四割を超え、五割を超えている国もあります。アメリカも最近最低賃金を大幅に引き上げる方針を決め、引き上げようとしています。そういう流れの中で、赤い棒が日本ですが、ひとり日本だけが取り残され、三三%という、最低賃金が世界でも最低水準の国になっております。

OECDなど世界で広く採用されている国際基準でいいますと、国民の平均的所得の五割以下が貧困世帯とされます。ヨーロッパ諸国は、最低賃金を当面労働者の平均的所得の五割に引き上げ、さらに六割を目指すべきことを決めています。それは、最低賃金で働いても貧困にならない社会が、目指すべき当たり前の社会だと考えられているからであります。

割を目標に引き上げると、時給が大体千円程度になります。時給千円というのは、全労連や連合などが労働団体やナショナルセンターの意見を越えて共通して要求している額ですが、我が党は、それには合理的根拠があると考えます。

これは総理に伺います。基本的考えです。最低賃金で働いても貧困にならない社会を目標にする、そのために、最低賃金は労働者の平均的所得の五割を目標とする。仮にこの水準がすぐに実現できなくても、考え方として五割を目標に掲げることは当然だと考えますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 最低賃金については、低廉な労働者の労働条件の下文えとして重要なものであると認識をしております。今国会に提出する改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、生活保護の水準とも整合性を図りながら考慮することを明確にすることとしております。

また、ただいま委員がおっしゃった、全国一律に千円にするということですが、これはやはり、現実面を見てみますと、中小企業を中心に、労働コスト増によって事業経営が圧迫された結果、かえって雇用が失われるというところになる可能性の方が高いのではないかと、非現実的ではないかと私は思います。そしてまた、全国一律ということは、これはやはり、地域によって物価の水準に差がありますし、また生計費も異なるというわけでございまして、適切ではないのではないかと考えております。

いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行い、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講じてまいりたいと考えています。

○志位委員 本格的に引き上げると中小企業の経営を圧迫するということをおっしゃいました。私は、最低賃金の抜本引き上げを中小企業の経営を応援する政治と同時に進行を進めるべきだと、この思

中小企業の経営の圧迫と言ったら、今問題になっているのは、例えば大手親企業による単価の買いたたきなど、下請いじめを横行させている政治の責任が問われると私は思います。例えばあのトヨタの場合、部品関連メーカーが一次、二次、三次などの下請企業に対して、乾いたタオルを絞るとまで表現されるコストダウンを要求しています。ある部品メーカーの二次下請は、韓国価格と大きく表示された注文書が発注されたといえます。韓国並みの賃金でやれということですよ。アジア価格とか中国価格などの発注もされるというんですが、日本一の大もうけを上げている巨大自動車産業界が、下請に対して最低賃金を全く無視した賃金を前提にした単価を要求している。こうした下請いじめの無法をやめさせることが必要ではないか。

また、政府が進めてきた規制緩和万能論というのは、中小企業を本当に痛めつけています。大型店舗の出店が野放しになった結果、全国の地元の商店街が荒廃させられ、どこでもシャッター通りです。タクシー業界に規制緩和を押しつけられた結果、タクシー労働者の収入は激減し、多くは最低賃金ぎりぎりの生活を強いられています。平均賃金が地域の最低賃金を下回っていると推定された県が、宮崎、大分、高知、島根の四県あります。宮崎のタクシー労働者の時給、御存じでしょうか。時給換算わずか五百十八円です。地域最低賃金の六百六円よりもはるかに低い水準で労働を余儀なくされている。中小企業を痛めつけている規制緩和万能論を抜本的に見直すことが必要じゃないでしょうか。

私は総理に聞きたい。最低賃金の抜本引き上げを、今述べたような中小企業の営業を守る政策に本腰を入れて取り組むことと同時に進行を進めるべきじゃないでしょうか。そうすれば、最低賃金の引き上げは、労働者の収入をふやし、消費をふやし、地元の中小企業の売り上げ増につながり、そして日本経済を草の根から温めていく力にもなるでしょう。最低賃金の抜本引き上げと同時に進行で中小企業の営業を応援する政治に切りかえるべきだ、これは同時に進行でやるべきだと、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 私たちがやるうとしてしていることは、まさに、最低賃金を四十年ぶりに改正することによって、中小企業を支援していく、中小企業の生産性を上げていく、あるいは地方の中小企業を支援していく、地方の中小企業において地場産業としていろいろな特性を生かしているのだから、それを応援していく、そういうことにおきまして、私もこれまで、この最低賃金の改正と中小企業の支援を同時に行っていきたいと考えております。

○志位委員 同時に言われますけれども、抜本的引き上げはやらぬと言わなければならない。生活保護の水準に見合ったものにして、その程度にしか引き上げないと言わなければならない。私が言っているのは、五割の水準を目指すべきだ。そうしなかつたら、最低賃金で働いても貧困から抜け出せない社会なんです。それではいけないということを私は申し上げた。

なぜ抜本的引き上げと言わなければならないのか。もう一回覚えてください。

○安倍内閣総理大臣 私どもはまさに四十年ぶりの改革を行います。しかし、その中で、中小企業の実態を見ながら、結果的に経営を圧迫して雇用が失われぬようにしなければならぬ。そこを私たちはやはり留意をしなければいけないんです。そして、全国一律であってはならない。東京と地方とではいわば物価も全然違うわけでありまして、かかる生活費も違う中において、そしてその中で地方がその地域の特性を生かして、強さを生かして頑張っているのであれば、その強さを奪ってはならない、私はこのように思います。

○志位委員 四十年ぶりの最低賃金制の改定だと言われました。最低賃金制度が創設されたのは一九五九年ですけれども、時の首相は岸信介首相でありました。

創設の際にもこれと同じような議論があったんですよ。すなわち、最低賃金制度をつくるよりも中小企業対策を先行させるべきだ、中小企業を圧迫するから最低賃金はふさわしくないという議論があったんですよ。それに対して当時の岸首相は、国会答弁でこう言っている。むしろ並行して進めるべきだ、この制度が施行されて、中小零細企業の劣悪な労働条件が改善され、能率も上がり、事業も安定し、過当の競争もなくなるということがむしろ中小企業対策としても効果があるし、それによって混乱を生ずることはないと考えておりますと述べておられます。私、立場は違いますが、見識ある発言だと思えます。引き継ぐと言っているのなら、そういう見識こそ引き継ぐべきではないか。

一律の制度は適さないと言いました。しかし、全国一律の制度をつくって、地域ごとに上乘せしただけなんです。私は、格差と貧困の度合い、これを土台から正していくためにも、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律の制度にすることが本来に強く求められているということを強く求めて、質問を終わりにいたします。

○細川委員 細かいことについては今後の法案審議のところで議論をしてみたいというふうに思います。

そこで、あとまた有期労働契約なんかについてもちよつとお聞きしたいと思つたんですが、時間がだんだん来ておりますから、最低賃金の問題についてお聞きをしたいというふうに思います。

大臣は所信表明の中で、最低賃金制度がすべての労働者にとつての安全網として十分に機能するように、生活保護との整合性を考慮した地域別最低賃金制度の見直しなどを内容とする法案を提案するということに言っておられます。現在の最賃は地域によっては生活保護を下回っているところ、この問題が指摘をされてきているところではないかと。私たちが民主党は、現在の目安制度を改めて、全国一律の最低賃金を決めることができるように法改正をして、一時間当たり全国平均千円を目指す、このように提案をしようとしているところではないかと。

そこで大臣にお聞きをしたいと思うんですが、国民が今一番知りたいというか、知りがたいことは、大臣が所信表明で述べられた最賃の制度を、生活保護との整合性があるように上げていく、こういうことを言われたんですが、では、実際に幾らに上がるのかというところが最も関心があるだろう。最近五年間で地域の最賃は四円から五円しか上がっていないわけではございませんか、地域の最賃だからわがらなからというふうな、そういうふうにお答えをしながら、どの地域だつたらどうだろうという状態が変わるからこの程度上がるんだ、最賃はこの程度上がるんだと具体的にちよつと示していただけないか。そうでないともわからなからんと。

○柳澤國務大臣 私が所信でも述べさせていたいただきましたように、最賃制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の下限として重要なものであると認論しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応する中でも、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていふ、このように考えております。

このため、今回に提出する改正法案においては、地域別最低賃金について、今先生御指摘のよう生活保護との整合性を考慮することを明確にする、それからまた、不払いに係る罰金額の上限を引き上げることにしております。そのことにより、最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することを考えております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、公勞使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において、法改正の趣旨に沿った議論を行っていただき、現下の雇用・経済情勢を踏まえて適切な引き上げ等の措置を講じてもらえるものと期待をしております。

○細川委員 今私は、多分そういうような御答弁になるのではないかとことを予想して、その先回りして私の方は質問をしたわけですが、どうですか、具体的な金額とかそういうようなことは、ここではちよつと言えないでしょうか。

○青木政府参考人 今大臣から御答弁がございまして、これは具体的な金額については、地方、各都道府県ごとに設置されております地方の最低賃金審議会、これもまた公務使の三者構成になつておりますが、いわば労使の話し合いをするということでございます。賃金の決定については、それぞれの地域の実情に応じて労使の十分な話し合いのもとでその決定をする、こういうシステムになつていふところでございます。具体的な金額については、その決定を踏まえて改定がなされることだと思つております。

○細川委員 だから、地方最賃審議会の中でこれまで一生懸命やつてこられたと思つては、それが一円二円の世界で、それではだめだといふことではあるんじゃないですか。だから、今までじゃならぬ、だつたらどういふふうにやつていけるら上がるんですかと私は具体的に聞いていふんです。それは答えられないんですか。

○青木政府参考人 今申し上げましたように、具体的な額の決定につきましては、これはアメリカを除いて多くの国でそうなのでありますけれども、審議会方式あるいは協約方式というところで、労使が参画して決定しているというところでございます。したがって、そういう中において日本のシステムもそういうことになつていふわけでございます。

法律としては、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、生活保護との整合性に配慮する、考慮をするという規定を法律上の要請としてきちんとして明瞭にするというところで、それを踏まえて地方の最低賃金審議会が具体的な額を決定していただくという仕組みになつております。

○細川委員 余り繰り返してもしょうがありませんが、きょう私は、最後にお聞きをいたしますけれども、これは内閣府の方からの説明があつたかと思つて、成長力底上げ戦略というのが今度できて、戦略構想チームというのができて、それで底上げをしていくということの中で最賃の問題も出てきているんです。成長力底上げ戦略、これを実施していくことにおいては円卓会議をつくるというふうに言っているんですけれども、その円卓会議と先ほど言つた地方最賃審議会、これとはどういう関係になるんですか。

○青木政府参考人 これは内閣府の方で御議論されているというふうに思つておりますけれども、この円卓会議については、これから具体的な中身、あり方を決めていくというふうに承知をいたしております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、これは賃金決定の話でございます。やはり労使の理解、労使のコンセンサスが極めて大事だ、そういう認識のもとにやつたものが構想されているというふうに思つております。

○細川委員 もう時間が来ましたから最後になりませう。

だけれども、成長力底上げ戦略チームの中には、厚生労働省の事務次官も入つておられますよ。そういう整合性があつてそれをやつていくのかという僕の質問に対して、全然答えられないじゃないですか。もっとこういうことをきちつと、出してくる時には、それこそ整合性をつけやらないと、説明を受けたつてさっぱりわかりませんよ。

○青木政府参考人 円卓会議の方は、いわば、生産性の向上をして賃金の引き上げを行つていくというスケジュールを構想しているというふうに思つております。具体的に最低賃金を上げるということについては、地方の最低賃金審議会が具体的な額を決めていただく。その前提として、生産性の向上でありますとか賃金の引き上げでありますとか、そういうことについての労使の大きな合意、コンセンサスをつくつていくことというのが円卓会議だということに思つております。

○細川委員 これで終わりますが、円卓会議、地6方にもつくると。ちゃんと書いてありますよ。それは円卓会議で最賃も決めていくというふうな書き方ですよ、この戦略チームは。全然違つじゃないですか。

時間もありませんからこれで終わりますけれども、これからたくさん法案がいろいろ出てくると思つては、またそのときにいろいろと議論もさせていただきたいと思つてます。

きょうは、ほかにも質問を用意いたしました。準備もしていただきましたけれども、時間の関係で質問できませんでした。その点についてはおわびを申し上げまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○増原委員 総理、どうもありがとうございます。

それで、今総理が御指摘になりました。要は、負の部分と言っておかしくいんですが、勝ち組、負け組、競争すれば当然それは出てきます。しかし、その負け組、それが固定化してはいけないというところだと思っております。そういう意味で、先ほど総理も触れられましたけれども、法律改正を含めていろいろ議論をしている、その提案をしてきているということでもあります。

実は、きのう、おとといこの予算委員会の公聴会がありました、公述人の方々からいろいろお聞きをいたしました。

大阪の商工会議所の副会頭の方、約三百人の従業員を持っていらっしゃる中小企業の方なんです、その方がおっしゃったのは、正規雇用を採用したいんだけど、自分たちのような中小企業には来てくれないんだということも言われていました。したがって、派遣とかあるいは外国人労働者の方々に来てもらわないと事業が維持できないんだという御意見もありました。

また一方において、これはキヤノンの派遣職員の方で、東京ユニオンに入っている方もいます。正規職員と同じようにずっと仕事をしてくれているのに、全く団体交渉権もなければ給与の格差も格段に多い、将来が極めて不安である、何とかここを是正してもらえないだろうか、本当に切なるお声もお聞きしたようなわけであります。

そういうしたいいわゆる負の部分でありますけれども、確かに、マクロでは失業率は低下をしておりますけれども、個々のミクロで見ると、場合によっては、まだまだ多数の問題があるのではないかと、こういうふうにお聞きしております。

そういう意味で、最低賃金の改正を含めまして、これもやはり公述人の方なんです、今、最低賃金は六百七十三円でしたか、これを千円にすればおよそ二兆数千億円の賃金が雇用者の中に入るんだというのを、ある労働組合の方が産業連関表を回して試算をされておりました。

いろいろな試算の仕方はあるんだと思いますが、いずれにしても、ニート、フリーターというのは、厚労省の統計では約二百万人ですが、それとか、派遣とかそれから請負とか、偽装請負に至っては何か言わんやというところがあるのでありますけれども、そういう方々を入れれば三百万とか、いろいろ統計によつてございます、誤差があるのでありますけれども、やはりそういう方々に、いろいろなニーズはあるんだと思うんですが、正規の職員になりたい、こちらあたりをどのようか吸い上げていくかというのが大きいのではないかと、こういうふうに思っております。

特に、ニート、フリーターという方々は、社会のセーフティーネットであります年金とかそういうものから漏れているわけですね。かつて、約三年前に、未納、未加入問題、未納三兄弟とかいって、聞いてみたら四兄弟というのもありましたけれども、いずれにしても、未納、未加入を現実につくっちゃうわけですね。月に五万円とか十万円で東京で暮らしているわけがない、そして、親のところからいろいろお世話になっておるわけですね。親が、これからは団塊の世代を中心としてリタイアしていくわけでありまして、そうすると、その基盤もなくなってくる。私は、非常に深刻な問題がそこにあるんだらうというふうに思います。

これに對しまして厚生労働大臣から御所見を伺いたいと思っております。

最後に、最低賃金制度のお話がありました。最低賃金制度が、現在六百七十三円ということ、いろいろなところで取りださされている、千円にしたら一遍に雇用者所得がふえるんじゃないかというふうなお話の引用もあつて申されたんですが、私どもとしては、基本的に、これまでの枠組み、つまり、地域、地域でもつて、公務員入った三者構成の最低賃金審議会というところでそれぞれの地域の生活の実情に合った最低賃金を決めていくということを尊重していきながら、このように考えているんですが、この問題があつて、それだとしても、そもそも生活保護のレベルとどうなっているんだ、生活保護のレベルをどうするんだ、というふうなことが、この御議論がありましたので、これとの整合性はしっかりとっていく。

それから、最低賃金を守らない人たちに對するいはばペナルティー、罰則、これもやや形式的なものでありますので、これらについてははつきり引き上げて、この最低賃金を遵守することについての遵守の精神というものを、もうひとつと刺激し、現実には、その違反に對してはしっかりと遵守を担保するような制度を置いていきたい、このように考えているところでございます。

○糸川委員 それはぜひ定義をしていただかないと、またではやはりワーキングプアという言葉が使われているわけでございます。マスコミの間でもどこでもこのワーキングプアという言葉が使われているわけでございますから、ぜひそれは定義をしていただかないかと。

もうこの底上げ戦略の中の、「ワーキングプア」の問題に正面から取り組む。というふうに書いてしまっている以上、この言葉を使わないのであれば、ここになぜ使わなくなったのかということの説明を入れていただいた方が理解しやすいんじゃないかな。これを全部言っているんですけど、いうことではなくて、そのように気を使っていたんだということも、思いやりのある政府になるんではないでしょうか。

そこで、ワーキングプアのこの問題の原因として、パートタイマー、フリーター、派遣労働者、こういう非正規雇用者の増加が挙げられるわけでございます。そして、この問題を解決するためには、これら非正規雇用者の賃金の底上げが必要であるわけでございます。これも、さまざまもうこの予算委員会でも議論されておりますけれども、その手段として最低賃金の引き上げが必要であるというふうにもう我々は考えているわけでございます。

しかし、この最低賃金の現状を見てみますと、青森ですとか岩手、秋田、沖縄、この四県は時給が六百十四円でございます。最高は東京の七百十九円でございます。仮に、この六百十四円を一日八時間、そして一月月二十二日間働いたとしまして、月に十万七千をそこしかなかったら、これでは、一生懸命働いても貧困から抜け出すことができない。これは、働いても働いてもいつの時代にもそういう人がいるのは仕方ないとおっしゃられるかもしれませんが、これはやはり何とかしなければならぬわけですね。

そこで政府は、今国会に最低賃金法、これを提出され、地域別最低賃金の決定に際し、生活保護との整合性も考慮する、そういう決定基準を明確にするんだというふうにしておりますけれども、この最低賃金法の改正案というのは、最低賃金を引き上げることを念頭に置いたものというふうにかんがえてよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは厚生労働大臣からお答えをいたしますが、先ほど私が申し上げたのは、いわば、働いてもなかなか厳しい状況の方々がおられるのはいつの時代もそうだった。その方々がおられるのは仕方がないということでは申し上げていない。そういう方々に光を当てていくというのは、これは当然政治の使命だ、こう思っています。

その中で、今、糸川委員が指摘をされたように、最低賃金、ゼロファイブネットとして十分に機能しているかどうかということを見ますと、生活保護との水準、これが逆転をしているところもあるわけでございます。そこはやはり、働きがいがある最低賃金にしていく必要も当然あるのではないかと、このことにかんがみ、私は、四十年ぶりのこれはいわば大改正をしななければいけないと思っております。

○柳澤国務大臣 具体的なことを補足申し上げますと、最低賃金の具体的な水準については、公務員三善構成の地方最低賃金審議会における、地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものではないかと、今この法案が成立した際には、それぞれの都道府県の今申した地方最低賃金審議会において法の改正の趣旨に沿った議論が行われて、現下の雇用、経済情勢を踏まえて適切な措置が講ぜられるものと思っておりますが、その方向は引き上げたということであると私は思っています。

○糸川委員 大臣、私は思っていますということでは、引き上げの方向ということではよろしいわけですね。

日本の最低賃金がイギリスやフランスと比較しても低いということですから、そうすると、今のこの最低賃金額というのが適正ではないという認識だということでもよろしいでしょうか。

例えば、日本の最低賃金の全国加重平均は六百七十三円でございます。イギリスやフランスの最低賃金は時給千円を超えておるわけでございます。アメリカにおきましても、この引き上げ法案が下院で可決しておるわけでございます。

ですから、そういう観点からも、今のこの日本の最低賃金という額が適正であると述べては思っていないんじゃないかと、再度御答弁いただけますでしょうか。

○柳澤国務大臣 大体ほかの国においても同様に思っていますけれども、最低賃金の決定は審議会の議を経る方式を採用しております。そういう国が多々ございまして、我が国におきましても、多々おられるように構成される地方最低賃金審議会、労働使の三者により構成される地方最低賃金審議会の調査審議を経て決定する、こういう方式が採用されておるわけでございます。

したがって、このよきな最低賃金を、それぞれ国において労働使も参加して決めたことではございまして、その具体的な水準を高いとか低いとかいうふうには評価することはやはり適切でないかと、私どもは考えるわけでございます。

なお、今国会に提出する改正法案におきましては、最低賃金制度が安全網として十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを明確にする、ことといたして、この改正法案に盛り込んで、これらによって最賃制度が安全網として一層適切に機能することを、このように考えている次第です。

○松本(剛)委員 民主党は格差是正緊急措置法案としての案を提出いたしました。この中には、テーマとして、おっしゃった中で共有をされているものもありまう。法律改正を伴うものというところで、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをさせていただいてお聞きを願っています。

先ほどお聞きをさせていただいたんですが、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中でおっしゃっている方がいる。日本では十一年間で七％しか上がっていないのに、欧米では三〇から五〇％上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらつしやいます。

具体的には、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインと一つの決めるべきではないか、かといふように御提言をさせていただいているわけですが、総理として、この最低賃金引き上げについては、御発言をさせていただいたのか、せりかか、予算委員会の中で、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちよつと具体的な、今国会に提出する改正法案の中身、考え方に御説明をさせていただきます。

今国会に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮することを明確にする、このようにお目印をいたしております。そして、先ほどちよつと松本委員も触れられておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるということもその担保措置として同時に決めるつもりでおわけてございます。こうしたことにより最低賃金制度がセーフティネットとしてより一層適切に機能することになる、このように考えております。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかということ、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになっておりますので、今回の法案が成立した際におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿った議論が行われて、まずは、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、このように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になったように、まさにこれは政治の場でありまうから、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上でもある程度リードする議論をすることは可能なはずでありまして、具体的にどのようしていくのかということややはりこれは話をされるべきだと思ひます。

私たちは、きちんとした生活をしていくために、目標としては千円といふ一つの数字をあげておいたんですが、各地の生活をそれぞれ調査をいろいろさせておいた方がいいなデータを拝見いたしました。まずは、先ほど五〇％という話もありました、三〇から五〇ということからしても、今の最低が六百円ですか、そこから考えても、八百という数字を例えは一つは目安にする、か、そういう考えが政治のダイナミズムとしてあつていふべきかといふように思ひますが、これについては御意見を、厚労大臣として総理に一言すつお伺ひしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 先ほど、水準の問題としては生活保護との整合性といふものを考慮すること、一つは申し上げましたが、この二つをの整合性を具体的にどう考えていくかといふこと、これが非常に私どもの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによって最低賃金を上昇する方向で当然考えていられるということが、明言をさせていただいたところでございます。

しかし、具体的には、従来、公労使で考えてきたといふその三者構成の審議会方式というもの、我々の国は、他の多くの国もそうなんですが、あれ、セーフティネットとして踏み込んできたので、その枠組みの中で現々といふようなもの、そういったものを示すといふようなところで、これに取組んでまいります、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法については、今後の私たちが目指すべき方向については先ほど厚生労働大臣が答弁をいたしましたが、いわゆる生活保護との整合性をまずこの金額に置かなければいけないと思ひます。そして、その先であります。もちろん我々も、

できれば高くなつた方がいい、このように思ひますが、しかしそれは、実際の実態にそぐわなければならない、かえつて中小企業にどこで経営が成り立たない、かえつて中小企業にどう思ひます。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないか、このように私に思ひます。

そして、それと同時に、いわば次の段階として、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政府の含意を伺つていく、その含意にのつとつて産業政策と雇用政策の一体運用を図り、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げを実現していかなくてはならないと思ひます。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるもの、ここである程度の金額をすばつと西かれてもいいのではないかとおもうように思ひます。(発言する者あり) 少し静かにしていただけますか、小野寺さん。

中小企業の問題というのは私どもも認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしまして、か、幾ら上げたらどのくらい影響があるかという試算をされたことがあります。

○柳澤国務大臣 これは今すぐここで持ち合わせたりせんけれども、当然、その賃金コストに上りまして、我々は、ある程度の水準を想定した場合にどのくらいの負担になるか、これは試算を当然してあります。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従来員八百未満の中小企業の賃金増加額といふのが、全国で百七十五億円といふ数字が出てまいりました。大きいと見ると小さいと見るか、また、これを中小企業に對してどう支援をすることが、これはいろいろ課題があるといふように思ひますけれども、十分に可能な数字ではないかといふふうにお聞きを願ひたいと思ひます。試算があるとすれば、その辺も含めて御取組を願ひたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 今、具体的な数字を私は持ち合わせていないわけですが、今、八百円と松本委員はおっしゃられたけれども、このレベルになりますと、アメリカの三段階ぐらいで今考えておりましたが、最初のレベルよりもかなり高いという印象を今持りましたが、八百円はかなり中小企業にとつてはきついならば、これについては私に思ひます。

○松本(剛)委員 中小企業に對しては何らかの対応策が必要だといふことは今申し上げたつもりであります。試算があることでもしたから、これは、こつちになったことかあるのか、この細かい数字は結構です。印象としてこのぐらいならいけるのかといふのを、これだけ最低賃金が議論になっていくわけですから、大臣はお持ちではないかなといふことを期待してお聞きを願ひたい。ただ、こればかりは幾らかでいいかといふ話です。

最低賃金、今までもいろいろ議論がありましたが、本場に現場の審議会では一円刻みで厳格な議論をする意味はしてきておりますが、今の六百円といふ水準から、けたが一円上がるぐらい、二円上がるぐらい、やはり百円の話を覚えていくべきときが来ているのではないかといふことをお聞きしたかったわけでありまう。

その点に對して、中小企業にはどのくらい影響があつて、ではどういふ対策が必要なのかといふことを考えたときに、我々も、政府ではないんですけれども、試算をしてみたいのは、やはり影響額がどのくらいあるのか、そのことがなければ、これが何兆円もかかるといふことにはなれども、ならないわけですね。そこをお聞きしたか、このことではあります、もうよろしいですか、今のところないといふこと。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つには及ばないのかもしれないけれども、我々の検討の中では、アメリカの最初のレベルからいってどういふふうなことを、これ、これ、ハイボセチカルといふか、仮想の問題として、というの、今松本委員が仰せのとおり、一円、二円を今まで刻んできた、しかも熾烈な議論が行われてきたといふのが、私に思ひます。そういふものとの関係で何が考えられるか、これは、我々にはこれから審り審りのところを考へていかなければならないといふのが私どもの直観に思ひます。

○松本(剛)委員 せひ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見ても、最終的に、本当にそれぞれが健康的でまさに文化的なではないですけれども、暮らしをするには千円が一つの目安ではないかというふうに私も御提言をしていますが、生活のぎりぎりということも八百という数字を、全国のいろいろなデータを拾ってきてお話をさせていただきましたので、ちょっと念頭に置いていただいて、せひこれから議論をしていただきたいと思います。

○吉川春子 柳澤大臣、このように、その白紙の運輸手帳の中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判決は非常に詳しく認定しております。

こういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準もろん以下、最賃以下の労賃で働かざるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのをはやはり保障していくというのがすべての国民に保障していくというのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○国務大臣(柳澤伯末君) 最低賃金制度は、言ってもないことではけれども、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資することを目的としたものであるとございます。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者というものとされているわけでございます。その判断は、先ほど来申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかない、こういうことではございます。

したがって、個別具体的な判断の結果、労働者性がないと判断することになると最低賃金法も適用されないと、こういうことになります。もちろん、労働者性があるという場合には最低賃金法も適用されるわけでございますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際の実質的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものをよく考えてこれを引き上げる方向で検討したい、このように考えているところでございます。

○吉川春子 さっき国交大臣に激しく迫りましたけれども、頑としてうちは面談見ないよと、こういうふうにおっしゃったわけですね。そして、今度、労働者性もないよと今度厚労大臣にも冷たくされまして、一体この人たちはどうすればいいんだと、こういうことになるんですよ。

だから、少なくとも生計費、最低限ですね、そういう基準以下で働いている人々については、この精神というものは及ぼさなきゃならないと思うんですけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯末君) 労働者性がないということになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私ども仕事をさせていたたいというところであります。それを乗り越えて何か実質的に物を考えろと言われましても、私どもなかなかそれは難しいということをおっしゃるを得ないと考えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度の問題があると思っております。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十万円少しなんです。これでは生活はできません。しかし、例えばですけれども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられますと、生活保護の給付額は十九万四千四百四十円、およそ二倍になってしまいます。

この最低賃金制度の問題があるというふうに、大臣、お考えになりませんかでしょうか。

○国務大臣(御澤伯夫君) 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護という生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ実際に多いんですけれども、これはあくまで生活保護基準額なんです。基準額でございます。したがって、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もあります。生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でございますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありましようけれども、そういうことを土台にして働きに出掛けていったときの最低賃金ということでございますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされるというのとはちよつと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありましようけれども、少し飛躍があるのではないかと、このように考えます。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ております。前川清成君。

○前川清成君 はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活、憲法二十五条が保障してあります。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいて議論していただきたいと思っております。

これで終わります。ありがとうございます。

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。
これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなって、時間給で働いている人たちも自分たちの生活のための生計費、このようになってくる人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身という人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考える時代に來ているんだと思うんですね。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いです。アメリカはこれから、日本が「〇〇とするならば一四五の位置まで上げよう」ということが既に決まっておりますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というのが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金を底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にとどまってしまう。仮にですよ、仮に一時間千円として年間二千時間働いたとしても、その方の年収というのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だと思いでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことよって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣ってこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくっていききたいという中において、円卓会議をつくって、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしっかりと連携取って着実な前進をお願い申し上げたいと、このように願っています。

今日のテーマでございますが、今もございましてけれども、話題がございましてたけれども、グローバルズが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変な影響が出てきていると、もうこれは当然でございます。そこで、この国会で先日、労働三法が改正、閣議決定されたというところでございまして、今も民主党の立場で批判的な御意見もございましてたけれども、私はまあ一歩前進と、時間外労働の割増し賃金も一歩前進でございまして、最低賃金も一歩前進と私どもはそのように受け止めておるわけでございまして、特に、総理もおっしゃっておりますけれども、最賃法によりまして、国民所得と違いますが、一番高いのは東京が時間給で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手ですが、時間給が六百十円と、こうなっているわけでございまして、都道府県によりましては生活保護のレベルよりも低く、先ほど総理もおっしゃっておりますけれども、それじゃあどうやって生活保護の水準をなくするわけで、そういうレベルだとどういふことがおこる問題であるわけで、今回改正するんだというところでございまして、そういう現状に対して総理はどのようにお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私も、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、プランズを大々している状況になっておりますから、それをまずい早く是正をしていかなければならぬと、このように考えているところでございまして、このため、今国会に提出いたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金をこの生活保護との整合性を考慮するところを法文上明確にしたところでございまして、今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨に沿っての議論が行われ、その結果に沿って現下の雇用状況状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしておるわけでございまして、

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私も、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、プランズを大々している状況になっておりますから、それをまずい早く是正をしていかなければならぬと、このように考えているところでございまして、このため、今国会に提出いたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金をこの生活保護との整合性を考慮するところを法文上明確にしたところでございまして、今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨に沿っての議論が行われ、その結果に沿って現下の雇用状況状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしておるわけでございまして、

そしてさらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について、政府側の合意形成を図り、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。まずは、生活保護以上に上げていくという改正を視野に入れて検討していく、そしてその上にさらに、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がっていく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がっていくという仕組み、言わば一段階上の仕組みでこれは最低賃金を上げていきなると、このように思っております。

○白浜一良君 それで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけど、いわゆる今総理からもお話ございました生活保護に係る施策との整合性に配慮するところ、この文言が法律に入っているわけでございまして、これが、まあ上がった見方だと思っておりますが、いわゆる生活保護の方は下がるんじゃないかと、今の最賃はレベルにしてですね、そういう上がった見方もございまして、この辺に対するしっかりとした見解を述べておいていただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較考慮、それから通常の事業の資金支払能力、この三要素を考慮して決定するものというふうなことでございまして、今回の私どもも今提案している改正法案につきましても、総理からも御説明をいただいたわけですから、この労働者の生計費というところにつきましても、この生活保護との整合性に配慮するところ、このことを考えているところ、この辺にございまして、そのこともお考えを申し上げます。この最低賃金制というのは非常に、雇用の形態が一定であれば、それはまたそれで一つの役割をもう当然演じてきたわけですから、雇用形態が多様化する中で最低賃金制度とどうもこの重要性というものが私は増してきていると、そういう形で変化を促してきていこうというところをなればならぬというふうな考えをしております。

○内閣総理大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較考慮、それから通常の事業の資金支払能力、この三要素を考慮して決定するものというふうなことでございまして、今回の私どもも今提案している改正法案につきましても、総理からも御説明をいただいたわけですから、この労働者の生計費というところにつきましても、この生活保護との整合性に配慮するところ、このことを考えているところ、この辺にございまして、そのこともお考えを申し上げます。この最低賃金制というのは非常に、雇用の形態が一定であれば、それはまたそれで一つの役割をもう当然演じてきたわけですから、雇用形態が多様化する中で最低賃金制度とどうもこの重要性というものが私は増してきていると、そういう形で変化を促してきていこうというところをなればならぬというふうな考えをしております。

そういう観点で、今回、まず第一歩として生活保護との関係というものを打ち出しまして、これを法文上明確にしたわけでありまして、今、白浜委員がおっしゃったような、生活保護を逆に減らして、それよりは上だからこれでいいんだなどというふうな、そういう考え方のほうは全く今初めてお聞きしたようなことで、率もございませぬ。ないのみならず、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということ、最低賃金を生活保護を下回らない水準にするということをむしろはつきりさせたということもございまして、私もございまして今回のこの法文上の趣旨に沿って、現実の最低賃金をこれを引き上げるという方向で検討しているということには、私もはつきり申し上げておきます。

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目録値とかそんなのはあるんですかね。

○内閣総理大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方ともに行っていくということもございまして、したがって、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるというふうなそういう状況にはないということをは是非御理解賜りたいと思っております。

○白浜一良君 それで総理に聞きたいんですけど、当然働いている個から見れば、もうそれは給与は高くなったことないです、それは当たり前でございますし、もうけている企業は当然従業員に給与として還元すべきだと、これもまた当たり前な話なんですけれども、一応、千円というお話がございまして、これ、今のレベルから見れば、東京が比べて四割以上と、青森とか沖縄のレベルから見ると六割以上と、すね、これが高いか低いかわからない議論はあろうかと思っておりますが、少なくとも、読売新聞の社説の論評見ますと、理想論過ぎるのではないかと、こいつらに書いてございまして、それから朝日新聞の社説には、雇用するのは、もうかつて大企業はいいですが、大半の雇用は中小企業なんです、中小企業の皆さんの反発を招くのではないかと、こいつらに論評をしておりますが、そういう一丁の全体の受け止め方に関して所感をいただきましたか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくということは、正に労働者の皆さんが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、そこで言わばある種の理論論的に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになりまして、経営環境を圧迫していることになると。そういう中で、それに対応し得る企業はいわゆるありまして、中小企業にとっては、そうなりましてらむる雇用の数を減らさなければいけないというところになってしまふわけであります。また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなるといふ危険性もあるわけであります。そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならないと思っております。例えば、千円一律というふうな考え方は、私は非現実的ではなからうかと、このように思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくということは、正に労働者の皆さんが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、そこで言わばある種の理論論的に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになりまして、経営環境を圧迫していることになると。そういう中で、それに対応し得る企業はいわゆるありまして、中小企業にとっては、そうなりましてらむる雇用の数を減らさなければいけないというところになってしまふわけであります。また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなるといふ危険性もあるわけであります。そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならないと思っております。例えば、千円一律というふうな考え方は、私は非現実的ではなからうかと、このように思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくということは、正に労働者の皆さんが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、そこで言わばある種の理論論的に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになりまして、経営環境を圧迫していることになると。そういう中で、それに対応し得る企業はいわゆるありまして、中小企業にとっては、そうなりましてらむる雇用の数を減らさなければいけないというところになってしまふわけであります。また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなるといふ危険性もあるわけであります。そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならないと思っております。例えば、千円一律というふうな考え方は、私は非現実的ではなからうかと、このように思っております。

○福島みずほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたします。

今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割というさまざまな事態になっております。今回、国会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分に具体的な効果性のあるものとして機能するものかどうかというふうに疑問を感じます。中央の審議会が一定の目安を提示し、それに基つき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もともと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えばどんな人もどこで働いても最低時給十円以上ということ、やはりワーキングプアと言われる人をなくすべきだという主張では一致をしております。もう少し最低賃金を、外国に比べて日本は低いのですから、これを上げるという方向で議論していかかでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

今、福島委員の方から全国で一律に時給十円という最低賃金を設定したというお話でございまして、これはやはり現実の経済を考えると、そういう観点からすると、これは総理も度々も取り組ませていただかざるを得ないということ、子算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにそれが非現実的であるというところでございまして。

私どもが今回考えておりますのは、今も委員がおっしゃられたとおり、法律が制定された際には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示すると、こういうことを考えております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの地方の賃上げが行われると、こういうことを想定しているわけでございます。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するということと賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておきまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そういうことを先ほど言った目安を提示するときは十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したい、このように考えているところでございます。

○福島みずほ君

地方や中小企業に関しては、私は経過規定を設けるといっても構わないと思えます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえば、例えば大企業から下請で下りてくる際にダンピングが行われたり、コスト削減で厳しくたかかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するということ、なにも厚生労働省としては是非やっていた方がいい。そういうことを、中小企業自身を応援すること、どこで働いても時給十円以上、二千時間働いても年収三百万円をわけですね、ですからここで働いても時給十円以上は保障していくと、それに向かって厚労省は努力をしていただきたいということを強く申し上げたいというふうに思います。

○岡崎トミ子

私たちは民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の労働者の生活賃金を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性を担保するものとなっておりますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金をそれらの水準を超える額を設定し、その結果として遂に都道府県で何田程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三)答

最低賃金法の改正についての答申があります。た。

今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した時点では、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に基づいて、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に合わせた引上げを実現したいと考えております。

○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言っているわけではございません。不用意に最低賃金を引き上げることには、労働者に失業をもたらす生活をかえって困窮させることにつながるというふうなことも言っているわけですね。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方は誤っている、そのままで明言しておいて、じゃ、どうやって労働者の保護が図られるというふうなふうに考えるのかというのがよく分からないままで、その部分だけ押してきているという、学者が作られたとしては非常にへんな論理だと思えますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現してきたいらうと、このようにおっしゃっている中において、この部分にもやはり政府の今は取組姿勢と全く背馳する考え方がなっているんじゃないかと思っておりますけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 思ってもいたしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題につきましても、生活保護との整合性を考慮するということとをこの新しい改正法案で御提案させていただいております。

それから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針というものを念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政労使の合意形成を図っていくこと、こういうような動きも現にあるわけでございます。したがって、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げたいことという方向については、内閣の全体の考え方の下で、そういうものをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をするということと相まってこの方向を進んでいくこと、こういうふうな考えられているわけでございます。

そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済論的に誤りかと言われれば、それはこのとおりのが起こればそうだろうと、こういうことになりました。政府全体が、先ほども言ったように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をどうやってしていくかという政策的な検討をしているさなか、分り切ったこととは言いません、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするということも適切を欠くなど、こういうふうに思っております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でのいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれないが、こんなことをやっていて本当にいいんですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと労働政策審議会というのがあって、そこにいるんだって代表者が出て議論をしているんですよ。これはちゃんと代表者を集めて議論しているんですよ。何でもこんなものまでやらせなきゃいけないんですか。こんなの税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないんですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、マツコさん。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がバブルが崩壊して非常に不況になったときに、財政も相当悪んでいましたので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するということができなくなりました。そのときに、規制、当時は緩和と言っておりましたけれども、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもっと正常に戻していくということが企図されました。当時、行政改革の一環として位置付けもあつたんですけれども、むしろネグしたことで、規制改革というのは経済政策として位置付けられることになったことが行われました。それがずっとこの十年以上にわたって非常に、依然として同じようなトーンで追求をされてきた、いろいろなことでござります。

そういうようなことで、規制改革というもののについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果期待されるということが推進をされているということですが、それはどういうシーンでもってやられているかという点、今やる内閣府から説明がありましたように、規制改革会議というところで行われているところについてお聞きします。それが、最低賃金というふうなところについては、これも規制といえは規制かもしれないけれども、容赦をするというところとはちがうところかというところ、私も若干はかきりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたところについてお聞きします。

もとより、それは、そういうところを意見として言うところなんです。意見が封じられるわけにはいかないというところで、私もそういうところの発表があつたというところを事実として受け止めるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私も、現に最低賃金法の改正案を国会に提出をいたしてありますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実に受け止め、実現できるように生産性を向上していくと、そういう観点からいふ人な政策が議論されていきます。

そういうようなときに、分かり切った経済政策を、何か最低賃金を上げれば、それを踏えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるという、まあ、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの様に言わなきゃならないかというところを考へまして、私は誠に不適切な意見表明であるところについて申し上げた次第です。

○小池晃 大臣、正に今審議されているパート法案について厚生労働省の国会答弁でも百八十度異なるような見解が出されているわけですよ。しかも、それだけではない。同一労働同一賃金にも反対。最低賃金を引き上げることにも反対。しかも、中身を見ますと、例えばこんなことも書いてあるんです。行政庁、労働法・労働経済研究者などには、このような意味でのごく初歩の公共政策に関する原理すら理解しない議論を閉陳する向きが多い。国会議としては、理論的根拠のあいまいな議論で労働政策が決められることに対しては、重大な危惧を表明せざるを得ないと考えている。ここまでもある意味なめられたような文書を出しているわけですよ。

大臣、やっぱりこれは、私、むしろ私なんかは、これはもう財界の利益のみを根拠にしたあいまいな議論で、労働政策にこういう規制改革会議が介入してくることは重大な懸念を私は持つわけですが、これだけの中身を出されておいて黙っているわけにはいかないんじゃないんですか。私は、今正にパート法の審議もやっているんですから、その中で、全く政府見解と違うことが規制改革会議から出てくる中で、これは法案審議なんかできませんよ。これを撤回しなければ、私はこの法案審議はできないと思いますが、撤回を求めるべきじゃないですか。

○国務大臣(労働部次官) 委員の御指摘は率直にたししても理解するところであります。先ほど来申し上げておりますように、この法案を出したまま担当の省のみならず、内閣におきましても、そういう最低賃金の問題について将来、中長期的にこれを引き上げる方向でその条件をいかにして差えるかという点について議論をいたしている。そういう状況の中で、政府のこの一部の末端の組織といたしても、このようにその方向性において全く違うようなことを意見表明することについては、これはもう随分異例のことであると思われ、適切さを全く欠いていると私は考えております。小池委員の方からは、この撤回を求めるべきと、こういうふうにおっしゃいますけれども、これは規制改革会議の下のグループの、更にその下のまたタスクフォースということではないかと、ちよつと私どもとしてはそれほど大きく相手に対することもあるまいかと、このように考えております。

○小池晃 今の調査、三年前にも行われていますが、最賃を要請するという数字が一四〇から、今お話をしたように、二一〇に上がってきています。六四〇という同じ地域の同業同一職種の場合が多いと思っております。場合が多いと思っております。

私、いろいろと実態をお聞きしましたけれども、例えば大阪の労働者、大阪労連の方に聞いたんですけども、パート労働者の方が団交でその均等処遇を求めるのと何と云われるか、そんな賃金のことなどはどこにあるねんかと、周り見て自分のところだけ良くなるんじゃないかと、時間給は隣のスーパーと比べて遜色ないはずだと、その証拠にあんなに安いと言わけて辞めなさいだろと、こういう返事が、これは使用者側から返ってくるんですよ。これが実態だと。

結局、大阪の例でいうと、最賃額の七百二十円を基準にして、最低ラインに学生アルバイト、その少し上にパートが置かれてパート相場はできていくと、そこに張り付いているという実態があるんだと。しかし、八割は有期雇用ですから、これは安い賃金でも我慢するしかないという実態があるんだと。こうした中でまともな生活ができる賃金確保するために、解決方法としては、やはり同一価値労働同一賃金ということとをルールの原則にしっかりと据えることと、全国一律最低賃金制を確立する。最低賃金、まともな暮らし水準、私たちが目指すのは時給千円以上ということと提議しておりますが、これが本意に必要なんだろうと思っております。

その中で、今の国会に提出されています最賃法案ですが、生活保護に際する施策との整合性に配慮する点、そういう規定ではない、確実に最賃が引き上がる根拠は示されておられません。厚生労働省としては、これ、どの程度の金額が上がるかと考えているのか。もう生活保護との関係という点ではかえって大きくなる危険性があるんじゃないかと思っております。その点はいかがですか。

○政府参考人(労働部次官) 最低賃金制度は、今あるお話にありましたように、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして十分機能しているというふうにも思っております。今後とも、安全網として一層適切に機能することが求められているというところであります。

このため、今お話をしましたように、今回の改正法案では地域別最賃については生活保護との整合性も考慮するということも明確にしまして、その最賃額までの賃金の不払についての罰金額の上限を五十万円に引き上げることと、より一層この最低賃金制度が適切に機能するようにしたいというふうに考えております。

お話をしました最低賃金の具体的な水準につきましては、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこの法改正の趣旨に沿った議論が行われて、その結果に沿って現下の雇用情勢等を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政府使の合意形成を図って、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいというふうに考えております。今お話をしました全国一律、まあ千円と云うお話もありましたが、そういうことについては、急に最低賃金を大幅に引き上げることは、急に中小企業を中心として労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的だということも思っております。

最低賃金を全国一律の制度とすることについては、これは最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によって物価水準等に差がありまして、生計費も異なるというところから、その水準につきましても地域によって差があるものでありまして、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではないと、やはり各地域の実情に応じて決定されるべきであるというふうに考えております。

○園田康博君

次に、最低賃金法の改正について伺います。地域別最低賃金は毎年一円から五円程度しか引き上げられておらず、我が国の最低賃金水準は、他の先進諸国に比べても低い水準に抑えられたままです。地域によっては、最低賃金が生活保護水準を下回っており、生計が立てられない貧困層の拡大を招いています。

新聞各紙はワーキングプアなどと上品な片仮名を使っておりませんが、これは日本語に訳せば、働いても貧乏ということであり、まじめに働いても暮らしていけない、結婚できない、将来の展望が持てずその日暮をしのぎを繰り返さなければならない、貧乏な国ではないかと、すなわち、政府案が行き着くところは、美しい国ではなく、貧乏の国・日本を目指していると言わざるを得ません。

大臣、ネットカフェに行つたことはございますでしょうか。私は昨日、ネットカフェのその実態、若者の実態を現場で見なければならぬと思ひ、実際に見てまいりました。そこには、日雇い派遣という形で、一日六千円から八千円の給料で生計を立てているもの、アパートを賃貸する初期費用六カ月分をためることができず、ネットカフェ、あるいは最近ではハンバーガーショップなどで一夜を過ごす若者がふえていると言われ、ネットカフェ難民という言葉まで生まれています。このような若者がどのくらいいるのか、その実態と、また、そのような若者を生んでいる社会について大臣はどう思われますでしょうか。御感想をお伺いいたします。

さて、法案についてお伺いする前に、政府の御見解を明確にしておかなければなりません。

昨今、規制改革会議から、不用意に最低賃金を引き上げると、その賃金に見合う生産性を発揮できない労働者の失業をもたらすという、最低賃金の引き上げに慎重な意見が発表されたところであります。今、こうして最低賃金法の改正案がまさに

国会審議に入ろうというときに、政府の規制改革会議から意見書が発表されたとするならば、これは見過ごすことはできません。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、最低賃金の中長期的な引き上げ方針を協議することになったところであります。

一体、政府は最低賃金を引き上げるのでしょうか、引き下げるのでしょうか、どっちなんですか、答えてください。規制改革会議のペーパーを読めば、政府は、貧乏人はもつと貧乏になれと言っていて、格差は正など単なるポーズだったとしか見えません。最低賃金政策の決定権がだれにあるのかも含めて、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

民主の考えでは、最低賃金の原則を労働者及びその家族の生計費を基本とするとしており、政府案において、最低賃金の原則として労働者及びその家族の生計費を基本とすること、これを取り入れるお考えがあるかどうか、厚生労働大臣にお伺いをいたします。

政府案は、地域別最低賃金の原則として「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としてありますが、この改正により、加重平均で時給四十九円になるという厚生労働省の試算が報道されています。この試算の算定根拠、法施行後一週に引き上げるのか、厚生労働大臣に説明を求めます。

最後に、これまで私どもが独自案としてそれを出してこられた際に、バナナのたき売りではいりませんが、例えば最賃の相場が引き上がるような報道がなされており、それはそれで結構でございますが、格差は正に本気で取り組むのは民主党の方なのか、政府・与党なのか、どんなに競争してみたとしても、私ども民主の方が真剣であり、政府・与党は単なるポーズにすぎないということを最後に指摘させていただきます。私の質問を終わります。

○園田康博君

次に、いわゆるネットカフェ難民についてお尋ねがありました。

この問題に的確に対処するためには、まずその実態を把握することが重要であります。これらの労働者は、その外見から一般の利用者と区別がつかないことなどから把握が困難な面があるため、関係者と調整を図りながら的確な把握方法を見出し、早急に実態調査を行ってまいるのであります。

これらの者に対する対策につきましては、把握された実態を踏まえて具体的に検討する予定であります。これらの者には、まず、住居を確保するための相談、支援を行うとともに、より安定的な就業機会を確保するための支援を行っていくことが課題であると考えております。

規制改革会議の意見書に対する見解等についてのお尋ねがありました。

お尋ねの規制改革会議の意見書とは、去る五月二十一日、規制改革会議再チャレンジワーキンググループ労働タスクフォースが公表したものであり、お聞きたいしましたが、当該記述は、現時点における同タスクフォースの考え方として、不用意な引き上げということが起こった場合について意見を述べたものと理解しております。

厚生労働省といたしましては、最低賃金法改正法案を成立させていただいた際には、改正法の趣旨を踏まえ、最低賃金の引き上げを図ってまいり所存であります。

なお、最低賃金は、最低賃金審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定するものとなっております。

労働者の家族も考慮した最低賃金の決定に関するお尋ねがありました。

労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用をいふものであります。具体的などのような労働者を前提とするのかについては、最低賃金の決定の仕方と密接に関連する問題であります。

現在決定されている地域別最低賃金は、年齢階層にかかわらず一律に決定され、単身労働者も扶養家族を有する労働者もいすれも対象としており、また、一般的には賃金カーブは入職時が最も低くその後上昇して行くことになっております。こうしたことを前提とするならば、最低賃金の決定に当たって、直接対象とするのは若年単身労働者の生計費とすることが適当と考えております。

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてはお尋ねがありました。今回の最低賃金法改正法案につきましては、地域別最低賃金については、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定することとしたしております。生活保護に係る施策との整合性の具体的な方法は、最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。

また、地域別最低賃金の具体的な水準は、中央最低賃金審議会の議論も踏まえ、地方最低賃金審議会において、生計費、賃金及び賃金支払い能力の三つの決定基準に基づき、地域の実情を含め、さまざまな要素を総合的に勘案して審議を行い、決定されるものであります。

御指摘の報道の内容は、現在の最低賃金の水準と生活保護の水準との機械的な一つの比較を示したものと考えております。いすれにいたしましても、今回の法案が成立した際には、最低賃金審議会におきまして法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしたしております。

○江田康幸議員

まず、最低賃金法改正法案について御質問します。

最低賃金制度は、すべての労働者の賃金を下支えるセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしているところであり、就業形態が多様化する中で、その重要性はさらに増しているものと考えます。

ところで、現在、地域別最低賃金は都道府県ごとに決定されており、地域によっては最低賃金でフルタイム働いても、生活保護水準以下の収入しか得られない場合もあると伺います。このことは、最低限度の生活を保障するという観点やモラルハザードの観点から大きな問題であり、就労に対するインセンティブが働かないものと考えます。

こうした問題に関し、労働者の賃金の底上げを図るべく、最低賃金制度がより一層セーフティネットとして十分に機能する必要があると考えておりますが、今回の改正法案においてはどのように対応しようとしているのか、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

次に、あるべき最低賃金の値についてお尋ねいたします。

現在、地域別最低賃金の水準は、全国加重平均で六百七十三円と聞いております。これについて、全国最低賃金を導入すべきとの意見や、全国平均で千円を目指すというような意見があり、これを表現させるため、民主党では、最低賃金の決定基準から賃金支払い能力を取り払っておりません。

このような主張は耳がきわまりがよく、またわかりやすくもあるのですが、最低賃金は国が罰則をもつてすべての労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであることにかんがみれば、企業の賃金支払い能力を無視して、最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるとなりますと、中小企業の事業経営を圧迫し、反発を招くのは明白であります。

また、我が国の実情を見ると、賃金や物価水準等について地域格差が大きく存在し、地域の経済状況にも差が見られると伺っております。

全国最低賃金を導入すべきという主張や、地域別最低賃金を例えば千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、厚生労働大臣の見解をお伺いいたします。

○國務大臣（柳澤伯夫君）

最初に、最低賃金の機能強化に関するお尋ねがございました。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後ともセーフティネットとして一層適切に機能することが求められており、このように考えております。

このため、最低賃金法改正案につきましては、地域別最低賃金について、一つ、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、二つ、不払いに係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることといたしております。

次に、最低賃金の決定に当たつての考え方に關するお尋ねがございました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なることから、その最低限度の水準についても、地域によって差があるものと考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えております。

また、地域別最低賃金を例えば千円へ引き上げるなど、急に大幅に引き上げることはついては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面もあり、非現実的と考えております。

○笠井亮君

最後下、最低賃金の問題です。現行の最低賃金は、全国十一都道府県で、生活保障水準さえ下回っているのが現状です。こんなことが放置されていいはずはありません。最低賃金の決定権は国にあります。こんなに低レベルにとどめてきた責任は極めて重大です。一体、今回の法改正で、最低賃金が幾ら引き上げられるのですか。

今必要なことは、全労連や連合を初め多くの労働者、国民が求めているように、全国どこでも時給千円以上に引き上げることではありませんか。明確な答弁を求めて、質問を終わります。

○国務大臣（柳澤伯夫君）

今回の法改正による最低賃金の引き上げ幅についてのお尋ねがありました。今回の最低賃金法改正法案におきましては、地域別最低賃金について、その水準を生活保障との整合性も考慮して決定することといたしております。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ幅等の措置を講ずることといたしております。

最低賃金の水準についてのお尋ねがあります。

地域別最低賃金を全国どこでも千円以上に引き上げるなど、急に大幅に引き上げることにつきましては、中小企業を中心として、労働コスト増により事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われる面があり、非現実的と考えております。

○重野安正君

今回、最低賃金法の一部を改正する法律案に生活保護との整合性が盛り込まれていますが、そもそも、このような考え方を導入すること自体、問題です。新たな指標が加わることで、生活保護制度の縮小が続く中、最低賃金もこの程度引き上げられるのか定かではありません。

日本の最低賃金は、欧米諸国と比べ低過ぎます。ナンヨナルミニマムの最低賃金法で定め、その地域別最低賃金を上昇させる方式に変更することにより、最低賃金の底上げを図る方策を検討すべきであると考えますが、大臣の答弁を求めます。

最後に、機能不全に陥っている雇用のセーフティネットを一刻も早く張り直すことを強く求め、私の質問を終わります。

○国務大臣(柳澤伯光君)

最低賃金の決定方式についてのお尋ねがありました。

最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものでありますが、地域によって物価水準等に差があり、生計費も異なりますので、その最低限度の水準についても地域によって差があると考えております。このため、全国一律に最低賃金を定めることは適当ではなく、各地域の実情に応じて決定されるべきであると考えます。

また、全国最低賃金を決定した上で、地域によってそれを上回る地域別最低賃金を決定する方式につきましては、地域の実情に応じて地域別の最低賃金を定めている現行の制度と結果としては実質的に変わらぬのではないかと考えられ、御指摘のような制度とする必要性はないものと考えます。

○糸川正晃君

最低賃金法の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の改正案は、地域別最低賃金の決定に当たって、生活保護に係る施策との整合性を配慮することとしております。そして、これにより最低賃金は引き上がる方向であると、総理、柳澤厚生労働大臣は幾度となく発言しております。

厚生労働省の試算によりますと、東京や大阪などの全国十一都道府県で、地域別最低賃金が生活保護の水準を下回っております。

最低賃金の大幅引き上げは中小企業への影響も大きいと考えられますが、どのようにして最低賃金を大幅に引き上げるつもりなのか、厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣(柳澤伯夫君)

最低賃金の引き上げについてのお尋ねがございました。

最低賃金の具体的な水準につきましては、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の最低賃金法改正法案が成立した際には、審議会において法改正の趣旨に即した審議が行われ、その結果に基づき、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図ることとしております。中長期的には、こうした取り組みの成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げが実現されるものと期待をいたしております。

○辻泰弘君

それから次に、アメリカの最低賃金についての報道がございました。最低賃金については法的には議論ができないまま終わるのかもしれないけれども、私どもとしては、やはり全国最賃をつくって、生計費も、労働者本人だけじゃなくて家族の生計費も入れた数字とすべきだと、このようなことを申し上げているわけでございます。そこで大いなる関心を持っているわけですが、アメリカも二年間で六百三十円近くから八百八十円まで引き上げるといふようなことが出ていたわけですが、まずアメリカの最賃制度についての基本的な仕組み、その今度の引上げの内容、それから引上げをするときに減税なども加味したというふうに関心しておるんですが、その辺について簡単に御報告いただければと思います。

○政府参考人(宮島俊彦君) お答えいたします。

今般、五月二十五日に大統領の署名した法律は、現行一時間当たり五・一五ドル、日本円で百二十円で換算しますと六百十八円の連邦最低賃金を、署名の日から六十日後には五・八五ドル、七百二円、一年後に六・五五ドル、七百八十六円、さらに一年後に七・二五ドル、八百七十円へ引き上げるといふ内容でございます。

なお、引上げに伴いまして中小企業に対する減税も実施し、企業負担の軽減も図るといふふうに聞いておるところでございます。

○辻泰弘君 まあ国情が違うんであれですけども、基本的には全国最賃みたいなものであると、こんなイメージでしょうか。

○政府参考人(宮島俊彦君) アメリカの最低賃金制度でございますが、これには連邦制度と州の制度の二つがございます。

連邦最低賃金の適用範囲、これは州を越えて営業する企業、それから連邦、州などの公務員、それから年商五十万ドル以上の事業所などが連邦最低賃金の適用というところでございます。州においてはその連邦で適用されないものについても最低賃金を決めておりまして、適用範囲、金額とも州において独自に決めているというふうなことでございますが、連邦賃金と州賃金が差異が生じる場合は労働者にとって有利な方を優先すると、そういうような制度になっているというふうにございます。

○辻泰弘君 また、最低賃金の議論は今後させていたいただきたいと思えますけれども、私どもとしては最低賃金を、このアメリカでも二百三十円ぐらいでございますが、上げていくというのと、二百五十円ですか、上げていくというふうなことを、まあ二年間でございまして、あるわけですが、そういうことも、そしてまた中小企業減税も加味しながらということのようですねけれども、そういうことも模範としながら取り組んでいきたいと思います。

またあわせて、最賃の引上げと同時に残業代の割増し率の引上げというものをもうとっかかりと取り組んでいく、そういうことのトータルとしての労働分配率の引上げに政策的にも対応していかなければならないと、このように思っております。

○新井委員

初めは、最低賃金法について、生活保護との整合性についてお伺いいたします。

賃金の水準が生活保護を下回る都道府県があると思いましたが、最低賃金の水準が生活保護の水準より低いと、額に汗して働くよりも生活保護を受けた方がよいということになって、就労意欲がそがれるのではないかと懸念しております。

そこで、最低賃金が生活保護を下回るといっ指摘につきましても、今回どのようにこの改正法案で対応しているのか、副大臣にお伺いしたいと思います。

○武見副大臣 本来、この最低賃金制度というのは、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障して労働条件の改善を図るということを目的としているわけです。ただ一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点、それからモラルハザードの観点、こういったところから、生活保護との整合性の問題が指摘されるようになってまいりました。

このため、最低賃金法改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金については、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確にしているわけでありまして、この最低賃金の具体的な水準につきましては、

地方最低賃金審議会、ここでの審議を経て決定されるものではないかと懸念しております。今回のこの法案が成立した後、審議会におきまして法改正の趣旨に沿った審議が行われ、その結果に沿って、現実の雇用経済状況をしっかりと踏まえた上で、最低賃金のそれぞれ地域における適切な引き上げ、下りといったこと等の措置を講ずることとしております。

○新井委員 私、ぜひともそれをしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、この最低賃金制度について、民主党は、通常の事業の賃金支払い能力、これを考慮せずに最低賃金を決定するということ改正法案を提出して、時給最低千円を目標と主張されているようでありまして、最低賃金はやはり地域の経済力に見合ったものとするべきであると私も思っております。このようにな

主張は実効性があると言えるのでしょうか。

そして、また政府にお伺いしたいと思っておりますけれども、最低賃金の決定に当たっては賃金支払い能力を考慮すべきものと考えますが、この点についていかがでしょうか。お伺いいたします。

○青木（豊）政府参考人 地域別最低賃金の具体的な水準につきましては、これは三つの決定基準、一つは労働者の生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払い能力、この三つの決定基準に基づきまして、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるということになっております。

お話がありましたように、このうちの通常の事業の賃金支払い能力というのは、これは個々の企業の支払い能力ということではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができる賃金支払い能力をいこうというふうに考えております。

最低賃金は、国民経済あるいは当該地域の経済力の水準とかけ離れた水準で決定され得るといっても構わない。御指摘のとおりだと思います。最低賃金の決定に当たりましては、御指摘のとおり、通常の事業の賃金支払い能力についてもやはり考慮されるべきものというふうに考えております。

○新井委員 ありがとうございます。

私も、この民主党の、これは最低千円以上を目指すと言っておりますけれども、かなりの地域差があると思っております。そしてまた、私の地元などでも、香細企業にとりましてはやはり負担となりますので、確かに労働基準法というのは労働者のための法律だと思っておりますけれども、経営者のこともある程度考えてあげないといけないと思っておりますので、ぜひともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○古屋(範)委員

日本全体の雇用環境でござりますが、四月の完全失業率三・八％というところでござりますが、一時期と比べますと、労働環境、雇用環境、非常に明るい兆しが見えてきていると言っておりますが、非常に、バブル経済崩壊の不況下におきましては、どうしても正規雇用が抑制されてきて、非正規雇用が増大をいたしました。雇用の不安定化を背景といたしまして、長時間労働でも生活保護水準以下の収入しかない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる人々の存在、非常に大きな課題であると考えております。

それに対して、このたびの最低賃金法改正案、格差是正またゼロフティーネットを張っていく、これに資する法案である、このように考えております。

このたびの法改正、三十九年ぶりとなる根本的な改正であるというところであります。最低賃金制度が働く人々の安全網、支えとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができるとを期待していただいております。

この中で、地域別最低賃金をゼロフティーネットとして義務化する、そして地域別最低賃金の原則として、生活保護との整合性に配慮する、そして地域別最低賃金の不払いを行った企業に対する罰金、これは二万円以下から五十万円以下に重くする、この三つが中心でございます。中でも、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、この地域別最低賃金の額が本当に引き上げられるのかどうか、これが最大の焦点であると考えています。

例えば都道府県ごとに設定されている地域別最低賃金、産業や職種にかかわらずすべての労働者とその使用者に適用されるために、労働者の安全網としての機能を持っていますが、その不均衡がござります。

平成十八年度地域別最低賃金、最高が東京都で時給七百十九円、次いで神奈川県七百十七円、大阪七百十二円、最低が青森、岩手、秋田、沖縄の六百十円となっております。全国平均は六百七十三円ですが、最も高い東京都と最も低いこの四県とを比べますと、百九円もの差があるわけでありまして、一日八時間、二十二日間働いたとしても、東京では十二万六千五百四十四円、一方、この四県におきましては十万七千三百六十円と、実に一万九千八百八十円、二万円近い開きが出てまいります。

このように地域間格差が見られることとあわせて問題なのが、最低賃金水準自体が低いというところでござります。

全国平均六百七十三円、一日八時間働いたとしても月給は十一万八千四百八十八円にじかならない。さら、毎年の改定額は二円から五円という低水準であります。この批判的となつて、憲法第二十五条に基づき最低限度の生活を保障するために設けられている生活保護費よりも低額となつていくわけでありまして、これは、最低賃金制度に求められている、すべての労働者を不当に低い賃金から守るといふゼロフティーネットの機能が果たせないのではないかということが問題となつてまいります。

そこで、今回の改正を機に、各都道府県の地域別最低賃金を適正水準に引き上げる必要があると考えております。生活保護並み以上の水準に見直し、生活保護費と最低賃金の差を解消する。このように考えますが、いかがでしょうか。

○朝野国務大臣 最低賃金制度は、賃金が低い、そういう立場に置かれた労働者につきまして賃金の最低額を保障することによつて、労働条件の確保、改善を図ることを目的といたしております。

今委員の御指摘にありましたように、最低賃金が低いのではないかと、こういう御指摘もござりますが、それらも、労働者の最低限度の生活を保障する、という観点、それからもう一つは、生活保護との整合性という意味で特にモラルハザードが起つてしまつて、遊んでいた方が高い手当が手に入る、というふうなことがあつたらぬわけでありまして、私も、今度、生活保護との整合性、この二つをしっかりと法律で書かせていただいたというところでござります。それともう一つは、今委員が御指摘のよう、地方最低賃金というものを必ず定めなければならないというところで義務化をして、その確保を図つていく、この二つをしっかりとやらせていただきます。

最低賃金の具体的な水準というところは、もう委員も御案内のよう、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際におきましては、審議会において、今回行った法改正の趣旨に沿つた審議が行われ、その結果に沿つて、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしております。

私も、本意に上がるのかという委員の率直な御質問に対しては、もうぜひ上げたい、こういうところで考えてまいりたいと思つております。

○古屋(範)委員

大臣から率直に、ぜひ上げていただきたいというふうな言葉をちょうだいしたいと思つたが、諸外国と比較した場合、日本の最低賃金は六百七十三円でありまして、イギリスが千九百九十円、フランス千二百三十八円、千円を超えているというところがございます。進んで、アメリカは、現在六百一十一円でありまして、二年後では八百六十円に引き上げられる見込みとなつております。

このように、諸外国と比べて大きく低い日本の最低賃金水準、これについていかがお考えでしょうか。

○青木(孝)政府参考人 最低賃金は各国でそれぞれ定められておりますけれども、その基礎となつておりますところがかなり異なつておるというふうなところでござります。また、労働者を一人でも雇用していただければすべての企業に適用されるというものでござります。しかし、諸外国ではそういう国もござります。英、仏、米などのように年齢によつて減額してはる国もござります。また、適用対象企業に制限がある、一定の規模以上の企業の労働者というふうなことでござります。

また、我が国におきましては、企業規模間の賃金格差が大きいという指摘もあるなど、賃金構造に於いて、諸外国と異なつた事情があると思つております。したがつて、単純に最低賃金の水準そのものを外国と比較することは難しい面があるというふうなところでござります。

それからまた、最低賃金につきましては、多くの国におきまして、労使も参画した審議会において、賃金実態等を踏まえた審議を経て、その国々の適切な水準として決定されているものであるというところも留意する必要があるというふうなところでござります。

いずれにしましても、地域別最低賃金につきましても、その水準を、生活保護との整合性も考慮して決定するところで今回の法案をお願いしております。最低賃金制度が安全網として一層適切に機能することになるというふうな考えをしております。

○古屋(範)委員

最後の質問に移ります。全国一律最低賃金というものを定めるべきかという指摘も一方ではござります。民主党政権が提出をいたしました、きょうは審議中に欠席をしておりまして、重要な労働法案の審議に欠席をする、嚴重に抗議したいと思つたが、民主党政権の最低賃金法の一部を改正する法律案の中で、全国一律の最低賃金を設けると規定してあります。その上で、全国平均で時給千円を目指すという方針がござります。もちろん、最低賃金を引き上げる、非常に重要なことではござりますが、問題はその中身、また、実現性がどうか、問題はその中身に重要な観点があると思つております。

私も、景気回復、雇用環境も明るくなつてきた、回復の兆しを見せてきたとはいへ、やはり地方、中小企業まで十分行き渡つていかなければならない現状でいきなり平均千円という数字、これは非常に実現性がないのではないかと考える次第でございます。

この最低賃金について、公明党は、生活保護との整合性を考慮して水準を引き上げるべき、このように主張をいたしました。それが今回、こうした改革案を盛り込んだ最低賃金法改正案となつたわけでございます。

いわば国民受けをねらつた政策を打ち出して、実現しなければ済んだかいたまはすきなことというわけではござります。この民主党政権に対して、副大臣の御意見を伺いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○武見(副)大臣 地域によつて物価水準等に差があることは御案内のとおりであります。生計費も異なります。全国一律に最低賃金を定めるといふことは全く適当とは思いません。各地域の実情に応じて決定されるべきものと私も考えております。

そしてまた、地域別の最低賃金を例えば千円へ引き上げるといふようなことを急に大幅に上げてまいりますと、これは今度は中小企業などを中心といたしまして、かえつて労働コスト増というふうなことが起きて、逆に雇用の機会が失われるというふうなことを懸念されるわけでありまして、このようにしたことを考えますと、この法案というものは余りにも非現実的だといふふうに私も考えております。

○細川委員

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ってまいります。

まず、最低賃金決定の基準について伺いたいと思います。

最低賃金の水準についてでございますが、我が国の現状は、全国加重平均で昨年度当たり六百七十三円、最低の地域で六百十円ということになっております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルということになっております。今までは六百十円ということになっておりました。今までは六百十円というところで低かったアメリカ、これも二年後には八百六十円に引き上げられるということになっております。イギリスは千九百九十円、フランスは千二百二十八円、優待千円を超えております。これを見るだけでも、我が国の最低賃金は国際標準に近づけるべきだとというのが結論になるわけでございます。

したがって、この委員会で議論をすべきことは、どういった案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でございます。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しております。これは、この法案に対して与党の皆さんがどういうふうにお考えになるかわかりませんが、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優待千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二千時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大きい数字ではないというふうに思っております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入ったところでございます。生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性を配慮する、このことあります。今まではどうだったかという、現行法第三十二条、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

なければならぬ、こういうふうになされておりました。この規定は改正案の九条二項に引き継がれておりますけれども、この二項と、それから先ほど指摘をいたしました九条三項の生活保護との整合性、この関係について私はまず伺ってまいりたいと思っております。

最低賃金の決定基準は以前から三つありまして、一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力、この三つの要素になっておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておりますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけでございます。

そこで伺いをいたしますけれども、労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力、この三つの要素は対等な関係にあるのか、それとも、この三つのうち一つはもっと重要性があるのか。この三つの要素をそれぞれ、そういう重要さというの異なるのか、これについてまず伺いたいと思っております。

○青木政府参考人 地域別最低賃金についての委員の御質問でございますが、委員のおっしゃるように、三つの要素で決定されるということになっているわけですが、この三つの要素につきましても、軽重があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較について伺いをいたします。私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費というものは、最低賃金のいわば下限でありまして、そしてまた一方で前提だということに思っております。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありまして、今までは生活保護以下の最低賃金の決定があったとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活を営む権利、こういう二十五条に違反するようないかなる権利があるというふうに思っております。

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根拠とはなっております。それを下回る基準ではないだろうか、こういうふうにも思っております。

伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだということに私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」とする。この規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうな解釈によるしゅうございませぬか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でございますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということにおっしゃるとおりなっております。この三つの要素をそれぞれ、そういう重要さというの異なるのか、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するということに思っております。

○細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性ということについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だということに思っております。

そこで、厚労省で作成をいたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表がございまして、事前には厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね二の表が一つの基準となることをごさいます。

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口加重平均プラス都道府県の住宅扶助実績値で見られるわけですが、最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一カ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

かれた分、いわゆる可処分所得の額でございます。そこで、これを比較いたしますと、およそ十一都道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていることになっております。

そこでお尋ねをいたしますが、厚労省として、これら十一都道府県で修正を加える、九条三項で、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアすると厚労省は考えているのではないかと、こういうふうに思っておりますけれども、これについていかがでしょうか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりますのに対し、生活保護は市町村を六階級に区分している。また、生活保護は、年齢や世帯構成によって基準額が異なるというようなこと。あるいは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういったことをどうふうにか考慮するのかという問題が、御指摘のようになっています。

しかしながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題となるだろうというふうにも思っております。

また、労働して賃金を得る場合には、単に今生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水準は生活保護を一定程度以上上回るものとするべきであるという考え方もあり得ると、こういうふうにも思っております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見ると、先ほどの図であります。その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということになります。これは、先ほど申し上げたケースについて、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

保護との整合性のあり方について考慮していくことが必要だということに考えております。今申し上げましたそういった考え方も、一つの考え方ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかということにつきましては、具体的な話になってまいりますので、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○細川委員 いろいろお聞きをいたしましたけれども、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という意味が、今聞いただけではちょっとよく私は理解できませんでした。

そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が六十円の青森、岩手、秋田、沖繩、この四県のうち、生活保護の方が高いのは秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こういうことになっております。逆に、生活保護の方が高い都道府県というものは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こういうことになっております。

そこでお聞きをいたしますが、ちよつと秋田を除きまして、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げましたこの十一都道府県については、仮にこの基準にいたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだろう、こういうことではないかと思っておりますけれども、そういうことではよろしいでしょうか。

○青木政府参考人 生活保護との整合性だけで最低賃金を決定するわけではありませんので、これによってこれだけしか上がらないという話ではないと思っております。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありまして、これも、具体的な額、水準につきましては、これは考慮の一要素ということでありまして、地域における労働者の生計費及び賃金、それから通常の事業の資金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでございますので、それによって適切な引き上げがなされていくというふうに思っております。

さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中期政策の一体運用を図って取り組んでいくというところでありますので、こういった成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものというふうに考えております。

○細川委員 私が中心的に聞いているのは、今度の改正案で、今までの三つの要素にプラスして、生活保護の施策との整合性ということがプラスになったわけでしょう、そこが、だから、その関係で最賃がどういふふうになっていくかということに私は注目しているんです。これが大事なんです。そのほかは変わっていないんですから。いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なものは、この改正案で一体どうなっていくかですから、どういふふうにならるかです。

それでは、ちよつとお聞きしますよ。まず、では、沖繩県の最賃というのは今度の法改正案で上がるんですか。上がると思えば、どれくらい上がるんですか。お聞きいたします。

○青木政府参考人 おしかりを受けるかもしれないけれども、地域別最低賃金の具体的な水準については、これは先ほど来申し上げておりますような諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるということになります。

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がるということは今直にはお答えできないわけですが、今御質問にありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一定の方式、それと地域別最低賃金の可処分所得ベースをとる場合においては、おっしゃるように、沖繩県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけでございます。

したがって、この条項がまず、先ほど申し上げましたように、まずもってその観点の逆転を解消した上で、さらにその上で生活保護と最低賃金の整合性を考える必要があるというふうに充て、沖繩においても具体的な額が決まってくるというふうに思っております。

○細川委員 具体的な数字というのは出てきませんから、しつこく聞くようですけれども、毎年毎年一円とか二円とかそういうもの額が上がっていく、その攻防を毎年やっているわけですね。だけれども、そんなことじゃいかぬ、思い切った水準に上げなきゃいかぬじゃないか、もっと最低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようにしなきゃいかぬじゃないか、そういうようなことも含めてこれを提案されたわけでしょう。

具体的には、今六百十円だった程度の程度になるかというくらいは、ある程度聞かせてくださいよ。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、地域の実情に応じて、それぞれ法律で定められた要素を具体的に勘案しながら地方の最低賃金審議会が決めるといふスキームになっているわけでございます。その際に、どういう枠組みで物事を考えるかということが法律で決定基準として決められているというところでございます。その中にありまして、まずもって、生活保護との整合性というのは少なくとも従来の決定基準にさらに必要だろうということ、明確化を今回するわけでございます。

したがって、具体的な額についてどうだったというの、今直にお答えできないわけでありまして、けれども、少なくとも、そういう考えた方に基づいて具体的な額が決まられるというふうに考えております。

○細川委員 今、沖繩は、最低賃金は六百十円です、六百十円。これが今度の法案、とりわけ生活保護との整合性ということで、どれくらい上がるか。これまでは一円とか二円の上がり下がりだったでしょう。それと同じことなんでしょうか、それとも、もっとぐっと上がるんですか。十四単位ですか、百円単位ですか。ちよつとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからないんです、その御説明では。

○青木政府参考人 先ほど申し上げましたように、生活保護につきましては、さまざまな決定の仕方がございます。したがって、どれをとるかというところはこれからの議論だということに思っております。法律の枠組みとしては、生活保護との整合性をきちんととってくださというところ、少くとも、先ほど来申し上げておりますように、単身世帯の二類、二類の扶助基準と、それから住宅扶助、それといわば手取り額、そういったものを加えたものは、そこをスタートラインとして、少なくともそこをまずもって解消し、さらに、その上で生活保護との整合性をさらにどうするか、どのような水準に持っていかうかというの、地方審議会でも議論をさせていただきたい。

少くとも、参考にお知らせしますが、先ほど申し上げました、委員がお触れになっている十一都道府県分でありまして、これだけで逆転解消を機械的に算定いたしますと十一都道府県で四十九円、全国加重平均で二十五円の引き上げとなります。しかし、これが最低賃金の額の引き上げ水準ということではないというふうに思っております。

○細川委員 だから、先ほどの十一のところは大

都市を含む都道府県であった、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるように、生活保護に合わせるように高くなるというのはいけませんよ。では、そうじゃない沖縄はどうですかと聞いていますよ。よ。上がりますか、上がりませんかということですね。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げてまいりましたように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をきちんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるといふ枠組みでございます。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会でも十分審議をした上で、地方の実情なども考えながら決定をして、しっかりと遵守をしてもらいたい、こういうことになっていくわけでありまして。したがって、法律上、具体的な額が直ちにでてくるという枠組みになっているものではございません。

したがって、今回お願いをしております法律によつて、少なくとも生活保護との整合性との観点でいえば、最低限といえますが、まずもって十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまいというわけではなくて、生活保護との水準というのはいまままありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かというものをききさんと、具体的な額を決めるに当たって十分審議をした上で決定がされるというふうになっております。

○細川委員 何處聞いてもちよつとよくわからないうですね。仕組みも今までと同じでしょう。仕組みは今までどおりですね。地方最低賃金審議会が決める。そして、その三つの要素も同じですね。最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるというわけですね。

だから、いいですよ、十一の都道府県についてはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それに最賃を合わせるというのは、上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護を考慮して上がりますかということを知りたいんです。

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具体的なことは言えませんというんですけれども、生活保護より最賃の方がちよつと上だったり、あるいはそれが同じだったりしたら、生活保護を考慮したつて変わらないんじゃないですか。今までもおりになるんじゃないですか。一円二円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。御申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願います。

○細川委員 ちよつと、今の質問だけ許してください。今までどおりの一円二円の値上げの問題になるんじゃないですかと私は聞いています。上がるんだつたら上がるとちやんと言ってくださいよ。もつと、どれくらい上がるか。沖縄の人も心配だと思えますよ。

○青木政府参考人 先ほども申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういったものがあるわけですね。先ほど来お話がなされておりますのは、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやつた場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だということを申し上げているわけですね。では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思えますが、何を比べるというのには、さらにそれに乗っかってくるものが考え得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考えるべき話だというふうに思っております。

こういった仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくというやり方がいけば世界の趨勢

○長妻議員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきました。ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身も、国家として、国民の皆様方の最低限の生活というのはどういうようなものなのか、これをきっちり定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だということに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、国が保障する生活というのはどういうものか、非常に分野分野ではばらばらになっている。整合がとれていない、きちっとした哲学がないというふうに私は考えているところでございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたいんですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしななければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思っております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係というのはどういうような設定をしているのか。具体的には、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、こういうふうな哲学があるのかとかがどううことをお伺いいたします。御明言いただければ。

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者につきましては、賃金の最低額を保障することによって労働条件の改善を図ることを目的としたしております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もいろいろなところで指摘を受けたところでございます。今度、このために、最低賃金法改正案におきましては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。

具体的な水準については、今長妻委員からは全国一律にどうとござりますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあるわけですが、この生活費というのは、物価の水準、動向等も地域によってばらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定するということがよしとされております。私もそれが実情を反映しているものだ、このように考えておりますが、したがって、最低賃金の具体的な水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになっているわけでございます。

そういうことで、今回、生活保護との関係ということをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にこのことを今後実現してまいりたい、このように考えております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の適用の特例を設け、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を適用した額により最低賃金の効力の規定を適用するとしているが、厚生労働省令とは何を規定しているのか、武見副大臣、お願いたします。

○武見副大臣 現行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができるといふようにしております。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けながら、極端に妥当性を欠く低賃金となることのないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけでありませぬ。

そして、今般の改正によって法律上のこの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現在の適用における取り扱いは変更するということについてはおっしゃらないで、現在の適用の差額を踏まえて省令を制定する、という考え方でございませぬ。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的な内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最下層の能力者と比較した被申請者の労働能力の割合とするというふうに考えておられることではないかと存じます。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたいたんですが、武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられました。これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の数値法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか、このように労働者の保護を図るんですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。これは、すべての労働者について賃金の最低限を保障するセーフティネットということになります。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるというふうに私もは考えております。あくまでも一番基本的なセーフティネット、これは地域別の最低賃金という確認をまずしておきたいと思っております。

このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけることと、労働契約の内容を規制する強行的、直接的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによってこの履行を確保するということと五十万円ということが決められてきておられるわけです。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労働者のインシニアティブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティネットとは別の役割を果たすというふうに、私もははごらしては考えているわけですね。その不払いにつきましてもは最低賃金法の罰則は適用しないというふうに考えておりました。

ただ、他方で、特定最低賃金不払い、これは賃金の金額に違反した場合には、実質、罰金の金額に違反に係る罰則として上限が三十万円、それが適用されるというふうなことがございまして、この二つの観点からの労働者の保護の役割の両方をはたすことを行われておられるわけですね。

○園田(康)委員

最低賃金法の質問をさ

せていただきます。

でも、またこの最低賃金法の内容に入る以前の
問題でありますので、この内容そのものにはきよ
うは触れるつもりはありません。ちゃんとした
正常な形の中の審議に基づいてこの最低賃金法
の中身の審議をさせていただきたいんですが、その
内容に入る前に、先般、三月の二十二日でありま
したでしょうか、政府の成長力底上げ戦略推進円
卓会議、これについての大蔵の御感想を少し伺っ
ておきたいというふうに思っておりますが、このと
きに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委
員会での我が党の質問に対して、円卓会議に
ついてこのように答えておられます。

最低賃金下について申し上げれば、近年、最低
賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味
セーフティネットとしての機能を十分に果た
していません。こういう観点から見直しを行っ
ていく必要があると考えています。

そしてまた、我々としては、この成長力底
上げ戦略を進めていくことにより、将来、中
小企業等々においても生産性を引き上げていく
という中において、当然それに倣ってこの最低
賃金も上がっていくような仕組みをつくってほ
きたいという中において、円卓会議をつくって
その議論を各地域における最低賃金の審議会に
おける議論のこれは正にベースにしていきたい
と、このように考えていると聞いております。
というふうな議論はあつておられるわけ
あります。大臣、最低賃金は決定過程において
このようにおっしゃるのでしょうか。この円卓会
議がベースになって、これに基づいてつくられる
ものなんでしょうか、制度として、どうでしょ
うか。

○潮澤回務大臣 私は、最低賃金の決定というも
のは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の
審議会、地方の、両方ありますが、これを通じて
決定されていく、それはある意味で、諮問に対す
る答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、
行政として決定をしていく、この仕組みは基本的
にどうか、全く変わらないというふうに御理解
いただきたいと思います。

それから、この底上げ戦略推進円卓会議とい
うのはどういう位置づけかということ、結局、そうい
うことで、最低賃金の要素として、もちろん生活
賃もありまされども、事業主の支払い能力とい
うことも一つの要素にございます。

支払い能力というのは、結局どうして生まれ
くるかといえは、これはやはり生産性の向上をす
ることによって支払い能力の向上というものが図
れるという意味でございます。ある意味で最低
賃金を引き上げる環境を整備するというのが、改善
していくというか、そういうことの戦略あるいは
施策というものを中長期的に考えていく、そうい
う機関であるというふうには私としては理解をして
おりますし、また委員にもぜひこのように理解を
していただければ幸い、このように思っております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最低賃金審議会
と地方最低賃金審議会の枠組みは変わらない。そして、
と地方最低賃金審議会の枠組みは変わらない。そして、
屋上屋のようなこの円卓会議なるものが、私はその
ような印象を受けているわけでありまして、中
も、しっかりとこういう政府全体の取り組み、中
小企業の推進策というものもあわせて私は行う必
要があるというふうに考えておりますので、その
ことも含めて、屋上屋だけでやっていくのではな
くて、ちゃんと実質的な地域の中身の実態を把握
しながら、それぞれにおいて引き上げていくとい
う方向で頑張っていたらいいというふうに思っ
ております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題でお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。

今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十円、月収に直すと十一万七千円何かが、年収で百四十一万五千円くらいになると思っていますけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングプアという言葉がござりますが、まさにこの最低賃金が振りついた労働者の実態、貧しいと考えていらっしゃるのでしょうか。見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現在の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがって、これを一日八時間として二十一日間働くと、このことを考えますと、十二万円足らずということになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、公務使三者構成の地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されているものでございまして、そのこと自体については、私どもとして審議会の御意向を尊重して決定させていただいておりますという立場で、このこと自体については云々することは、こうした枠組みの中では差し控えていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後質問いたしますけれども、そこに逃げないでいただきたいんですね。これで暮らせると思っているのかということ、大臣の率直な認識を伺いたいと思っております。数字の上の積み上げではなくて、実際として十二万円足らずで暮らしているのかということなんです。そのことを本意にお答えをいただきたいと思います。

○五年一月七日の最賃制度のあり方に関する研究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義・役割について」によれば、第一条、目的の解説の中で、労働条件の改善とは、労基法で言えば労働条件の向上という改善度の向上、これは現状より上回ることであり、水準が一定高くてもそれより上回れば向上と言ってしまう、改善とは現状が悪いことを前提としている、このように説明がされています。現状が悪いことが前提なんだというところなんです。

同じ資料の中に、「ILO事務局長ジェラルド・スタール」世界の最低賃金制度による整理の中で、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に過度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低かった。これをまじく改善するのだという立脚点に立つのかどうかは問われていると思えます。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金というのは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障する、そういうセーフティーネットという役割を果たすことを当然期待されておる制度でございます。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということが全国加重平均額になっているわけでございますけれども、今回の改正においては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、このことを踏まえて、私どもとしては、最低賃金額をせき引き上げの方向でそれぞれの審議会からの答申もいたされるように、そういうことを願って、こうした法律の改正案を提出させていただいておりますことを御理解賜りたいと思っております。

○高橋委員 なかなか暮らしていけないということとを大臣のお言葉では言えないのだと思うんですね。ただ、今お話しされたように、生活保護よりも低いような状態を改善しようという点では、極めて低いということの認識であったのかなと思えます。

確認をさせていただきます。それが違つたのであれば、後でまた答弁をなされたいかと思っております。簡単なことでございまして、最賃の決定者はだれかということですか。

第十條には、厚労大臣または都道府県労働局長はという主語になって、決定しなければならぬというのが最後にあります。また十七條には、「著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができ、」ともある。これは大臣に決定権限があるということとで確認をしようではないでしょうか。

○柳澤国務大臣 結論的に申しますと、高橋委員が言われるとおりであります。

最低賃金については、原則として、一都道府県労働局長の管轄区域内のみに係る事業については都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局長の管轄区域にわたる事業等については厚生労働大臣が決定することとされております。

都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることができるとされておまして、それぞれの中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるということが法律の規定するところでございまして。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりしたかと思えます。

ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家の宝刀を抜いたことは一度もないということでありましたので、私はやはり、今こういう議論を積み重ねている中で、そういうことだつてあるんだよということ、今抜けと言っているわけではありませんが、そういうことをきちんと言頭に置いて議論を進めていきたい、そういうふうに思っております。

そこで、生活保護との整合性について伺います。九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」というふうに盛り込まれたわけでありまして、ここで、一都道府県労働局長の生活保護費を最低賃金に下回っているというところ、この間議論をされてきました。そこで、政府が基準として生計費というものは、どこでいう生活扶助つまり食費、水光熱費、居住費、これをいっていいのでしょうか。

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地方最低賃金審議会において、生活保護基準や生活保護水準の具体例とか物価指数だとか標準生計費だとか家計取支、可処分所得、消費支出などさまざまな資料を用いて審議が行われているところでありまして。

それで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されているのに対して、生活保護は市町村を六段に区分してございまして、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額が異なる、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある、これをどういふふうにご考慮するのかといった問題があります。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値に住宅扶助実績を加えたものを取り戻して見た最低賃金が下回っている地域が見られる。まずはそういうケースについて比較をし、その整合性を考慮の上、逆転を解消し、その上でさらに最低賃金と生活保護との整合性のあり方について考慮していくことが一つの考え方でないかというふうにも思っております。

○高橋委員 級の区分の仕方が違つては、そういういろいろな違いがあることを乗り越えて生活保護との整合性を図るということ、今回盛り込んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整理していく必要があるのだらう。

そこで、政府の出している資料というのは、最低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を比較しているかと思っております。当然、生活保護であれば負担がないものを、普通の賃金労働者であれば負担しなければならぬ、そのことを考慮していると思っております。そうすると、すべての都道府県が生活保護より下回るといふ資料が出てくるかと思っております。それは間違いありませんね。

そして、その上で、最低でも、局長が言っているからスタートというときには、この〇・八六七を掛けた数字、ここはすべての都道府県が下回っているんだ、その認識から出発するべきではないでしょうか。

○青木政府参考人 今委員がお触れになりました。すべての地域で下回るといってお話でございます。これは、今申し上げましたように、生活保護の基準というものを、具体的にどういふものをとらまえるかということとは議論のあるところだろうと思っております。

私が先ほど申し上げましたのは、少なくとも衣食住といふことで、そこは生活扶助基準一類、二類と住宅扶助の実績値といふところでは十一ということでありまして、今お触れになりましたのは、例えば住宅の扶助を実績値じゃなくして基準額で考えた場合にはそういうふうになるということだろうと思っております。

したがって、生活保護といふ場合に、具体的にどこを基準にしてやるのかといふのは、これから審議会において十分議論をして審議を経た上、具体的な水準に反映をさせていきたいというふうな思っております。

○高橋委員 少なくとも、考慮すべき重要な指標だと思いませんか。
○青木政府参考人 委員がお触れになりましたように、衣食住といふ意味で、住宅についても重要な指標だといふのはおっしゃるとおりだと思います。

その額を、具体的にどれをとるのかということについては議論があるところだろうというふうな思っております。

○高橋委員 先般、本委員会でも、生活保護世帯に対するリバースモーゲージの問題で私は質問させていただきましたことがございました。五百万円以上の資産を持っている受給者に対して、いわゆる資産を活用して融資に切りかえて保護を打ち切るといふことによつて、生活保護費をこれまでもらっていた額の一・五倍の額を月々融資するというのが厚労省の考え方なんです。それは、生活保護受給者でなくれば、医療費扶助ですとかさまざまな保険料の負担がかかる、だからこれまでもらっていた額と同じ額では当然暮らしていけなくなるのだ、水準は下がるのだという認識を厚労省が持っていたということなんです。

同じように、最低賃金も同じ額といつて比較したらだめなんです。当然、扶助として転化されている部分をきちんと考慮する。税金や社会保険料の負担を考慮するといふふうにならなきゃ、そもそも話にならないといふことを強く指摘をしておきたい。ここを今後の議論の中で必ず考慮していただきたいといふことを言っておきたいと思っております。

そこで大臣に、そもそも生活保護制度そのものが、私はもう、人たるに値する制度となり得なくなつてきている、このように思っております。老齢加算や母子加算など、これをプラスして初めて最低生活費とこれまでは整理をしてみました。それを、加算分を廃止して、つまり政府の解釈によつて、最低生活費といふのはこの程度よというふうな割り込まれたんですね、この間の施策の変化によつて。そういうふうになつてきた。こういう大変なところで、今老齢加算や母子加算廃止に反対して、私たちは人権裁判あるいは人権裁判と呼んでいますが、そういう闘いが今全国で行われているところでもあります。

その中身の議論はきまはしませんけれども、問題は六月一日の本委員会です。野党が出席しないところ、とても気が持たないところのかわかりませんが、生活保護費と最低賃金の逆転現象の解消を導かれたのに対し、大臣の答弁はこうです。生活保護との整合性という意味でモラルハザードが起こつてしまふ、逆でいた方が高い手当が手に入るというふうなことがあつてはならない、こうおっしゃいました。

どういふことでしょうか。これはまるで、生活保護受給者がみんな税金をもらつて遊んでいて、大臣がそういう認識をしているということになるんです。

病氣や障害やさまざまな事情があつて働けない方、年金だけでは余りにも少ない方など、そういう事情があつて、その上で、すべての資産を調査し、それをすべて処分された上でなければ保護支給に至らない、そういう方たちが今の受給者なんです。そういう人たちが、遊んでもらつて、こういう認識でよろしいのでしょうか。撤回されますか。

○柳澤国務大臣 モラルハザードということが、逆転現象が存在すると生ずる、労働意欲を阻害するといふことがいろいろところで議論があるといふことを踏まえて、私、別に氣を楽にしたからそういうことを申ししたのではなくて、わかりやすく言つたつもりですが、今こうして高橋委員に指摘をされてみますと、私の本意を必ずしも表現していないといふふうな気がつきました。大変不明をおわびして、撤回します。

○高橋委員 撤回されましたので、確認をいたします。

産む機械じゃないですけども、こういう考え方がずっと大臣の根拠にあつて、今の施策に反映しているのかなといふことが本場に問われてしまふので、しっかりと御認識は改めていただきたいと思ひます。

局長に簡単に確認をいたします。
生活保護との整合性といふことであると、理論上は、低い方に合わせることも条文上は可能になつてしまふ。決してそうではないといふことと確認してよろしいですね。

○青木政府参考人 今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費に關しまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮するといふことを明確にすることとしておりますけれども、これは、もちろん、具体的な水準については、再々申し上げていきますように、三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地方の実情に応じて決定することになるわけでありまして、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するといふ趣旨でございます。生活保護が引き下がつたからといって機械的に地域別最低賃金が引き下がるということにはなりませんといふふうに考えております。

○高橋委員 よろしいです。

次に、最賃を引き上げれば中小企業への影響があるといふことが繰り返して答弁をされております。もともと国の中小企業対策が大変貧弱で、一般歳出の〇・三五％にとどまつてきている。本場に史上最高の利益を大企業は上げていて、経済成長しているという一方で、中小企業には全くそれが回つてこない。そういう中であつて、それを慮つてきた政府の責任を棚に上げて、こういうときだけ、中小企業が困るからという議論は、私は逆立ちだと思つております。

何をもって中小企業に影響があると言ふのか、具体的な根拠を示してほしいと思ひます。

○青木政府参考人 中小企業に対する影響の問題ですが、我が国におきましては賃金の規模間格差が非常に大きいといふことがございます。現金給与総額あるいは一時間当たりの所定内給与についても大きな格差が見られます。千人以上の事業所を一〇〇としますと、それぞれ、五人から二十九人の事業所では現金給与総額は五一・七、あるいは所定内給与は六七・八といふことになつておりますし、また、労働分配率を見ますと、資本金十億円以上の企業と比較しまして資本金一千万円未満の企業は、人件費の利益に占める割合が高くなつております。十億円以上が五四・九％、一千万円未満の企業が八五・八％といふことでもあります。加えまして、労働分配率が、十億円以上の企業におきましては最近低下傾向にあるのに対して、資本金一千万円未満の企業においては高とまりしているといふことでもございます。また、労働生産性については、やはり資本金十億円以上の企業が資本金規模一千万円未満の企業を大きく上回つております。

こういったことから、最低賃金の大幅な引き上げを急にするといふことは、特に中小企業にとっては労働コストにより企業経営が圧迫されて大きな影響を受けるといふふうに考えております。

○高橋委員 所定内給与の比較ですか、それから、今お話がありました分配率で比較すると、確かに一定の格差がございます。特に、今お話しされたように、利益のうち八五・八％が人件費にかつていて、そういう中で、直に人件費を上げればそこに影響するだろうといふのは容易に理解ができることではあるんです。

ただ、今、例えば厚労省が行つていて、事業所三十人未満あるいは製造業は百人未満の事業所を対象に行つていて調査でも、未納率といふようですが、最賃に達しない労働者の比率は一・四％にすぎない。実際は、圧倒的多くの中小企業は、やはり労働者がいなければ仕事成り立たないし、安い給料では逆に来てくれぬといふ点で一定の賃金を払つていふのが実態だと思つて

すね。

労働政策研究・研修機構が平成十六年十一月に行った最低賃金に関するアンケート、これも同じく対象が三千人未満の企業であります。賃金がどのくらい最賃に張りついて見ると、正社員では二・四％、パートでも五・九％というところでありました。また、最賃が引き上げられたために新規雇用を抑制したのは四・二％にしか落ちておりません。私は、重要な点と思うのは、地域別最賃が役立っているかなという問いに対して二四・六％が役立っている。つまり、裏を返せば、七五％以上が役立っていない。その理由は、最低賃金が低過ぎて参考とすることがないから、こういうふうに答えているんですね。

ですから、最低賃金が、中小企業がみんな、かなり低くて、もう今にも上げればやっていけないんだというのは過大過ぎるのではないかと、もう少しは冷静に見る必要があるのではないかと、思います。いかがでしょうか。

○青木政府参考人 確かに、委員がお触れになった数字はそういうことだろうと思います。しかし、それは全体で見るとはそういうことでありますけれども、やはり、そうはいっても最低賃金のところの水準に張りついていないところはあるわけですので、そういうところの企業におきましては中小企業がやはり相当な痛手を受けるということとは、これもまた確かだろうと思います。

それから、現行の最低賃金の水準で、最低賃金未達の率は非常に低つております。これは、最低賃金法違反は犯罪でありますので、きちんと守っていたらだかなければいけないというところが一つと、それと、やはり、最低賃金の改定については、地方の最低賃金審議会でいろいろな事情を勘案して、地方の実情に応じて引き上げているという事情もあるのかというふうに思っております。そういう意味では、委員のお触れになりました調査の中においても、役立っているというのが相当数あるということでありまして、最低賃金がいわばセーフティネットとして、安全網として機能し

ているというふうに考えております。

さらに、今般は、罰則を引き上げましたり、あるいは生活保護との整合性を明確にするというふうなことで、一層のセーフティネットとしての機能を果たすように改正をお願いしているということでございます。

○高橋委員 役立っていると答えている企業の理由は、パートやアルバイトの賃金を決める上で参考になるというふうに答えております。ですから、この問題はまたパートやアルバイトの賃金が低く抑えられる別の役割も果たしているということを指摘しておかなければならないと思います。

先ほど取り上げられました成長力向上戦略推進円卓会議、この問題について内閣府からもお話をいただいたとおりです。成長力向上と最賃を一体のものとして取り組むということ、私は、その中で、例えば、下請取引の公正化ですか、パインクパワーの取り締まり強化もしなくちゃいけないですとか、貴重な立場、発言もされているなとは思っています。ただ、問題は、やはりこれは厚労省の所管である最賃審議会との関係なんですね。

資料の一を見ていただきたいと思っております。このスケジュールが六月ごろから立ち上がって、二回から三回やって、八月に最賃引き上げ等についての実施方針を出すんだと。地方最賃審議会の流れ、中央最賃審議会の流れを右に書いておきました。例年ですと七月下旬ころに出される答申が、今回、国会で今こういう議論がされているので、一応待ちの姿勢になっている。若干おくれるというのを聞いております。そうすると、日程が完全にリンクをするんです。二枚目を見ますと、最低賃金の目安の提示ということが基本的スキームの中に書き込まれていまして、ということ、円卓会議は審議会が目安を出す前に何らかの方針を出すということでしょうか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。御指摘の円卓会議でございますが、御指摘のように、成長力向上戦略に關しまして、有識者と

労使の代表の方々が集まって、まさに幅広い観点から意見をいただくというふうなことでございまして、その中で、中小企業の底上げ戦略ということ、中小企業の生産性と最低賃金、これに關しても議題に取り上げて、こういう状況でございます。

したがって、この円卓会議はあくまでも政労使が幅広い観点から意見交換を行っていただくというものでございまして、この生産性向上と最賃金、これに關しても、そういう形から基本的なものについて御意見をいただき、意見交換を行うというものでございます。これを一つ参考としていただいた上で、実際に具体的には、最低賃金の審議会に關しましては最低賃金審議会においで議論されていく、このように理解している次第でございます。

○高橋委員 これは、結局、先ほど言ったのと同じように、屋上屋なんです。中小企業団体中央会が昨年の十月に、制度的に、実質的引き下げも可能な制度とすることという決議を上げています。その決議を上げて中央会の会長が、円卓会議の中に入って、生産性が向上しなければ最賃を上げないといった、そういうふうな発言をされているんですね。

この円卓会議は政労使なんです、公労使ではないんです。そうすると、まず官邸が直接しているというところで、労の立場が非常に弱くなるんですね。三つの要素と言いますが、どうしても企業の側に引く張られる可能性があるんです。そういうときに、この微妙なスケジュールで最賃審議会に横やりを入れる、これまでのルールがゆがめられることになるのではないかと、このことを指摘しなければなりません。

大臣、もう一言、答弁をお願いします。○柳澤国務大臣 委員も賛成のようなお話も最初にいただいたので安心して聞いておりましたが、さすがに急な議論が差し込みまして、ちょっとどういふことかと申しますと、先ほど私が申

し上げたように、最低賃金の決定の仕組みは全く変わるものではないということでございます。しかし、実際に最低賃金を引き上げようとしたら、これは、生産性が上がった、あるいは先ほど委員が指摘されたように、例えば親企業に對する、いわば商品の販売価格を引き上げるというようなことがない、実際上、最低賃金を引き上げた場合に、それを実行する段になると経営が非常に苦境に立つということも事実でございます。したがって、今、割と大きな企業については成績がいいわけですが、中小企業については成績が振り振らないということの中で、いかにして我々は最低賃金を引き上げられる環境を整えるかということにいろいろと知恵を絞っているということでございます。これはあくまでもそういう意味の環境整備のための審議をいただいている場であるということ御理解を賜りたいでございます。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

きょうは私、十五分しか時間をいただいておりませんので、大変悔しい思いをしております。年金の問題も本当にこのままではできないと思っております。朝から本当にいろいろの問題が指摘をされておりますけれども、やはり長い間にわたってこの年金記録の管理といふのがいかに不十分だったかといふことが、そのことを本当に急いでいふべきところがある、すればするほど、どんどんどんどん傷口が開いてきている、そういう状況になってくるのではないかと。それと同時に、二産の強行採決、この国会の運営がさらさらの傷口を開いている。私は、やはり国会の責任も本当に問われている。国民の不信任が国会に対する不信任にもつながっているところ、これを指摘しなければならぬと思っております。

きょうは時間がないので、これ以上年金の問題を私は指摘しませんが、必ず政府側も整理をして、きつとした時間をもって、与野党がみんな議論をする、そういう場を設けていただきた。このことをまず強く要望したいと思います。

そして同時に、労働三法についても全く審議が不十分であります。また時間がありますので、各界から参考人も招致してしっかりと議論をするべきであります。(発言する者あり)審議そのものに入っていないといふ御意見も伺います。私は、いずれにしても、そのための十分な審議を保障していただくように、委員長と与野党の皆さんに強く要望したいと思います。

したがって、きょうは、水曜日の続きをやりたいと思っております。

六日の委員会では、私、最低賃金について質問したんですけれども、大臣の御認識が、現状がどれだけ大変かといふことから出発しているのかどうかといふことがやはり問われると思うんです。現行六百七十三円では、過労死ラインと言われる三千時間を働かなければ二百万円を超えない、そういう状態です。全国最下位の我が青森県や沖縄などは六百十円ですから、三千二百七十八時間も働かなければ二百万円にもいかない、これではいはずがなと思っております。

御存じのように、我が党は全国一律千円の最低賃金を主張しております。これについては、ナショナルセンターである連合や全労連なども基本的に一致した要求ではないかと思っております。本来、千円であっても、フルタイム労働者が平均

二千時間働かなければ二百万円には届かないというのですから、極めて控え目な要求であるし、外国から見てもまだまだ格差があると思っております。

ですから、私はそこに向けて抜本的な引き上げをやりたいと思っております。大臣、人間らしく暮らすための賃金といふことで抜本的に引き上げることを考えるべきと思っております。いかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 我が国の最低賃金の加重平均のレベルは、今委員が御指摘になったように六百七十三円という状況にあります。それで、先般委員は、一日八時間、週休二日をとって二十二日間働いた場合には十二万円をちょっと切るというように私レベルも明示になりました。

私どもは、現行の最低賃金の引き上げを目指して、この生計費につきましても、生活保護の施策との整合性をとるといふことで、これについて整合性をとると等しいようにその水準の引き上げを願っております。このように考えているところでございます。

○高橋委員 引き上げを目指してと申し上げましたが、抜本的な立場に立っていただきたい。そういうことなのであります。そこで、これまで公労使の審議会で目安といふことをやってきたわけですが、やはり今回法案にも書き込まれた企業への支払い能力といふことが入っているために、人間らしく暮らせる賃金といふことよりも、どうしても企業側の論理になりますか、支払い能力といふことよりも引き上げられるといふことが大きな問題である。これは指摘をしていきたいと思っております。

そこで、全国一律最低賃金というのとはやはり世界の常識になつていっている。地域別最賃をとっているのは世界九カ国であります。それはアメリカのような連邦国とか途上国であつて、日本のように小さな島国で四十七都道府県に細分されているところ、やはりやらないのではないかと。私はそこにあらかじめAからDランクといふことを持ち込んでやること自体が結局は地域格差の拡大につながると思っております。

ですから、私がまず聞きたいのは、大臣は、最低賃金によって地域格差を縮める、これをやはり縮小させたいという立場に立ちますか。

○柳澤国務大臣 これは非常に難しい問題だと思っております。要は、私も地域格差を縮めたい、縮めるべきだといふ立場でありますけれども、それを最低賃金といふことで実現できるかという点と、やはりなかなかそれは困難ではないかという点、地域によって生計費が異なるという点、事実でございまして、それを反映して、各企業における賃金の水準も区々になつていっていることについてでございます。

そういう際、最低賃金を地域ごとに決めるというのをやめてしまつて、全国一律しか高橋委員のように抜本的に大幅に引き上げるというふうなことをやつた場合には、やはり経営が成り立たないということも我々には心配をしなければいけない、こういうふうに思います。したがって、私どもは、今回御提案させていたでいていふことでございまして、やはり地域別の賃金といふものを考えて、そして、その最低賃金を地方の最賃審議会で決めていただくというのを基本として、しかも全体として引き上げの方向を実現したい、このように考えているところでございます。

○高橋委員 地域格差を縮めたいとは思つておられる。ただ、それが単純に最低賃金とは難しいよ、というふうなお話だつたのかなと思つてますけれども、私は、確かに地域の生計費が、今、物価が違つて言われれば、数字で見ると違つたと思つて、ただ、それをどうしようものかとして、今回、地域別最賃は、これまでもあったにもかかわらず、わざわざ法定化したといふことが、逆にそれを固定化、あるいは拡大することになつてやうんだ、それが、地域で低んだから低いままだという形で悪循環になるのではないかと、このことを考えているのであります。

資料をお配りしました。平成十六年、これは私も総務委員会でも質問したことなんです、一円ぐらゐの最賃引き上げがよかつたかといふ年でありまして、この三年間の変化を見ますと、Dランクに位置している青森や沖縄などは三年間でよかつた四円なんです。Aランクは、東京などで九円、あるいは二けたの引き上げ、これもまだわすかといへ、引き上げをされてい、そのうすると、一番高いところと一番低いところの差、平成十六年度でいうと、青森が百四十四円だつたのが、十八年度になると百九円といふよつた。

最低賃金の決定については、そういう意味では、今回も基本的な要素といふものは引き続き維持して、これは世界的にもそういうものを勘案して決定されているといふことだつたかといふか、うと思つておられますので、引き続き維持していることについてでございます。

四枚目に、連合総研が昨年の四月にアンケートをとつた、勤労者の仕事と暮らしについてのアンケートの表をつけておきました。五年間で収入の差が拡大したと答えた方たちのうち、地方経済の低迷などにより地域間の収入格差が拡大した、五七・六%、やはり、ここに一番問題意識を持っているんだといふことがあると思つてます。

○高橋委員 いろいろ説明されましたが、地域格差をこの政府の目安が拡大しているんじゃないかということに対してはお答えがなかった。もうしようがないんだという立場に立っているということですね。これは、本当に私は問題だと思えます。ここは強く指摘をしたいと思っております。

続けて、きよき大臣が答弁された、中小企業への影響ということもありました。私は、マイナスの話ばかりをしないで、プラスの見方というのもしきちんと見るべきだ、そう思うんです。

二枚目の資料についておきました。時間がございませぬので、詳しい解説はやりませぬ。労働総研がことしの二月に発表した、例えば、これは千円にしろと言っているのではなく、私たちが要望している千円で試算をした場合ですね。

今、千円未満のパート労働者が幾らいるか、一般労働者が幾らいるかということから始まって、最賃を千円に引き上げたらどうなるかということを含めていくと、二兆何がしの賃金増加額になるんだ、それを産業別に割り振っていったときに、二兆何がしの賃金増加額のうち、半分は消費に回るだろう、消費に回るといふことは、地域にお金がおちるんだ、地域経済を循環させるんだ、それは結局、中小企業を潤すことに返ってくるじゃないかということ、二兆六千億円の経済波及効果があるという試算をされて、これは新聞各紙も報道をいたしました。当然これは産業連関表などを使っているわけですから、一般的にそういうことをやる人には、十分常識的な範囲なわけですね。

ですから、地域の中小企業の労働者の賃金を引き上げるといふことは地域の経済を潤すことにもなる、そういう考えは当然持てますね、大臣に伺います。

○柳澤國務大臣 私どもも、一般論としては委員と同じような考え方をとっております。特に、今、日本経済全体を見ても、消費というものが、例えば輸出あるいは設備投資というものに比べてもうちよと強くなった方がいいな、こういうふうに考えるわけですね。そういう考え方から、やはり何といつても圧倒的に多い雇用者所得というものが上がっていくということがその背景をなすべきものだろう、こういうことは、当然私どもも考えているわけではございません。

しかし、現実の問題として、私どもが最低賃金を引き上げるといふことは、そうなかなか一般的な経済のマクロ的な論理だけではいかななくて、現実それぞれ企業の労働コストを引き上げるといふことにつながる可能性があるわけですから、その労働コストを一体どこで吸収できるか。それは消費がいずれ上がってくるから吸収するよ、なかなかそこまでは、マクロ経済の話とミクロの話とは説得的に連関づけられないということもありまして、私どもは、一般論としては委員が言われるとおりだし、また、この労働総研が発表されたこともわからないわけではありませぬ。

しかし、現実には、私どもは、中小企業を中心として、この労働コスト増によって事業経営が圧迫されるということが起こることを考えますと、かえって雇用が失われる面があつて、こうしたことについては、やや理論的で、あえて言えば非現実的だと言わざるを得ないと考えております。

○高橋委員 非常に非現実的だということでは終わられてしまうと、やはりそれは政府のスタンスが問われるんですよ。

きょうは青年たちの実態もお話ししたかったんですが、そういう、引き上げると言いながら、本当に現実を全く見ていない、そういう立場に立っていないということが本当に責められるべきではないか。引き続きこのことを審議したいと思えますので、きょうはとりあえず終わります。

○木原(誠)委員

時間がもう数分ですので、最後に、ちよつと最低賃金法について一つだけお伺いをしておきたいというふうに思います。

今回、三十九年ぶりに最低賃金が改正をされる。このことよつて、地域別の最低賃金の制定が義務づけられる、あるいはまた生活保護との整合性に配慮をしなければいけない、あるいは罰則も強化をされる、こういうことでありますから、その中身については私は多としたいというふうに思いますが、ぜひこの点も早期に成立をさせなければいけないな、こう思うわけでありすけれど、同時に、やはり法案が成立した後、これもまた実施面というのは大変重要であるというふうに思います。現実にこの最低賃金がすべての労働者に適用されて、すべての人々、国民が最低賃金以上の賃金の支払いを受けるという状況をつくっていくことが重要であるかというふうに思います。とりわけ、一部の企業の中には、パートタイマー、パートで働く方や、アルバイトの皆様には最低賃金が適用されないというふうな、誤った認識を持たれている方もまだおられますし、労働者の中にも、自分自身が最低賃金が適用されるということを必ずしも十分認識していない方もおられるわけがあります。

そういう意味では、今後この最低賃金法が成立をして、最低賃金が一部では引き上げられるんだらう、このように思いますけれども、実際にこのように使用者、そしてまた労働者、労使双方に最低賃金法の中身を周知し、そしてその実効性を確保していくのか、その点について最後に確認をさせていたいただきたいというふうに思います。

○青木政府参考人 最低賃金の周知徹底につきましては、この十九年二月に定めました成長力底上げ戦略におきましても、中小企業底上げ戦略の一環として盛り込まれております。最低賃金の国民への広報の推進及び最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化が直ちに取組むべき施策とされております。このため、今月、最低賃金の進

守に関する集中的な周知広報を行うと同時に、また、最低賃金の履行確保を図るための一斉監督もあわせて行っているところでございます。

周知広報につきましては、政府広報による新聞広告の掲載合計六十八紙二千八百八十八万部、それから、モバイル端末広告の実施、都道府県労働局における懸垂幕、リーフレットの配布、公共交通機関におけるポスターの掲示、地方公共団体及び各業界団体における周知への協力依頼なども行っております。一斉監督につきましては、最低賃金に関して問題が多い業種を重点として、全国一万余業種を対象に実施しているところでございます。

最低賃金の履行確保という観点からは、おっしゃいましたように、周知広報、監督指導が重要と考えておりまして、今後とも引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○福島委員

次に、最低賃金法の改正法案について伺いたいと思ふ。

改正法案では、地域別最低賃金について、生活保護との整合性を考慮することを明確にしており、この四十年余りにわたりまして改正がなされなかつたわけでありまして、今回の改正はまさに大きな一歩だと思ふに思ふ。

働く人の最低限度の水準の賃金を保障する最低賃金が、最低限度の生活を保障するために国家が支給する生活保護を下回るというのは適切ではないと思ふ。今回の改正による、生活保護との整合性に配慮する規定については、最低賃金が生活保護を下回らないようにするものと解釈すべきだと考えておりますけれども、この条文の趣旨について、政府の見解を確認したいと思ふ。

○青木政府参考人 地域別の最低賃金につきましては、三つの要素、労働者の生計費、それから労働者の賃金、通常の事業の支払能力、この三つを考慮して決定するものと現在なされております。

改正法案では、この三つの決定基準のうち、労働者の生計費、これについては、「生活保護に保る施策との整合性に配慮する」ということを法文上明確にすることとしたわけでございます。

生活保護との関係は、これは地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの要素の一つとしてござりますので、法律上の規定としては、「生活保護に保る施策との整合性に配慮する」という規定をいたしては、わけであり、御指摘のように、その趣旨は、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する、こういう趣旨だと思ふに思ふ。

○福島委員 この委員会でも前回いろいろと議論がありましたけれども、地域別最低賃金の具体的な額については地方最低賃金審議会の審議により決定される、こういうことになってはいるわけであり、今回の改正がこの地方最低賃金審議会の審議にどう影響を与えていくのか、このことについては政府としても十分なフォローをしなければいけない、着実に最低賃金がこの法案の改正に盛り込まれた趣旨のように引き上げられていくかどうかという点について責任を持つていただく必要があると思ふに思ふ。

この点について、どのように政府としてフォローしていくのか、御見解をお聞きしたいと思ふ。

○青木政府参考人 最低賃金の具体的な水準につきましては、今お触れになりましたように、地方最低賃金審議会、公務員三者構成で成っており、それが、これにおける審議、地域の実情をも踏まえた審議を経て決定されるということであり、

今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿いまして、まず中央の最低賃金審議会から引き上げ額の目安が提示されまして、それから各都道府県の地方最低賃金審議会において、これを参考にしつつ、地域の実情も踏まえて審議が行われて、その結果、適切な引き上げ等の措置が講ぜられるということになるわけでございます。

従来の地方最低賃金審議会の審議におきましては、必ずしもすべての地方最低賃金審議会が生活保護についての十分な資料が提出されているわけでもありません。また、地域によっては、生活保護との整合性について十分に配慮した審議がなされていないところも見受けられておりました。今回の法案が成立した際には、地方最低賃金審議会において、生活保護に関する十分な資料が必ず提出され、その上で法改正の趣旨に沿った、より適切な審議が行われるということになるわけであり、

そういうことが行われるよう、私どもとしても、都道府県労働局に対して指導を行ってまいりたいと思ふに思ふ。

○福島委員 次に、罰則の規定の問題でございます。使用者が最低賃金を支払わなかった場合の罰則について、現行法におきましては、長らく法改正がなされなかつたということもありまして、最高でも二万円の罰金が科されるにすぎないようになっております。最低賃金に対する罰金がわずか二万円では、最低賃金違反人を雇つても、罰金を払う方が安上がりだということにもなりかねず、余りにも低過ぎて実効性がないと言わざるを得ないと思ふ。

今回の法案におきましては、罰金額の上限を五十万円に引き上げるとされておりますけれども、その趣旨をお伺いしたいと思ふに思ふ。また、

実効性の確保の面でこれ十分かどうか、この点についても御認識をお聞きしたいと思ふ。

○青木政府参考人 最低賃金法の罰則についてでございますが、今委員がお触れになりましたように、昭和三十四年の法制定以来、罰金等臨時措置法による見直しは行われておりましたが、この間の貨幣価値の変動等により、罰則の制裁的効果が著しく低下していると思ふに思ふ。

さらに、最低賃金法は、最低賃金を強行的に直律的効力を付与してござりまして、最低賃金不払いというものは、同時に、労働基準法の賃金の全額払い違反にもなります。現在、賃金の全額払い違反に係る罰金額の上限が三十万円ということになってござりまして、それよりも、最低賃金不払いに係る罰金額の上限が低いという状況でございます。

また、実質的に、最低賃金法の罰則が機能する場面がない、あるいはほとんどないという状態になってござります。

このため、罰金額の上限額についても見直しを行って、罰金を五十万円に引き上げるということとしたものでござります。

最低賃金の不払いの罪数については、労働基準法における賃金不払いの罪数と同様に、犯意が単一であると認められないときは各支払の期ごと及び各労働者ごとに一罪が成立するということになっておりますので、この罰金額の上限を五十万円に引き上げること十分その実効性が確保されると思ふに思ふ。

○福島委員 ただいまの政府参考人の御説明ですが、五十万といつても、一人当たり五十万ということであれば、これは掛け算されていく、トータルで五十万というわけではない、こういうお話を聞いていると、一人だけに限って最低賃金法の違反をしているということは多分実態としてはないわけでありまして、今回のこの罰則の引き上げによりまして相当な程度のやはり強化がなされている、こういうふうに認識をさせていたいただきたいと思ふに思ふ。

ただ、問題は、最低賃金法に違反している事業所、資料で拝見しますと六割を超えるような数字であると思ふに思ふに思ふ。

でも、必ずしも、現場で働いておられる労働者の方々、みずからの地域の最低賃金が一体幾らかよくわからないで働いておられる方も多々おられるんだらうと思ふに思ふ。公益通報制度といふものができましたけれども、こうした最低賃金に關しての情報、知識、こういうものがなければ、また相談するということにも至らないわけであり、

当然、法律の中には、労働者に対して最低賃金について周知する、こういう規定があるわけでありまして、そもそも最低賃金法の違反をするような事業所においてはこうしたこともしつかりとなされていなく、こういうふうに想像することが妥当であると思ふに思ふ。

そういう意味で、先ほど政府参考人から御説明が木原委員に対してありましたが、周知を國としていく、最低賃金制度がどう変わりました、そしてまたこういう水準です、こういうことを幅広く知っていただくということが何よりも大事なことであると思ふに思ふ。

今回の法律の改正、一日も早く成立させるべきだと思ふに思ふ。同時にまた、周知広報するということについては積極的な取り組みをお願いしたいと思ふに思ふ。この点についての政府の御見解をお聞きしたいと思ふ。

○青木政府参考人 ただいま御指摘になりましたように、最低賃金の周知広報というのは大変大切なことだと思ふに思ふ。従来から、味スタターの掲示とかリーフレットの配布とか、ホームページへの登載などを行つておられるところがございますが、また、地方公共団体や使用者団体に対する広報紙への掲載依頼などを行つて、周知広報活動を全体として一生懸命やつておられるところがございます。

今後、成長力底上げ戦略がこの一月に決定されましたけれども、これにおきましても「最低賃金の国民への広報の推進」ということにも取り組む

へきととされておりました。この六月、今月、最低賃金の遵守に関する集中的な周知広報を行っているところでございます。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における標識等、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行っております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率というものは低下してきております。また、雇用形態も多様化してきています。そういう中において、労働者の方々の権利をどう守っていくのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働く方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうことが政府にとっても非常に大事だということに思っています。個別労働紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、それもそういう一環だろうというふうに思っています。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかということについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といったしまして、派遣労働者の増加ということがあると思います。今回の最低賃金法の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用関係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用については、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思っております。

○青木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でございますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されるというふうになってきているところでございます。

しかし、このような取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないというような場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同一場所でも使用から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金と産業別最低賃金が適用されないといった問題が指摘されてきたところでございます。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今後変更することとしたものでございます。

○福島委員 この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されております。

障害によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外、このようにされているわけでありまして、今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういうふうに改められているわけでありまして、このように改められているわけでありまして、政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるというようにいたしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいというふうに考えております。減額措置が可能である

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するところでございます。ですので、適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができるとの規定を設けることとしたものでございます。

なお、現行法におきましても、実際の運用において、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることのないよう、労働能力を勘案して一定額の減額措置を行うよう運用、そういったことも行っているところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回改正法案においてそういう規定をお願いしているところでございます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に働いておられる現場に伺いますと、大差作業能力が高いといえますが、健常な方と比べて遜色なく仕事ができる方がおられることも事実でございます。障害により著しく労働能力の低い者に対して減額する、こういうことになっているわけでありまして、個々の障害者の方々の労働の実態をよく見て適切に行うことが重要だろうと思っております。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーションについては一定の障害があるけれども、作業能力自体は非常に高い、こういう場合もあるわけでありまして、実際にどういった仕事をしているのか、そしてまたその仕事をするに当たってどれだけのパフォーマンスがあるのか、こういう個々の事例に応じて適切に判断すること、これが必要だと私は思いますけれども、どのような考え方に基いてこのような方々の減額を行っていくのか、この点について政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人 障害者に対します最低賃金の適用につきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者についても一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用するということになりまして、こういった方々の、労働者の雇用の機会を

かえって奪い、かえって労働者に不利な結果を招くことになり得ますので、都道府県労働局長の許可を条件として減額を認めることと今しているわけでありまして。

減額については、その障害の種類が、その労働者に従事させようとする業務の遂行に直接支障を与えることが明白であり、その支障の種類が著しい場合のみ許可することとしたことになって、またその場合には、労働者の労働能力に応じた減額の比率を定めることとされておりまして、また、減額の許可に当たっては、個別に実地調査を行って、その労働者の労働能力等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うこととしております。今後ともしっかりと運用をしてまいりたいというふうに思います。

○福島委員 できるだけ幅広く最低賃金法の対象となつて、障害のある方でもしっかりと所得を得ることができると、そういう方向を目指して頑張っていたらきたいというふうに私は思っております。

〇石崎議員

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。

この最賃法、民主党が改正案を出しているように思いますが、民主党の案をホームページで拝見させていただきますが、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すと、このことを主張されているように思われます。

これまでも審議でもいろいろ各委員から御指摘がありました。最低賃金の水準が生活保護より低いというふうな実態は、働く意欲を回復し、問題であるというところは当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えております。一方、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払の能力とかけ離れた水準とするのは、中小企業の経営の実情を踏まえれば、これは非現実的だということも考えざるを得ません。

景気回復基調と言われておりますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しいところが多いのが実態でございます。このような状況の中で、先ほどの民主党案のような、全国最低賃金の導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円という水準に大幅に引き上げるべきという主張については、これは地方の実情や個々の中小企業の経営実態に合わないのではないかと、このように思いますが、見解をお伺いします。

〇労働関係大臣 最低賃金は、労働者の最低限度の水準の賃金を保障するということ、いわばセーフティーネットとしての意義を賃金において有するものだと、このように位置づけられるべきかと思えます。

今回の賃金でございませうけれども、まず、最賃法の改正におきまして、いわば地域別の最低賃金というものは、全国各地域について決定されなければならぬということ、今までも、事実上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められてまいりましたが、今度はそれが法律上義務化されてまいり、例外は許されないと、このような法制にさせていたというふうに思われます。

そういう位置づけも変わっているわけではございますが、その中で、私もといたしましては、この最低賃金の水準というものは、地域によって、物価水準等に差がありまして、それを受けて現実の生計費も異なるということが実態であると考えっております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうに考えているわけでございます。このため、全国一律に最低賃金を決めるというところは、経済、生活の実態等から見てこれは適当ではないと考えておりまして、やはり各地域の実情に応じて、それぞれに決定されるべきものであるというふうな考えをもちたいと思っております。

地域別最低賃金を例えれば千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えると、これはいかに急激に大幅な引き上げをやらなければならないことになるわけでございます。このことについては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によって事業経営が圧迫されて、かえって雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけでありまして、そういう意味で、これまた委員も仰せられたとおり、非現実的に対応であるというふうに言わざるを得ないと思っております。

私も、この地域別最低賃金というものを、それぞれの地域の実情に応じて、いわば地域それぞれに最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的である、また労働者の保護に結びつくゆえに、このように考えているわけでございます。

〇石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていなければ、経済の方が、会社の方がつぶれてしまふ、そういうことで、大臣も、非現実的という御答弁がございました。

今回、民主党さんの参議院選挙の公約を見ております。最低賃金の千円という話が今出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式。これは、消費税に換算すると消費税一七％が必要であります。子ども手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六兆円からの財源が必要だということでありまして、その財源をどこから確保するのかということ、それが甚だ不可思議な選挙公約ではないかというふうに思っています。

そういう意味でも、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも適切な引き上げが必要であるというふうに思っています。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げていくというプロセスが大事だということに思っています。

政府において、成長力底上げ戦略というものが、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を取り組まれていくというふうな関係は、最低賃金を引き上げるの考え方について御説明願います。

〇青木政府参考人 今回の二月に先とめられた成長力底上げ戦略(基本構想)では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政府の合意形成を図る、その合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに際して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る」というふうにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たっての考慮要素である。通常の事業の賃金支払能力の向上あるいは労働者の賃金の上昇につながるものでありまして、中長期的には、こうした取り組みの結果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされるものと期待しております。

〇石崎委員 そこで、この最賃問題、地元でもいろいろな実態をお聞きする機会が多いわけでありまして、例えばタクシ業界、御案内のとおり、規制緩和の影響で、タクシ、ハイヤーの業界においては増車による需給バランスがおかしくなり、個々の運転手さんの賃金というものが非常に低くなっていく実態がある。既に現行の最低賃金が守られていないという実態も多いというふうなことを聞くわけでありませうけれども、このタクシ、ハイヤー業界における最低賃金法第五条の違反というふうな事例について、厚生労働省はどのように把握されておりますでしょうか。さらに、それについてどのような指導を行っているのでしょうか。

〇青木政府参考人 労働基準監督権におきましては、平成十七年に定期監督を実施いたしました。その件数は、企業種で十二万二千七百三十四件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は千七百六十六件、違反率一・四％でございます。このうち、ハイヤー、タクシ業界に対しては定期監督を実施した件数というのが千三百九十五件でございます。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・二％でございます。これらの監督指導につきまして、労働基準法第百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしました。タイムカードなどの客観的な資料を精査いたしましたとともに、関係者から事情聴取をいたしましたことなどによりまして、総合的に事実関係を確認いたしました。その結果、労働基準関係法令違反または改善基準告示違反が認められた場合には、是正勧告書を送付するなど必要な指導を行うとともに、是正報告を提出させるなどにより、確実な是正を図っているところでございます。

私も、これは、自動車運転者の法定労働条件の履行確保を図るため、これまで的確な監督指導を行ってきたところでありますが、国土交通省とも連携を図りつつ、引き続き適切な監督指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

〇石崎委員 今の局長のお話では、最賃法違反、企業種での違反率は一・四％、タクシ業界は一四・三％という、ちょうど十倍の比率で最賃法違反の実態にあるということでございます。

これは、タクシ業界にそういう悪質な業者が多いということではないかと思っております。端的に言うと、これは、規制緩和と政策、需給調整を徹底するという政策、運輸面における規制緩和と政策の失敗、その影響ではないかと私は思います。

規制緩和によってタクシの台数がふえる、私の地元の札幌でも千台以上ふえました。一方で、景気回復がままならない、客足が落ちる。そして、賃金体系が生産比例賃金という賃金体系になっていて、売上げが上がらなければ個々の運転手さんの収入は下がっていく、そのボトムラインが最賃ぎりぎり、その下に行くという状態が多いということがこの数字から読めるんじゃないか

といふふうに私は思います。

ですから、今回の最低賃金の改正というのは、私はやるべきだ、当然やるべきだといふふうに思いますが、業界、業種によつては、そのことがしつかりと守つていけるだけの、そういう業界の実態にない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最賃法を遵守したいと思つてもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないかといふふうに思つております。

そういう意味でも、そもそもその政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最賃も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そつちの規制緩和政策はそのまま競争原理で続けていきますよといふことが、国の政策として整合性がとれるのかどうかということについて私は甚だ疑問に思つております。

今、タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようといふようなことを考えておられるようでありますけれども、やはり、そもそもこの規制緩和政策というのを考え直さないと、厚生労働省が打ち出している最賃法の改正ということと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうことではないかといふふうに思つております。

きょうは国土交通省も来ていただいておりますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和政策の根幹についてどう考えているのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○梶野政府参考人 規制緩和に関しましては、確かに増車がござりまするものですから、待ち時間の

短縮でござりまするか、あるいは観光タクシーとか福祉タクシーとか、多様な運賃とか、そういういいところも、一定の効果も出ていると思っております。

ただ、今委員御指摘のように、他方では、例えば事故が起きますとか、賃金が下がりますとか、苦情が多いとか、いろいろな、そういうマイナス面もあるということは認識しております。国土交通省といたしましては、規制緩和につきましては、これをやめようというわけじゃなく、規制緩和の成果というものを生かしながら、今申し上げたマイナス面をいかに減らしていくかという観点から対応してまいりたいというものが基本でございます。一つは監査とか処分とか、いわゆる社会的な規制と言われているものを充実していく、厚生省などもタイアップしながら、緊密に連絡をとつてやっていきたいと思つております。

また、タクシーにつきましては、町で出合い頭につかまえるというのが基本でござりますけれども、いわゆる、選ばれる、よゝタクシーが選ばれて、悪いタクシーが選ばれないというふうな形の、選ばれるタクシーというのをつくっていく、そういう基盤整備をしていきたいと思つております。

昨今、実は全国の各地から、労働環境の改善、つまり賃金値上げを主眼とした運賃の改定申請が出ておまして、私どもは、運賃の改定の主眼として労働環境の改善を挙げておられるのは十分に評価できるところだと思つております。この値上げ申請に対しまして、全国的でござりますけれども、適切に対処してまいりたいと思つておりまして、そういう中で、少しずつこういうものを改善してまいりたいと思つております。

○石崎委員 全然どういふ対策なのかよくわかりませんが、規制緩和をやり、会社の経営も苦しくなり、労働者も賃金が下がり、それで運賃は値上げする、これなら何のために規制緩和をしたんだか私はよくわからない、これはまさに政策

の失敗だと断ぜざるを得ないといふふうに思いますが、その緊急調整措置についてはどう考えておりますか。

○梶野政府参考人 道路運送法で、規制緩和をいたしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしております。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございますけれども、特例的、例外的な措置でござります。この発動について少し議論をしてみようといふことで、内部で議論を始めさせていただきます。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思つております。

○石崎委員 時間になりました。

我が国にとつて、働く人たちにとつて、本当に美しい国になるように、この労働三法、しつかり魂が入るような改正を心から希望します。

○古屋(範)委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金については法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれておりまして、セーフティネットとしての機能の強化がされているところであります。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三年計画でも、そのあり方について検討を求められたわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うかという点について伺いたしたいと思います。

○青木政府参考人 ます、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございます。この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうに考えております。このため、今般の見直しにおきましては、地域別最低賃金について、お触れになりましたように、各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、不払いに係る罰金の上限額を引き上げるなどの見直しを行うこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のイニシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がございます。で、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うこととしていたものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、一つは、関係労使の申し出というものを法律上必須の要件といたしました。申し出があった場合において、必要があると認めるときに決定することができるというふうになりました。もう一つは、最低賃金法の罰則は適用しないということといたしましたところでございます。

○古屋(範)委員 中小企業等の困連もございまして、きょうは内閣府にもおいでをいたしたいと思っております。

政府におきましては、成長力底上げ戦略におきまして、中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組みされていることと思っております。この最低賃金が、企業の支払能力から離脱した水準に決定することが不適切であるという以上、中小企業の生産性を高める。またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組みたいという政府の方針につきましては、私も共感するところでございます。

しかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかっているというふうに考えます。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業の生産性向上に向けて取り組みについて、その基本的な考え方を、そして、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思っております。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を支えます基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こういうものでございまして、中小企業底上げ戦略はその中の一つでございます。御指摘のように、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げること、産業政策と雇用政策の一体運用というものを目指すものでございます。

これに関しましては、具体的には、政務使が参加します円卓会議というのを設置してございまして、また各都道府県においてもこういう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございまして、その中で、特に御指摘の、中小企業の生産性の向上でございますが、まず、全体にわたる共通基盤的な対策として、下請適正取引の問題でありますとかIT化の促進等を進める一方、また個別に、特に生産性の低い業種、地域を対象にした個別対策、この組み合わせという形で、中小企業の生産性向上にまぎしく全力を尽くして推進していきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○古屋(範)委員 ただいま内閣府の方から、本戦略におきまして中小企業の生産性向上支援策について

で、基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業の生産性向上ということにつきましては、具体的には中小企業庁さんが中心となりまして取り組んでいかれることとなると思っております。中小企業の生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきましては、中小企業庁からの御説明をお願いいたします。

(伊藤)信委員長代理退席 委員長着席

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。中小企業の生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇一七あるいは円卓会議にもございますこれまでの御議論を踏まえまして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを執行してまいります。その中で、特に下請適正取引の推進が即効的な方策として重要だと考えておりまして、業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者に十分配慮するよう要請してまいります。

具体的には、下請取引の適正化推進につきましては、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えて、実は本日でございますが、甘利大臣出席のもと、下請適正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つの業種、業種別、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして広告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行ったところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加していただいております。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティング、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推進していくこととしておりまして、これらによつて中小企業の生産性向上につなげてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 賃金の上昇、また非正規から正規への転換、こういうことを考えましても、やはりかき巻くのは中小企業であるというふうに考えております。ぜひ、この生産性向上は大きく推進されることが必要というふうに考えます。最後にあります。大臣にお伺いいたします。

この最低賃金の引き上げに向けた環境整備は極めて重要な観点であると認識をいたしております。こうした取り組みも含めまして、今後、最低賃金の引き上げについて大臣のお考えをお伺いいたします。

○厚労大臣 今回の国会におきましては、私も、今の労働市場に起こっておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていたただくというところで、六本、あるいは勘定の仕方によつてはもう一本多いわけでございますけれども、そういう法律の改正を打ち出ささせていただきます次第でございます。

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というものがどういふものであっても、安心納得して働ける、そういう条件のもとで働いていただきたい、こういう考え方のもとで最低賃金の見直しというものを打ち出ささせていただいております。わけでございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金というものがセーフティネットである、安全網である、こういう観点に立ちまして、具体的な最低賃金の決め方というものは、地域別の最低賃金でございますので、正れたら、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定するということとを今度の改正で明確にさせていただいております。

そして、我々の法律案というものは、そういうまずセーフティネットとして十分に機能するよううにということ、生活保護の施策との整合性というものをうたわせたいただいているわけでございますが、中長期的な最低賃金のあり方ということを考えますと、今後ぜひこれを引き上げの方向

に等しいと思いますが、ぜひそれを実現したら、こういうことを考えているわけですのでお願いします。

そういうことを可能にするものは何かといえれば、これは具体的には中小企業を中心とするわけですけれども、やはり生産性の向上というものがなければ、これはなかなか実現できない、こういう考え方があっていきたいと思います。そういう中長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人等と御議論をいただきましたように、成長力底上げ戦略推進というのを新しい政策として打ち出しているわけだと思います。そういう戦略の推進を、具体的には田草会議というものを組み立てまして、そこに政労使の代表にも加わってもらって、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃金の引き上げの方針について合意をしてもらう、こういうことで、この田草会議を運営させていただいているわけだと思います。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して、これは今、下請の代金について産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産省がしてくださる、こういう答弁があったわけですが、そういう産業政策と私どもの雇用政策とが一体となってこれを実現していく、こういう政策展開を考えているわけだと思います。この中長期的な生産性に見合った最低賃金というものがそういう取り組みの成果として実現される、こういうことを期待いたしていると聞いています。

○相原久美子君

今、構造改革の結果、人が当たり前に暮らすことが難しくなっています。

昨年、NHKで放映された大きな反響を呼んだ番組の単行本が「ワーキングプア 日本を蝕む病」として発刊され、版を重ねています。格差社会の象徴ともいうべきワーキングプアとは、忘れているから貧しいのではなく、懸命に働き続けても生活保護水準以下の収入しか得られない人々です。ワーキングプアから抜け出せず路上生活を続ける若者たち、景気回復から取り残された中小の店主や農家の人、睡眠時間を削って二つの仕事をこなすシングルマザー、年金だけでは暮らしていけず、空き缶拾いで日々を送るお年寄り夫婦などが取材班の目を通してレポートされています。

民間団体の調査やマスコミの報道任せにせず、行政としてワーキングプア解消のための施策に速やかに着手するために、全国調査による実態把握をすべきだと考えますが、総理はいかがお考えでしょう。

そこで、これらの国民の不安の声の中から何点かについて現状認識と今後の対応をお伺いしたいと思います。

第一は、生計費である賃金の下支えを行う最低賃金制度についてです。憲法第二十五条に保障されている健康で文化的生活を営むための根幹の部分であるとしてお聞きください。

八月に中央最低賃金審議会が答申した今年度の上げ幅目安は全国平均で十四円です。これで行くと、時給六百八十七円程度、従来に比べれば引上げ幅は上がっているというものの、一か月、所定内時間どおり働いても十二万円ほどにしかなりません。そして、このような状況で働いている労働者の多くは短期雇用を繰り返す派遣や臨時であったりと、時間給以外に諸手当が出ない、交通費すら出ないことが多いことを御存じでしょうか。年収わずかに二百万円に満たないのですよ。総理は、これで安心して憲法で保障された生活ができるとお考えでしょう

か。御認識を伺います。

○内閣総理大臣（福田康夫君）

次に、最低賃金の水準でございますが、継続審議となっている最低賃金法改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとしてより適切に機能するよう、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮して水準を決定することを明確にしたところでございます。早期に法案を成立させていただきたいと考えております。また、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中長期的な引上げ方針につきまして政労使の合意形成を図ることにより、最低賃金の引上げの環境整備を進めてまいります。

○福島みずほ君

社民党は、これまでも安定した雇用こそ安心できる生活の基本であると主張をしてきました。労働者派遣法を規制する方向で改正し、製造業については派遣を認めない、また登録型派遣を見直すべきと考えますが、いかがですか。また、最低賃金についても、引き上げる賃金にするためにも、経過措置をとり、中小企業への配慮しつつも時給千円以上を実現すべきと考えますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(福田康夫君)

最低賃金の引上げについてお尋ねがございました。

最低賃金については、今年度は例年を上回る引上げが実現したところでございますが、継続審議となっている改正法案については、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮して水準を設定することを明確にしたところであり、早期に成立させていただきたいと考えております。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について政労使の合意形成を図ることにより、最低賃金の引上げの環境整備を進めてまいります。

なお、御指摘のような水準に最低賃金を大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われるおそれ大きいとも考えます。

○古屋（範）委員

次に、最低賃金法改正案についてお伺いをさせていただきます。

さきの通常国会では、政府が提出をいたしました最低賃金法改正案について議論が行われたところでございます。私としても、この政府提出案につきまして、三十九年ぶりとなる抜本的な改正である、働く人々のセーフティーネットとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができることを期待しているところでございます。前任の柳澤大臣からも、最低賃金の引き上げに取り組み強い御答弁もいただいております。

改正法案につきましては、現在こうして審議が行われておりますが、今年度の最低賃金額の改定につきまして、昨年の時給平均五円だったものが十四円という例年を上回る引き上げが実現したものと考えております。今後もこの最低賃金の引き上げに取り組まれる大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○舛添国務大臣 今委員がおっしゃいましたように、まさにセーフティーネット、安全網としてこの最低賃金がある。そして、ことしは、前年の五円に比べて十四円上がった。

私は、経団連とも連合とも常に議論をし、常に意見を交換しております。政労使一体となって経済成長を図りながら、その果実をきちんとして働く人たちに与える、それは当然の権利である、そういう思いで、長期的な戦略も持って政労使の対話を進めているところでございますので、ぜひ改正案を実現させていただいて、本当に働く人たちが安心して暮らせる日本の国づくりをしたい。福田内閣のスローガンは希望と安心でございます。

○古屋（範）委員 大臣の御決意を伺うことができました。やはりこうした成長の果実が、大企業から中小へ、そしてそれが一人一人の働く方々へ、トリクルダウン、行き渡っていくことを私も望んでおります。

のは、年齢階層にかかわらず一律に決定されて
おります。単身労働者も扶養家族を有する労働
者もいずれも対象としております。それから
また、一般的には賃金カーブは入職時が最も
低くてその後上昇していくということになります
ますので、こうしたことを前提とすると、最低
賃金の決定に当たりまして、直接参考とするの
は、単身労働者の生計費とすることが適当
ではないかと、いろいろと考えております。

○阿部(知)委員
続いて、最低賃金のことをお伺い申し上げます。

厚生労働省の方でこの八月に発表されました、最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施というものがござります。これは簡単に結果を申し上げますれば、監督をした一万一千二百二十事業場があり、そのうち地域別の最賃違反の率が大体六二％、産業別最低賃金適用事業場の違反率が一〇・四％という数値が上がっております。これは平均すれば六四％の違反となっております。

青木さんにお伺いいたしますが、産業別の賃金の最賃制度は今回変更がされます。今までのような罰則を伴ったものではなくて、今までは、現状において、地域別の最賃以上に産業別最賃の違反率が高く出ているという状況もあるわけです。特に、職種も決まっておりますが、ちよつと時間の関係で言いません。

この現実がありながら産業別賃金に逆行して、逆に言うと、本来はこれヨーロッパのように横並びに付られていくべきものと思っておりますが、今回重きを置かれておりませんが、果たしてこれで大丈夫でしょうか。

○青木政府参考人 今回の最賃法の改正案におきましては、セーフティネットをきっちりさせるというところで、全国に四十七定められております地方の地域別の最低賃金、これにつきましては罰則を大幅に強化する、あるいはきちんとしてこれを定めなければいけないこととするというふうなことで強化をいたすわけであります。

一方、お取り上げになりました産業別の最低賃金につきましては、従来から地域別の最低賃金より高い額のものを設定するというところで運用がなされてきております。一方で、最低賃金といながら、これは屋上屋を重ねるものではないかという議論もござりました。

産業別の最低賃金につきましては、地域別の最低賃金をセーフティネットとしてきっちりさせるという方針を踏まえて、これは特定の

賃金というところで、いわゆる民事的効果、それは残しつつ、労使の自治に任せるといふ改正を今度お願いしているわけではございません。

したがって、新しい産業別最賃がなくなりましても、新しい特定賃金ということでも、民事的な賃金の底上げといえますか、そういったものには有効だということに思っております。

○阿部(知)委員 それで大丈夫でしょうかというのが私の問いでして、実は、食料品製造業とか衣類その他の繊維製品製造業のところで産業別の最低賃金違反が多いわけです。どういふ方々が働いているかも、もう少しお調べになれば内容が出てまいりますので、きょうは指摘にとどめさせていただきますし、もう一点お願いいたします。

実は、事業場の違反以外に、どんな方々が最低賃金額以下の賃金しか払われていないか。二千五十一人の最賃以下の方がござりますが、その多くが女性。女性が六七・五％、パート、アルバイトが千百六十八人、続いて障害者が一三八％の二百八十八人おられます。今、最低賃金を定めるときに、最賃以下で働かせている作業所等々の問題がことしの二月も指摘されておりましたが、それに対して厚生労働省が基発というものをだされて、一応、例えば、これはあくまで福祉就労、あるいは、計画立つた就労のプログラムだという形での就労と、いやいや、こっちは労働者性がある就労というふうに分けられました。私は、この障害者雇用、障害者の就労促進という観点から見ると、やはり根本が見えていないように思います。

大臣に伺います。
ヨーロッパでは保護雇用制度というのがございまして、障害のある人にもなるべく雇用を促進する、働いていただく、そのためには、幾つかの条件を設けて、例えば賃金の補てんもこれは税から行うという仕組みもござりますし、簡単に、こっちは福祉就労、こっちは雇用だというふうに分けないで、なるべく一人でも多く雇用の側に取り込むための保護雇用制度というものがござ

います。厚生労働省でも、研究班で御検討されたことがござります。

大臣には、こっちは福祉、こっちは雇用と簡単な割り切りをすることなく、障害者自立支援法でもそうですが、働ける、そういう道を障害のある方にもっともっと開くようにぜひ検討をお願いしたいが、いかがでしょうか。

○外務大臣 一九七二年にノーマライゼーションという概念で、ノルウェーから始まりました今のような考え方、これは、私は、こういうことを一つ一つ、もうそれは七〇年代です。それから十五年前の話です、やっと今そういう議論ができるかなという感じがしておりますので、今の問題意識、私も共有しておりますので、やはり障害があっても健常者と同じように働き、生活していける、そういう先進国にこの国をしたいと思っております。

○阿部(知)委員 最低賃金以下で、違反で指摘される方が、さつき申しました女性やパートや障害のおありの方あるいは外国人というのが我が国の労働現場の実態であるとすれば、やはりそれは、働くこと、すなわち社会の中で働くということがきちんとルール化されていないんだと思えます。

私は、厚生労働省が行われたこの調査、きょうちよつと資料がお手元に間に合いませんでした。まずから行われたことですから、その調査にのっとってきちんと施策をしていただきたい、そしてまた来週、ここの問題になりました方々の働き方と長時間労働について質問をさせていただきます。

○萩原委員 まず、この間の質疑の成果、結果として、最低賃金法並びに労働契約法について、次第に私どもと野党の皆さんの意識が整合化されつつある、そういう雰囲気を感じておりまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

ただ、そのことを前提とした上で、今後のこういった分野における議論を過たないためにも、しっかりと、それぞれの法案あるいは法案の背景にある政策論あるいは政治論について議論をしておく必要がある、そういう観点から質問させていただきたいというふうに思っています。

せんだつて、二日の日でございますけれども、川奈委員の質問に対しまして、民主党提案者の方からこういう御議論がございました。

実際、アメリカでは、二年間で五・一五ドルから七・二五ドルに最賃を上げていく云々かんぬん。そして、もう一つ付け加えさせていただきませんが、根本的に、今まで、先進国の中で日本よりアメリカの方が最賃が低かったわけですから、この間の民主党が勢力を持ったことにより、アメリカではこの最賃が大幅に、先ほど言いましたように、五ドルから七ドルに一・五倍上がった、これで、世界の先進国の中で日本の最賃は最低になっております。

こういう発言がありましたけれども、この発言を聞きながら、ちよつとこれはいただけでないな、最低賃金についての御理解ができていないのか、あるいは、理解をしておられた上で曲解をされて、ある種の政治的メッセージに変えられたのではないかと。

最低賃金というものは、経済の中で非常に重要なシステムであります。上げ過ぎてはいけなく、下げ過ぎてはいけません。まさに生き物としての経済の中で、ある種の合理性を保ったバランスというもので成立をしておくべきものである。そのバランスというのは、当然でありますけれども、私たちが生きていくか、こういう大きな論点に依拠する。それを我々はシステムとして、政治的な、少なくとも党派的な利害とは

関係なく、まさに公平で、そしてしっかりと議論の上で成立をさせていく、そのことがまずは求められているというふうに考えております。

その関係で、政府参考人の方にお伺いをしておきたいわけでありまして、まず、この間の議論、つまり、アメリカの最低賃金が一九九七年以降上がっていないわけでありまして、ちよつと十年前目になるわけですが、この十年間における日米の経済の名目の成長率はどのようものであったか。そして、それにまた非常に深く関係いたしますけれども、その同じ期間における日米のインフレ率、CPI、消費者物価指数でありますけれども、この累積インフレ率は一体どのようなものであったか、ちよつとお答えをいただければ幸いです。

○齊藤政府参考人 お答え申し上げます。日米両国につきまして、二〇〇六年までの十年間の名目GDP成長率を累積いたしますと、日本は〇・七％の伸びとなります。また、米國は六八・八％の伸びとなっております。

それから、同じ期間につきまして、日米両國の物価上昇率、これは今先生御指摘のように、消費者物価指数の総合で計算をいたしますけれども、この累積をいたしますと、日本はマイナス〇・五％の低下、それから、米國は二八・五％の上昇となっております。

○萩原委員 もう一つファクトだけお尋ねをしておきたいんですが、その同じ十年間に、日米の最低賃金、これは確切的な質問ですけれども、こういう推移をたどっているか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

○青木政府参考人 この十年間の日米両國の最低賃金の水準の変遷についてでございますが、アメリカにつきましては、一九九七年以来十年間、法改正が行われませんで、五・一五ドルに据え置かれてきました。ことしの五月の法改正によりまして、現在は五・八五ドルになったとござります。

一方、我が国につきましては、毎年、最低賃

金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定が行われてきておりまして、この間、一九九七年、平成九年の六百三十七円から、ことしの六百八十七円になったところでござります。

○萩原委員 お許しをいただきまして、お手元に、今の御答弁にあつた事実をやや詳しく参考資料として提起をさせていただいています。

御案内のように、日本の現在の法律では、生計費、賃金あるいは支払い能力といったことを加味しながら、いろいろな議論を重ねて最低賃金を決めていくわけでありまして、この間、日本においてはCPIがマイナスでありました。

実は、生計費の基準というのはCPIが本当は一番正しいんですけども、これが累積的にマイナスになる中で最低賃金が引き上げられていくということ、考慮要素として、この間さまざまな、生産性の向上とかあるいはいろいろな形で企業収益が特にこの数年間回復している等々の支払い能力要因というのを考慮しない、これは上がらなかつたんです。そういう意味で、実は、私が申し上げたいことの二つは、非常に、ある意味ではバランスのとれた形になっている。

一方、アメリカを見ますと、この間、二八・五％の累積CPIの上昇があつたにもかかわらず五・一五ドルで据え置かれていたということ、完全にこれはアンダー水準、つまり、最低賃金が実質で低下をしてきたということであつたし、あるいは、まさに合理的に引き上げる余地が非常にあつたということなんです。

さらに、アメリカの名目GDPの成長が六八ありまして、もちろん、名目GDPは、この中で物価の部分と、それに量的な拡大、つまり、人口がふえるとかあるいは機械設備がふえるとか、質的な拡大、労働生産性が向上するとかあるいは資本の効率が上がるのか、さらに税要素の部分が若干ござりますけれども、いずれにしても、さまざまな要素でこれが増大をし

ている。その中で、労働生産性の部分は少なくとも賃金として還元できるのじゃないかということ、御案内のように、二八・五として六八・八の間、ここに最低賃金の上昇率もおさまつてくる。

具体的に言いますと、その左上の表の上で四〇・八、つまり、二年後の七・二五というのが出ていますけれども、これが累積でいうとやはり四〇・八になるんですが、これを現時点に引き直してみると、ちよつとこの二八・五と六八・八のいい水準に達している、こういうふうに理解をすることができるとは思います。これは、ある種、経済合理的な判断の中で当然の帰結として調整されたというふうに考えるべきである要素が強いんです。

もちろん、民主党の提案者なぜかおられなくなりましてけれども、民主党が勢力を持ったことによりという議論もあるかもしれないけれども、この最低賃金の算定に当たつて、恐らくアメリカ政府当局の各部門が非常に正確な判断をして、それを情報提供した上で、それが法案の形になって通つていった、こういうことがあるのではないかと、この間、思つております。

一方、我が国について見ますと、この間、先ほど申し上げましたように、若干のデフレ傾向が継続をいたしたにもかかわらず、七・八％、八％の最低賃金の引き上げをいろいろな形で実施できたこと、これは実は誇るべきことでありまして、そして、今までお話を申し上げたように、実質の世界に引き直してみますと、日本の方がきちつと最低賃金の上昇が図られていた。

したがつて、せんだつて提案者の方がおつちやつたような、世界の先進国の中で日本の最低賃金が最低になっているということは、非常に大きな意味での誤解か曲解にほかならない、このことはまず明確に委員の方々にも共通認識としてお持ちをいただきたい、さよう考えるわけでありまして、もし提案者の方に御感想がございましたら、

お聞きをいたします。なければ結構です。

○細川議員 今、萩原委員の方から御高説を賜りまして、今のお話は理解できることが多々ございます。

ただ、この間、別の提案者から御説明があったのは、アメリカの方でも最低賃金が上がったんだ、形式は、法定で決める、あるいは審議会とか、いろいろ違うんですけども、その事実を踏まえて、最低賃金が上がったんだということをお願いして、そして日本でもやはり今の状況を考えると上げるべきなんだということをお願いしたんだというふうに思います。

あくまでも、アメリカの実態というよりも、アメリカで最低賃金が上がったんだ、そのときに、選挙によって民主党がアメリカの方で勝利をした、その直後に上がった、事実を中心に述べたものだと思います。

○萩原委員 ということは、逆に、実質的な意味において、我が国の最低賃金というものが世界最低であるという判断は、これは違うという理解でよろしいでしょうか。（細川議員「もう一度と呼ぶ」）

○茂木委員長 実質的な意味において、日本の賃金が世界最低であるという認識は違うということではよろしいですね。

○細川議員 形式的な数字からいえば、賃金は低いという事実を申し上げただけだと思います。認識においては、そんな変わりはないと思います。

○萩原委員 最後にほそつとおっしゃった、認識についてはそんなというところを信じて、御理解をいただいたものと推定をさせていただかなければ議論が前に行かないというふうに思っています。

いずれにしても、今申し上げましたように、最低賃金を考えるときに、さまざまな要素を正確にとらえて議論をする、そして、それを絶対に政争の具にするべきではないということをは明確でございます。

実は、アメリカにおいてもそういう判断のもと

に、先ほど言いましたように、この水準を決めるに当たっては、経済合理性、さまざまな意味での妥当性というものが議論されたものが法案になつていて、審議会のレベルというのがもつとごにか下にあるんだ、そういう御理解をぜひ賜っておきたいというふうに思います。

そして、私たちは、今、政府の提案でございますけれども、こういった公平な、妥当なシステムの中に生活保護の関係というものを加えて入れ込もうとしているわけでございます。

これは、経済の合理性あるいは経済の流れの中にあるとはいえ、憲法が保障している最低水準の文化的な生活ですか、そういったこともやはりこの賃金体系の中に反映することは、日本の今の状況から考えて、決して妥当性を欠くものではないという意味でありまして、実はかなり思い切った判断であるというふうに私どもは受けとめるべきだというふうに思っております。

そして、その結果というものは、これも提案者の方のお話にあったんですが、毎年一円とか二円、そういうことを慎重にやっていると先に進国の中で日本の最低賃金は最低になつてしまつて、その結果云々かんぬん、こういう先験的御判断があつたようでございますけれども、少なくとも、私たちは、今、成長の成果というものを何とか早く国民経済全体に裨益をしようというところで、民主党も自由民主党も公明党も一生懸命に意思を明らかにしてきたわけでありまして、そして、そういった意思というものが多くの方々に御理解をされる中で、御案内のように、この表にもございますように、例えば二〇〇七年の改定、つまり二〇〇七の改定では、一円、二円ではなくて十数円の改定が既に行われている。その事実も御案内になつていないのではないかとと思われるような御発言でありました。

そして、今回、生活保護との関係というものを新たに判断要素に入れるということは、先ほど申し上げたように、これはかなり大きな制度変更であり思い切った決断である、他の要素も消していない。といたしますと、私の想定でござ

いますけれども、結構大きなインパクトが最低賃金全体に与えられるというふうに私は思います。

一円、二円ではない、三円、四円ではない、五円、十円でもなくて、もう少しいい水準のインパクトが与えられるだろうというふうに私は想定をし、そのことを、もちろん審議会の方々が議論した結果でありますから、今先験的にどうこう言う立場の方がこの中におられるとは思いませんけれども、もしそうならたとしても、舛添大臣は、それは高過ぎるとは言わないはずだというふうに思います、大臣、いかがでございますでしょうか。

○舛添国務大臣 高過ぎると言うか言わないかですけれども、これは基本的に審議会の場で経済情勢をきちんと精査した上で決めていくわけですから、先ほど来の委員の議論のように、成長率との兼ね合い、こういうことを考えれば、私は、基本的に公正な水準で決められているというふうに信じております。

○萩原委員 ありがとうございます。

まさにそのとおりでありまして、私たちがゆだねていくと、今度新しい要素が入ってきたときに、それが、私としては、例えば五十円とか三十円とかそういう引き上げになつても、大臣としては妥当なものである、公正なものである、こういう見解を恐らくお述べになられるだろうというふうな改正が今企図されているんだ、そのことは提案者の方々も含めてぜひ御理解を賜りたいと心からお願ひし、そして、その非常に大胆な提案を、十分な議論もされない中で一円、二円というふうに先験的におっしゃる根拠がもしおありになるんだらたら、ここで、提案者にその根拠について御説明をいただきたいと思ひます。（細川議員「何の話ですか」と呼ぶ）

○茂木委員長 結局、引き上げが一円、二円と小さいということに対して、合理的な根拠があるのならばという話だと思ひます。

○萩原委員 要するに、今回の政府案を念頭に置かれた上で、一円、二円という引き上

げしかできないんじゃないかという御議論があつたようでございますので、その根拠はどうなんだということをお聞きしたわけでありまして。

○川条委員

労働関係三法案全体について伺います。
今回の労働関係三法案の改正というのは、国家戦略というマクロな視点から見たり、成長力底上げ戦略の一環などとして、少子化対策の環境整備の一環として、働き方を見直してというふう、このための関連法制の整備であるという解釈もできます。そして、今回の労働関係三法案によって、労働者が安心、納得して働ける環境整備が私はある程度進むと思っております。

そのことは、とりもなおさず、近代資本主義社会の貨幣経済の中では見落とされがちであった家庭というものの重視にもつながると思っております。労働者にとりて、仕事をただではなく家庭も重視できる、家族の暮らし、これが一番最大の生活の基本単位ですから、この暮らしの充実にもつながる、私は、この労働三法案の改正で、そんな期待を持っておりませんが、この点について最後に政府にお伺いします。

もう一つ、最低賃金が適用されたとしても、罰則が引き上げられて、これは政府案も民主党案も非常に評価するところなんです、結局、最低賃金が引き上げられたら、いろいろな世の中が知らなければ、そのままだ、そして罰則五十万円がかけられて、え、という状態になる。その周知広報はどのようにされるつもりでしょうか。

その二点について政府側にお伺いしたいと思います。

○茂木委員長 時間が経過をしておりますので、簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 御指摘のように、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会というのを実現することは大変重要だということに思っております。厚生労働省では、そういったことに向けて、社会的機運の醸成や企業の取り組みの促進を図っております。そういった環境整備を推進しているところであります。今後ともそういった努力を続けていきたいというふうに思っております。

それから、最低賃金が引き上げられたら、その周知広報はどのように行われるでしょうか。従来から、ポスターの掲示やリーフレットの配布などありますが、インターネットの普及など、周知を図る方法も変わってきています。そのほか、地方公共団体を使用者団体に対する広報の掲載依頼を行うなど、いろいろなことも考えていただきたいと思います。政府全体としても、国民への広報の推進に取組むという点では、成長力底上げ戦略でも定めておこなっていく予定です。

11月19日には、最低賃金の履行確保を図るための問題があると考えられる業種を重点的に全国統一の事業場を対象に「有監督」を行います。

今後ともこういった努力をして、最低賃金が守られるように一層周知に努力をしていきたいと思っております。

○川条委員 ありがとうございます。
女性に対する政策、労働に対する政策というのは国民全体にかかわるものだけに、いろいろな政党の協議を通じてよりよいものをつくっていく必要があると思っております。そのためにきょうの議論は非常に有効であったと思っております。

ありがとうございます。

○福島委員 大臣、御苦労さまでございます。まず冒頭、本日は民主党案の提出者の方もおられますので、法案の成立に向けて修正協議が齟齬と行われまして一定のコンセンサスを得た、このことを評価させていただきたいというふうな思っております。各般にわたる事案につきまして、政治の停滞は許されなわけでありまして、これからも、民主党におかれてはしっかりと政策協議というものを行っていただきたい、このように要請をさせていただきたいと私は思っております。

そして、まず初めに最低賃金法、これは、現在問題になっておりますワーキングプア、雇用手続き、これをどう是正していくのかということにおいて非常に大切な課題でございます。さきの質問におきまして、法改正した後にはしっかりとフォローアップをしていくことが必要である、このように申し上げたわけでありませうけれども、具体的に、生活扶助基準に対して最低賃金の方が低い、こういう事例もあるというふうな伺っておりますけれども、具体的な方向性といえますか、どの程度の期間をかけてこの法改正のついた最低賃金を実現していくのか、政府のそのあたりのお考えをお聞きしたいと思っております。

○青木政府参考人 今回お願いしております最低賃金法の改正法案については、公布後一年以内で施行期日を決めようということになっております。したがって、これを成立させていただきましたならば、早急に公布をいたしまして、所要の準備、周知を行って施行していきたいというふうに思っております。

具体的な最低賃金の額につきましては、毎年、中央最低賃金審議会における目安審議を経て、地方の最低賃金審議会が毎年審議をして、毎年額を決定しているというふうな仕組みでございます。こういったスケジュールで、それによって額の引き上げ、今回の法律の趣旨にのっとった額の決定というものがなされるというふうなふうに考えております。

○茂木委員長 生活保護等との調整をどれくらいのタイムスパンで進めるかという質問ですよ。

○青木政府参考人 生活保護との関係について今法案で規定をいたしているわけでございませう。そして、その施行が今申し上げましたような形になっておりますので、それに応じて地方の最低賃金審議会が具体的に額が毎年度決定されるというふうに思っております。

○福島委員 政府としては、なかなか具体的にどのような時間というのには答弁しにくいだろうと思っております。しかし、法が成立したら、余りにも長い期間にわたってその趣旨が実現しないということではまた困るわけでありまして、適切な御対応をいただきたいというふうに思っております。

○高橋委員

次に、政府に伺いますが、現在、政府は、生活扶助基準の見直し検討会を開催しておりますが、低所得世帯の消費支出を踏まえた見直しなどが二〇〇六年の骨太方針などで要請されており、このことにより生活扶助基準が引き下げもあり得るのかという点を懸念しておりますが、いかがでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

生活保護基準につきましては、平成十六年に専門委員会での水準の検証を行ったわけでございますが、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかを定期的に引き合わせるため、全国消費実態調査などをもとに五年に一度の頻度で検証を行う必要がある、というふうなことがございまして、この中でございまして、また、委員御指摘の昨年の閣議決定もございまして、

御指摘の生活扶助基準に関する検討会は、全国消費実態調査、五年に一度行われておりますが、その結果が生活保護の作業にも使えますようになりまして、級地を含む生活扶助基準について、直近の今の調査を踏まえた専門的な分析、検討を行っていただくことを目的といたしまして開催しているところでございます。

委員御指摘の、引き下げることがあるのかという点でございますが、まず、本検討会は、今申し上げました全国消費実態調査という客観的な調査結果に基づいて専門的な分析、検討を行っていただくために、学識者を集めていただいて検討しているところでございまして、あらかじめ基準の引き下げまたは引き上げといった方向性を持って検討しているところはないと思います。

○高橋委員 あらかじめ決めるという点ではないと。もちろん、詳細に級地で分けていきまして、逆に基準の方を上げなければならぬとか、そういうものがあるという資料もいただきたいと思います。

しかし、私が伺っているのは、あらかじめか

うことではなくて、引き下げもあり得ますねというのを伺っております。

○中村政府参考人 まさに、ただいま申し上げましたように、全国消費実態調査をもとに検証する必要があるというところでございまして、検証の結果、上がるケースもあると思っております。下がるケースもあるという点で、可能性については両方とも否定するものではないと思っております。

○高橋委員 両方とも否定するものではないというお話がありました。

基本的にはこれは、そうはいつでも、生活扶助基準の見直しというものは、主に引き下げがなされていくのではないかと、このことに対して、私たちは強く反対をしております。

同時に、生活扶助基準というのは、生活保護法が、憲法二十五条に基づいて健康で文化的な最低限度の生活を、これを保障するものであるという点でありまして、この基準が下がるという点には、いわゆる今述べた健康で文化的な生活という最低生活費がこの程度というふうな国が認めたという点に相なるのだから、私は解釈するのであります。

その、最低賃金との生活保護基準と整合性を図るといっては、国において生活保護基準の結果として引き下げになった場合、最低賃金も引き下げられるという点も通脱として、これは否定できないと思っておりますが、いかがでしょうか。政府に伺います。

○青木政府参考人 地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つとして、労働者の生計費、それから賃金、それから通脱の事業の資金支拂い能力と、この三つの要素を、これを決定基準にいたしているわけでありまして、今般の改正におきまして、この地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである生計費については、生活保護に際しては、この整合性に配慮するところを明確に示してございまして、この点については、地方最低賃金審議会が具体的な

水準を決めるという点でありまして、けれども生活保護基準額の水準のみに連動するようない性格のものではないわけでありまして、そういう意味では、総合的に考慮されるという点であります。可能性については否定をされるものではないと思っております。今申し上げましたように、生活保護基準が下がったからといって、機械的に何が地域別最低賃金が引き下がるというふうなものでもないという点であります。

○高橋委員 今、否定されるものではないとお答えになったと思っております。もちろん、私も、前回も最低賃金の問題を質問してございまして、三つの要素であるという点には十分承知した上で質問してございまして、ですから、機械的に基準が下がったから下がるといふことは決してない。

しかし、あえて今回、このことを条文に盛り込んだ。盛り込んだことによって、現状は生活保護基準を下回る最低賃金を改善しようというところからスタートしたかもしれないけれども、しかし、今最低保護基準を見直しているという現状において、これを否定できないんだ、下がるとも当然あり得るんだ、ということをお認めになったと思っております。

私は、その点で、この最低賃金が生活保護との整合性を図ると書いたことを、これによって大きく改善されるという点には、むしろ引き下げもあるのだ、ということを強く指摘したいと思っております。

その、次に伺いますが、産業別最賃が、使用者側のなくせという観点で攻撃に遭っている点も、特定最低賃金として残ったことは歓迎したいと思っております。ただ、罰則は除外された。これを補った点については、どのように考えているのか、併し、

○青木政府参考人 現行の産業別最低賃金については、御指摘のありましたように、これは廃止され、特定最低賃金として、いわば最低賃金法上の罰則の適用はなくして、民事的効力のみを有するということにいたしているわけでありま

すけれども、これは民事的効力を引き続き有してございまして、この特定最低賃金の不払いに際しては、これは約束した賃金と、この点に変わりません。その賃金を払わなかったという点に変わりません。労働基準法の二十四条に規定したとおり、労働基準法の二十四条に違反する場合には、罰則を科すこととなります。

したがって、この労働基準法二十四条違反として、これは罰金額は、今般の最低賃金法とは異なり、罰金額も、上限三十万円と、この点に変わりませんけれども、引き続き罰則として、額は違いますが、罰則規定については、そういう意味で、全くなくなるといふことは、ないわけであり、

ただ、これは、その特定最低賃金について、最低賃金法上の罰則を外した点については、最低賃金法については、賃金の最低限を保障する安全網としての役割、これは、その労働者にとって、おおく、そういう役割を期待するところであり、地域別の最低賃金を、まず、全国にわたることを義務づけるという点で、必ず地域別の最低賃金が日本全国の労働者に及ぶようになっています。その、セーフティネットとして強化をする、この地域別最低賃金についても罰則を引き上げたいという点については、従来、セーフティネットとして、この意味合いを期待するところであり、この点については、

産業別最賃につきましては、これは関係労使の、セーフティネットにより設定をして、企業内における、いろいろな賃金水準を設定する際、これは、労使の取り組み、それを補完する、というふうな点に、あるいは公正な賃金決定に資する、そういう点に、これを期待して、整理をいたしました。しかし、先ほど申し上げましたように、罰則としては、労働基準法が適用されるという点に、変わりません。○高橋委員 労働基準法二十四条が適用されて三十万の罰則になる、これは確認をさせていただきたいんですが、今回、今般の説明をされましたように、最低賃金法の罰則を五十万円

まで引き上げた。引き上げたけれども、産別最賃は別としたということ、次は産別最賃危うしかというのをききうしても指摘したいなと思っております。

私は、むしろこのことは大いに充実をさせて、今課題となっている医療、介護、福祉分野などにおいても産別最賃ということを模索していったらいいのではないかと、このように思っております。これは要望にとどめます。

そこで、大臣に伺いたいと思うんですが、今、今回、珍しく二けたの引き上げということ、加重平均十四円余の引き上げになりました。ただ、それでも私の地元青森県は六百十九円でございます。二千時間働いて百二十三万八千円にしかならない、こういう実態であります。まだまだ最低賃金はワーキングプアの水準ではないかと私は思いますが、大臣はどのように考えますか。

○舛添国務大臣 今先生のお話を賜りながら、東京だと幾らになるんだろうと思つて、これは七百三十九円で、二千掛けてみたら百四十七万八千円なんです。そうすると、約二十五万ぐらゐの差が、二十四万か差があるんです。

そうすると、これはもう委員の御地元ですから、私の感覚からいうと、青森というのは非常に物価が安くて生活費がかからないところかなと。やはり、私も感覚的に申し上げれば、いや、これで生活するのは、まあ青森知りませんけれども、大変かなという感じはいたします。

ただ、これは地方最低賃金審議会というところで、公労使三者で、青森の状況を全部勘案した上でお決めになるというんですから、物価水準とかいろいろなことを考えてされるだろうなということ、公平な立場でお決めになったんだろうというところが一つ。

ただ、問題は、ずっとこの一連の議論でありまして、憲法二十五条、生活保護とこの最低賃金との整合性、やはり最低賃金の方が生活保護よりも下じやないかということ、私が理

解する限り、青森はそのケースに当たらないというように思います。たしか十一月くらいそういうところがあつたと思えますけれども。しかし、今回の法律はそれききさんと明記するということではないです。

それから、成長力底上げ戦略推進円卓会議で、やはり政労使の合意形成で長期的にこの最低賃金を上げていくということでございますので、こういう方向をそれぞれ皆が努力しながら、長期的なこの最低賃金の引き上げということに向かつてやるべきだ、そういう考えを持っております。

○高橋委員 確かに東京に比べれば若干物価は安いけれども、それだけで吸収できる格差ではないということを指摘したいと思つています。

八月に厚労省が発表した、日雇い派遣労働者及び住居喪失不安定就労者、よくネットカフェ難民などと呼ばれておりますが、その実態調査、この中で、日々雇用される日雇い派遣労働者の平均就業日数は十四日、平均月収は十三万三千元です。これは、青森県の最賃労働者がフルタイムで働いても十一万足らずですから、それよりも下回つているという実態であるということ、これを、これは答弁は求めませんが、こういう実態であるということをよく考えていただきたいと思つています。

私は、別に東京も高いとは思つておりません。この水準を全体として底上げするべきだと指摘をしたいと思つています。

○阿部(知)委員

そして、私は、本日の予定された質問、まず最低賃金についてお伺いを申し上げます。せんだつての委員会の後半でも取り上げさせていただきますが、きょう皆様のお手元にございますのは、厚生労働省の平成十九年六月の最低賃金の履行確保に係る一斉監督結果というものの結果データでございます。

この一斉検査というが一斉監督結果というものは、成長力底上げ戦略の中で、ぜひ最低賃金も何とか遵守の方向を獲得しようという政府の姿勢によって、通常ですと一月から三月、最低賃金の違反についての現場の監督は入るわけですが、それに合わせて、もう一回別に六月にやった、スペシャル版でございます。

私は、いつも厚生労働省にああだこうだ批判ばかり言う方ですが、この検査については、やはり従来のものよりも破格に詳しくなされていますし、ぜひ、きょうこの最低賃金の論議がございました後のフオーローにも生かしていただきたいと思っておりますので、あえて現物を御提示して取り上げさせていただきます。

一枚目を見ていただければわかりますように、ここには地域別と産業別の最低賃金の、いわゆる違反をしているなと思われるところをわらわら入るわけですが、幾つの事業所が、おのおのどんな業種ごとに違反件数が多いかというものの紹介が地域別、産業別でございます。

多少繰り返しますが、地域別の方で、繊維製品製造業、クリーニング、食料品、あるいは繊維工業、飲食店、理容業、ハイヤー、タクシーなど、千数百件というのはそもそもそういう業種が多くて挙がっているところでございます。

あわせて、産業別の方を見ていただきますと、先日も申しましたように、多い業種、おのおの、産業別の方が賃金レベルは高いわけですが、例えば電気機械器具製造等、最初にどのくらいの相手に入っているかという、最初の数がいわば違反の多さの証左でございます。

こういう新たな詳細な検討をなさった、きょう青木さんに御答弁いただきましたんですが、このことを生かして今後どのように施策を講じていくかについて、一問目、お願いいたします。

○青木政府参考人

この六月に実施いたしました最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果、これは今御指摘になりましたように、業種別の状況が明らかになりましたし、また労働者につきましても、性別、あるいはパート・アルバイトというような雇用形態等の状況が判明をいたしました。

最低賃金の履行確保を図るためには、監督指導とあわせて周知広報も重要でございます。こうした分析結果をもとに、問題があると思われる業種等を重点とした集団指導でありまして、周知広報、そういった実施を図ってまいりたいというふうに考えております。

○阿部(知)委員

今、青木局長の御答弁にあつたことが二枚目にも出ておりますが、二枚目には、この監督検査が入った、そこで働く総労働者数は十六万八千四百五十四人、うち女性が何%、そして最低賃金未満の方が二千五十一人で、その内訳が女性やパート・アルバイト、障害者、外国人であることは前回も御紹介申し上げました。しかし、これまでの厚労省にはなかったデータでありますので、私は何度も申し上げますが、これらを生かした施策をしていただきたい。

そして、ぜひ舛添大臣にはお願いがございまして、こうした監督検査に入るにも、やはり職員の数、監督官の数というものが重要になっております。

この数年、微増はしておりますが、例えば平成十五年は二千八百十二、十九年は三千十一、これは監督官の数でございますが、今は対面のいろいろなトラブルにも対応しなきゃいけないというところで、こうした労働法制の改正が本當に生きていくためには、私は監督官の人的な充実ということがとても重要と思っておりますので、大臣の御尽力とお考えを伺いたいと思っております。

○舛添國務大臣

今、委員に御紹介いただいた調査、こういうものが、この最低賃金法が成立した後もさらに続けていくことにより、法律の施行を担保していくものだと思っております。

今、力強い御発言を賜りましたが、政府全体として、行政改革をやる、公務員数を減らす、そういう厳しい方針で臨んでいる中で、いかにして人員を確保するか、日々努力をしておりますのでございます。最終的には国民の皆さんの税金によってこういう監督官をふやさないとはいけません。ぜひ国民の皆様にも御理解を賜り、また国会の皆さん方の御理解も賜りまして、我々としてもこの人数を増員するという努力を傾けたいと思っております。

○茂木委員長 この際、お諮りいたします。

今国会、細川律夫君外三名提出、労働契約法案及び第百六十六回国会、細川律夫君外二名提出、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○茂木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○茂木委員長 ただいま議題となっております各案中、内閣提出、労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案に対する質疑は終局いたしました。

○茂木委員長 この際、内閣提出、労働契約法案に対し、田村憲久君外四名から、また、内閣提出、最低賃金法の一部を改正する法律案に対し、田村憲久君外四名から、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による修正案がそれぞれ提出されております。提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。

○田村（憲）委員 ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党・無所属会、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本修正案は、これまでの当委員会における審議を踏まえ、自由民主党・無所属会及び公明党並びに民主党・無所属クラブの協議の結果、合意が得られたものであります。修正案は、お手元に配付したとおりでございます。

その内容は、地域別最低賃金の原則に係る規定について、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な

最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○茂木委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○高橋委員 私は、日本共産党を代表し、内閣提出の労働契約法案及び最低賃金法の一部改正案、労働契約法案に対する修正案及び最低賃金法の一部を改正する法律案に対する修正案の四案に反対の討論を行います。

ワーキングプアなど働く貧困層の拡大に象徴される雇用、労働をめぐる深刻な実態は、日本の将来を左右する重大な社会問題になっていきます。さきの通常国会は、労働国会とも言われ、労働三法案の質疑が十分に行われることが期待されていきました。

ところが、さきの通常国会で社会保障庁改革関連法案の委員会強行採決の直後に、合意のないまま趣旨説明が行われるという不正常な形で審議入りし、今国会に継続されました。今国会でも、参考人質疑も行われず、審議時間は、通常国会と合わせてもわずか二十三時間半と極めて不十分であり、拙速な採決は断じて認められません。

最低賃金法改正案に反対する第一の理由は、労働者、国民の切実な願いである現行最低賃金の抜本的引き上げに結びつかないからです。

最低賃金の水準が生活保護の水準を下回るという異常な状態の解消は、遅きに失したとはいえ、当然のことです。しかし、今日、多くの労働者、国民は時給千円以上の最低賃金引き上げを要求しています。これは年収換算で二百万円程度という水準であり、いわゆるワーキングプア、貧困問題の解決のためには最低限の要求であります。

ところが、政府は、一貫して最低生計費の水準を明らかにせず、生活保護とどのような整合性を図るのかも不明です。一方、生活保護水準の切り下げが議論されている昨今においては、これに連動して最低賃金が引き下げられる懸念すらあります。

反対する第二の理由は、地域別最低賃金を任意から必須とし、地域格差を固定化するものだからです。全国一律最低賃金こそ実現すべきです。また、廃止すべきとの意見もある中、産業別最低賃金は存続されたことは重要ですが、罰則が適用除外されました。労働契約拡張方式が廃止されることも、現行制度からの明確な後退であり、認められません。

最低賃金法の一部改正案に対する修正案は、生活保護法の本来の原則である憲法二十五条の規定を重ねて述べたにすぎず、原案を改善させる保障にはなり得ません。以上を指摘し、討論を終わります。

○阿部（知）委員 私は、社会民主党・市民連合を代表し、内閣提出の労働契約法案及びその修正案について反対、また、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正に対して賛成する立場から討論を行います。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正する法律案及びその修正案について意見を述べます。

同法の見直しによって、産業別最低賃金が民事的な性格に変わり、罰則の適用がなくなることも、また、派遣労働者に対して、現在適用されている派遣元の最低賃金が、派遣先の最低賃金の適用に変更される点などについては懸念があります。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化し、地域別最低賃金が徹底強化され、大幅引き上げにつながっていくことが求められている中で、本法案の改正は一步前進と評価できると考えます。今後、最低賃金を抜本的に底上げするために、全国一律の最低賃金制度の創設を含めて、議論を深めていく必要があると考えます。

最後に、本法案が国民の生活にかかわる重大な内容であるにもかかわらず、与党と民主党のみでの修正を協議し、採決を急いだことについて疑問を呈し、私の反対討論を終わります。

○茂木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○小林正夫君

次に、最低賃金法改正案についてお伺いいたします。

まず、今般の改正法案に対する修正の理由及び意義について修正案提案者にお伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） お答えいたします。

衆議院におけます審議では、政府は政府原案の第九条第三項の趣旨につきましてこのように答弁をいたしております。

生活保護との関係は、地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金法の書きぶりとしては、生活保護との整合性に配慮すると規定していることとあり、これが、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するとする趣旨であるというふうに答弁をいたしていることと聞いています。

すなわち、政府が提出されました原案は、地域別最低賃金の三つの決定基準のうち労働者の生計費に引きまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮することにより、この趣旨を踏まえて規定したものと聞いています。

このため、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性に引きまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが可能なような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものであります。これによつて、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことが可能なような生活保護の水準を下回らない水準となるよう配慮する旨がより強く強化されたというふうに考えております。

○小林正夫君 引き続きお伺いいたします。

修正後の法案（改定）と、今後の最低賃金審議会における議論に具体的にどう反映される

のか、修正案の提案者に質問いたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金の決定に当たっては、最低賃金の水準を決定する審議会におきまして、生活保護を始めとする労働者の生計費に関する様々な論点について十分検討を行い、最低賃金によって保障されるにふさわしい健康で文化的な最低限度の生活に

ついて議論されるべきものと考えております。具体的な地域別最低賃金の水準につきましては、労働者の生計費に加えて、地域における労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力も決定基準として地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでありまして、生活保護との整合性を具体的にどのように考慮するかについても中央及び地方の最低賃金審議会において審議を経て決定されるべきものと考えております。

生活保護と最低賃金の比較に当たって、例えば、地域別最低賃金は都道府県単位で決定をされますけれども、生活保護は市町村を六段階の級地に区分していることなど、あるいはまた生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なること、あるいはまた生活保護では必要に応じた各種加算や、また住宅扶助、医療扶助等があること、こういうような異なる論点を考慮するかどうかということが問題となることと聞いています。

生活保護との整合性を考慮するに際しては、以上のような論点も含めて、最低賃金の具体的な水準を決定する審議会におきまして、様々な角度から十分に検討を行い、最低賃金によって保障されるべき最低限度の生活に

ついて議論されるべきものというふうに考えております。

○小林正夫君 修正後の法案につきまして最低賃金の決定の際の考慮要素となる労働者の生計費と生活保護との関係はどうか、お伺いいたします。

○衆議院議員（細川律夫君） 最低賃金制度につきましても、労働者の最低限度の生活を保

障する、そういう観点、あるいはモデルハザードの観点、そういうところから生活保護との整合性の問題がいろいろ指摘されてきたところがございます。

このため、最低賃金の決定の際に生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものと聞いています。

最低賃金の考慮要素の一つであります労働者の生計費とは、労働者の生活のために必要な費用、これをいふものでございまして、国が困難するすべての国民に対してその困窮の程度に応じて必要な保護を行うという生活保護とはおのずから異なるものでございまして、地域別最低賃金の具体的な水準を決定する地方最低賃金審議会においては生活保護基準のほかに様々な資料を用いて審議を行っていくものと考えております。

○小林正夫君 以上で、二法案の条文及び修正箇所の質問を終わります。

次に、法案に関連して、労働問題にかかわる質問に移ります。

まず、舛添大臣にお聞きをいたします。今回は、労働基準法はまだ衆議院で審議中と、こういう状況になっておりますけれども、今労働三法が審議されるという背景をどう考えているのか、このことについて大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

私は、日本はみんなの努力によつて国際競争力に勝つような国になつたけれども、要は、国際競争力に勝つような国になつたんだけど、さらに景気回復されているというふうに言われておりますけれども、振り返ってみると、労働環境や労働条件が置き去りにされてきたということではないかと私は思います。この状況は、戦後の歴史の中で、高度成長を成し遂げたが、振り返つてみたら公害問題や環境問題が置き去りになつていったという私たちが学習した過去の

状況に似ていると私は感じるんです。

現に、非正規労働者が労働者の三分の一を占めるという状況、これは総務省労働力調査の詳細結果では、二〇〇七年四月から六月期には前年同期比八十四万人増の一千七百三十一万人、正規雇用者は二十九万人増の三千四百八十三万人となつており、非正規の増加は正規労働者の約三倍、労働者全体の三三%が占める。二〇一二年の同時期と比べると、五年間で三百三十八万人が増加している、こういう現状があります。

さらに、長時間労働が顕在化している。これは大臣も十一月二日の衆議院厚生労働委員会で民主党の園田議員の質問に、長時間労働をなくしていきたい思いは同じだと、このように答弁をされてもおります。

三つ目には、給与所得が減少している。これは実態調査では、民間給与は九年連続で下がっており、二〇〇六年の年間平均給与は実に一万九千円ダウンしている。さらに、低所得層が増大している。二〇〇六年の国税庁民間給与統計調査では、年収二百万円以下の層は全体の二二・八%、年収三百万円以下では三八・六%となっている。低所得層の増加は、二〇〇一年に出された骨太方針に示された労働分野の規制緩和と一致していると思えます。労働分野の規制緩和はこうした低所得層を増やしただけではないかと、私はこのように危惧をしております。

さらに、生活保護世帯が増加をしている。厚生労働省平成十八年度社会福祉行政業務報告では、二〇〇六年度は百七十五万五千八百二十世帯、前年より三・三%増加しております。二〇〇五年度には百万世帯を超えた後も増加し続けております。これは、報道によると十四年連続で増加していると、こういうことになっていると聞いています。

私は、今言ったような状況を生み出し、景気はイザナギ景気を超える戦後最長を記録していると言われているにもかかわらず、国民生活は

ますます厳しさが増すだけで、不安定な雇用は不安定な社会をつくり、人生計画が描けない人が多くなっている。また、自殺者も警察庁のまとめでは九年連続三万人を超えている状態で、昨年は勤務問題での理由が千九百十九人と、統計を取り始めた一九七八年以降最も多くなっております。

少子高齢化社会に入り、黙っていても労働人口は減少し、国の財政も厳しい時代が続いていくと思えますけれども、それだけでも国力の低下が心配されますけれども、先ほど私が話したように、今日の状況を考えると日本は大丈夫なのかと、このことがより心配になる、私はそういう思いでございます。

国民が安全で安心して働ける環境の下で額に汗して働き、生産性を上げて収入を得て生活をしていく、私はこのことが国力をつくり出す源と考えております。我が国が成り立っていく基本的な、基礎的な条件をしっかり立て直すため、そして我が国で大きな問題になっている格差の是正、つまり日本の社会のベース問題の解決を図るために最低賃金法と労働基準法の見直しあるいは労働契約法の制定という労働三法の審議が今回求められていると、私はそのように考えておりますけれども、舛添厚生労働大臣はいかがでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(舛添要一君) 現状の日本の認識それから問題意識というのは、私も実は共通したものを持っております。

過去十五年間、バブルの崩壊そして不況、その中からどうすれば立ち上がるか。そのときにやはり企業サイドから、経営サイドからの話が一番最初に来たのだと思うます。つまり、設備投資であれ雇用であれ債務であれ、いわゆる三つの過剰と、こういうものをまず整理をする。そのときに非常にアングロサクソン型の経営再建という形で取り組んできた。ですから、まず企業業績を上げる。その企業業績から見ると、委員御指摘のような、確かにイザナギを超える

景気ということになる。しかし、働いている人たちに給料の形で跳ね返ったのは随分遅れてきていて、こういう問題があると思えますし、やはり労働環境の改善がなければ日本の活力は取り戻せない、そういうことを背景に今回のこの労働三法についての議論があるというふうに私も認識しております。

そこで今、この産業構造の変化、経済の構造変化、こういう価値観が多様な中で、今私が申し上げました、やはり経営者も企業側も、そして労働者側もニーズが非常に多様化している。しかし、その中でどうしたら安心して働いていくのか、どうすればセーフティネットが確立するのか。私は実は、これまで戦後、日本経済が良くなったのは企業がセーフティネットを提供していた、しかしそれができなくなったときに、十分でなくなってきたときにやはり政府がやらないといけない、そういう観点も一つあるのかというふうに思います。

そこで、具体的に政府が取り組んでいることを申し上げますと、さきの通常国会で成立しました雇用対策法改正法案に基づいて若者の雇用機会を確保すると、これがまず第一でございます。それから第二に、パートタイム労働法改正法に基づきまして均等待遇の確保、そしてそれから、できるだけ正規雇用に移っていただく、こういう施策を取っております。

これに加えますと、今申し上げましたように、この労働三法。もうルールの明確化がなければやはり働いている人たちは不安である。そういう意味での労働契約法。それから、今私申し上げましたように、親方日の丸主義でやれた時代は終わったと、セーフティネットはやっぱり最賃法できつちりやらないといけない、これが第二番目でございます。それから、今御審議いただいている、衆議院で御審議いただいている労働基準法の改正法案、これには法定割増し賃金率の引上げというようなことも入っておりますので、これは是非成立させていたいただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、

この労働三法の審議、これは今申し上げましたように、安心してみんなが働くことができる明るい日本をつくる、希望と安心、これが福田内閣のスローガンでございますから、これを確立するためにも是非必要なことだと、そういうふうに考えております。

○小林正夫君 今大臣の答弁を聞いておりまして共通する点は、やはり日本の働く人たちがきちんとした労働条件の下また自分の人生設計が描けるような、こういう環境をつくっていく、そのことがなければ日本の国力が本当に、何だるう、しっかりとできていかないと。

したがって、この三法を含めて労働問題の、いわゆる世界の各国からあるいは先進国から見ても立ち遅れている労働環境というのは一杯あるんですね、そういう意味でそういうものを引き継ぎ精力的に検討していい日本にしていくと、こういう考え方でよろしいでしょうか。確認いたします。

○国務大臣(舛添要一君) 委員御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 民主党・新緑風会・日本の吉川沙織でございます。この七月の参議院選挙におきまして初めて当選をさせていただきました。また国会での質問は今日が、この厚生労働委員会での質問が初めてになります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私の方からは、主に最低賃金法の一部を改正する法律案、またこれの関連の御質問をさせていただきます。

まず最初に、具体的事項の御質問をさせていただきます。

最低賃金については、二〇〇六年においては加重平均で六百七十三円、二〇〇七年改定後十四円引き上げられて六百八十七円という、そういう状況になっております。ただ、二〇〇六年の六百七十三円と同年の厚生労働省の賃金構造基本統計調査における一般労働者の一時間当たりの平均賃金を比較した場合、最賃は一般労働者の三七・二％の水準にしかありません。また、これは年次をさかのぼって計算をした場合でも三五から三七％で大体推移をしております。これは、月例賃金の時間額と比較をしても三分の一強の、これぐらいの水準にしかありません。

一般労働者の場合は、ボーナスや賞与支給されますが、時間給で働くパートタイマーの方は一部を除いて一時金等は支給されない状況にあります。よって、一時金の支給状況を勘案すると、パートタイマーの方は更に低い水準となっております。そういう現状が存在をいたします。最低賃金をこれまで比較的低い水準で放置をしてきたことがこのような社会のゆがみを生んでいるのではないのでしょうか。

今回の最賃法の改正によって生活保護との整合性に配慮することになるのであれば今申し上げたような状況は改善されるのか、この御認識を大臣の方にお伺ひをさせていただきます。

○国務大臣(舛添要一君) 最低賃金の決め方というのは、公労使三者がそれぞれ地域でその地方の最低賃金審議会というのを踏まえて、

すから地域別にその地域の事情を踏まえて決定するということがありますけれども、今御指摘なさったように、やっぱりこれ労働者の最低限の生活を保障するという機能があるわけですから、今おっしゃいましたように、生活保護に保る施策との整合性に配慮するということのこと、これを今明確にしたことは正に最後のセーフティネットであるという認識がそこにあるんだらうというふうに思います。

今回、この法律を是非成立させていただきまして、その下で今の状況を踏まえて適切な規模での引上げを何とか実現したいというふうに思っております。

それから、今成長力底上げ戦略推進円卓会議というものを設けておまして、その中で、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げということで、これを政労使の間できちんと合意形成を図りたいと、そういう合意形成を含んで、成長して生産性上がれば必ず最低賃金引上げするんだと、これをきちんとして決めたこと、そういう方針で最低賃金の問題については取り組んでまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 今の大臣の御答弁の方で、政労使でこれから検討していくとございました。働いても働いても普通に生活ができないような今の生活保護、保護というか最低賃金の状況、これを、安心して働くことができるセーフティネットの整備として最低賃金の抜本的引上げを検討するに値するということで大臣の御認識はよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 私が一人で決めるというわけじゃなくて、今言ったようにそれぞれ地域の審議会であるべく公平に決めていただく。ただ、今回、生活保護との整合性に配慮するというのは、みんなこの条項をきちっと入れたことは、私は、やっぱり最低賃金は生活保護を下回っちゃいけないと、これは当たり前のことじゃないかなと思います。その当然の国民の認識を前提にして、様々な施策を策行してまいりたいと思っております。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、この生活保護に係る施策との整合性、整合に配慮するということは、つまりは生活保護を下回ることはないという解釈でよろしいのでしょうか。

○国務大臣(舛添要一君) 今申し上げましたように、基本的にそうでなければ、何のために最低賃金があるか分かりませんですから、委員の御指摘のとおりでございます。

○吉川沙織君 ありがとうございます。では、実際に現行の地域別最賃の水準は、生活保護と比較した場合、生活保護を下回るところがあるのかないのか。

最近の報道で、二〇〇七年の改定後十四円アップしたけれども、生活保護との逆転現象が解消されない地域が九都道府県もあり、またこれ県庁所在地などに限ると更に増えるという報道もあります。この現状を政府として放置してよいと考えるのか否か、お考えをお聞かせください。

○国務大臣(舛添要一君) 今、委員が御指摘くださいましたように、下回っているところですね、秋田、宮城、北海道、広島、兵庫、京都、千葉、埼玉、大阪、神奈川、東京と、これで間違いないですね。これだけ上がっているわけでありまして、これは、やっぱりできるだけ改善していかないといけないというふうに基本的に思っております。

地域別の最低賃金の決め方というのは三つ要素があって、一つは労働者の生計費、それから労働者の賃金が二番目、三番目が通常の事業の資金支払能力、この三つで決定するというところであります。今の三つの決定基準で各地域の審議会が決めていただいているわけですね。

これも必要があれば政府委員の方に細かいそのルールを御説明させていただきますけれども、生活保護に係る施策との整合性は、じゃあどういふふうになっているかということ、最低賃金と生活保護の水準との比較におきまして、手取り額で見たら最低賃金額と、衣食住という意味での生活保護

のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助を加えたもの、ちょっと長くなって恐縮ですが、要するにその住宅扶助を加えたもの、いわゆる生活保護ですね、それに住宅扶助を加えたものを比較するということ考え方で来ているんで、それで公平な形で一応数字を出しているということですが、今御指摘のようにまだまだアンバランスなところがある。これは、やっぱり私は一つ一つ改善していく努力が必要だろうと思っております。地域によつていろんな事情が違うと思っております。

それで、いろんな指標を比べてみても、収入の基準、生活費の基準、最低賃金の基準、全部、例えば東京を一〇〇としたときに青森が幾らですか、北海道幾らですか、その指標がまばらばらなんで、それが正に地域格差だと思えます。しかし、今委員御指摘し、私が具体的な県名を挙げたようなことがないようにするというのが、これが基本的な政府の方向であります。

○吉川沙織君 ありがとうございます。これに関連して、先週の一部報道でこんな報道がありました。国の統計調査によると、最低賃金を更に下回る賃金しか受け取っていない人がパート、アルバイトの方を中心に全国で四十三万人に上っている。こういう報道がございました。この実態、厚生労働省として、大臣、把握されていきますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) ちょっと具体的な数字を今持ち合わせておりませんが、最低賃金によつて、最低賃金未満での賃金になっているという人を未満率ということでは、把握をしておりますけれども、これは、これは罰則をもつて強制をするものでありますので、一％程度というふうに考えております。

具体的な数字、それが何万人になるかということについては、ちょっと今手元に数字がございません。

○吉川沙織君 こういう報道があつて、実態を把握しているか否かということをお伺ひさせていただきます。たださしましたので、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(青木豊君) 今申し上げましたように、最低賃金の目安というものを中央で年一度定めております。その際には、実態調査をいたしまして、先ほど私が申し上げたような数字を把握しているところをごさいます。また、具体的な個々の事業場における個々の労働者に対する賃金支払につきまして、それぞれ監督署において必要に応じて立入調査をしながら調査をいたしているところをごさいます。
(発言する者あり)

○吉川沙織君 もう一度になりますけれども、把握されてますでしょうか。こういう実態があるかどうか。
○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 速記を起してください。
○政府参考人(青木豊君) 調査は一度ございますので、後ほど申し上げたいように思います。
○吉川沙織君 では、時間の関係もございまして、また違う観点から最低賃金と生活保護との整合性について伺いをさせていただきます。

この最賃の適用を受ける可能性があるのは勤続年数が一年に満たない人が多くございまして。これに該当する人は六か月、八割以上出勤しないと有給休暇が付与されず休むこともままなりません。最低賃金を仮に生活保護と同水準にすると、最初の六か月に一日でも休んでしまうと生活保護以下の収入になってしまいます。
この今回の修正案では、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするということとなっておりますが、先ほど御答弁いただきましたが、生活保護の水準を一定程度上回る必要があるのではないかと、そしてまた、生活保護基準が見直され仮に引下げとなった場合、これが生活保護に係る施策との整合性として双方ともに引き下げられてしまふような事態があらはにならないかと考えておりますが、大臣の御認

議をお教えいただきたいと思っております。

○国務大臣(舛添要一君) 最低賃金の決め方は、先ほど申し上げましたように、労働者の生計費がどれだけ掛かるか、賃金がどれだけ掛かる、それから会社という事業者が通常どれぐらい支払能力があるか、この平均で決めます。そういう中で、今回の最低賃金法の趣旨は、生活保護を下回らないようにしようということでありまして、じゃ、その経済の状況やわが国で生活保護が下回ったからといって、その主機械的に比例して下げればいいというものは、先ほど申し上げましたような三つの要素をきちんと勘案して、地域の、この各地域ごとにある最低賃金を審議する審議会で公労使が入った上できちんと議論をして、どういう手だてを取るかということ、片一方下がったから片一方自動的に下げるというものではないと思います。

○吉川沙織君 ありがとうございます。
では、仮に生活保護が下がった場合、最低賃金は一緒に引き下げることはないと認識でよろしいでしょうか。
○国務大臣(舛添要一君) 機械的に比例して下げるといふことではありません。そういうことも含めてきちんとした基準に基づき状況を、経済状況、雇用状況、そして生活全体の状況を考慮した上で、各地域の審議会において公労使が入って公平に議論をして決めます、そういうことをごさいます。
○吉川沙織君 今まで御答弁の中で三つの要素のお話がたくさん出てまいりました。その中で、労働者の生計費という言葉、何度も繰り返されましたけれども、この労働者というのは定義は特にあるんでしょうか。
○政府参考人(青木豊君) 労働者は、労働に従事して賃金を支払われる者ということだと思っております。

○吉川沙織君 特に若い人で単身者をモデルとしておられることではないという解釈でよろしいでしょうか。
○政府参考人(青木豊君) 労働者の定義はそういうことだと思っております。労働者の定義はそういうことだと思っております。最低賃金制度におきましてどういう労働者をイメージするかと、どういうところをターゲットにして制度をつくり、その基準たる額を設定していくかということだと思っております。
それについては、もちろん制度の設計でありまして、様々な労働者なりが考え得ると思えます。しかし、私どもとしては、最低賃金ということでございますので、日本の賃金体系から考えると、一般的には単身の若年者をイメージして制度設計するというのが適切なのではないかなというふうに思っております。
○吉川沙織君 先ほど、小林委員の最後の方の質問の中にもありましたとおり、今非正規雇用の方がたくさん増えています。そういう方の中では生活費が足りなくて家族を支え、またいろんな人を支えて生活をされておられるケースも多々あるんじゃないかと思えます。そういう場合、この労働者の定義が例えば単身の若い人であれば救われず、報われないということもあるのではないかと思っております。どうでしょうか。青木さん、お願いします。
○政府参考人(青木豊君) 確かに、そういう意味では、生活保護のように世帯でありますとか年齢でありますとかそういうものをきめ細かく設定してそういう制度をつくるということ、生活保護のような場合にはあり得ると思えますが、これは使用者が支払う賃金の最低水準を定めるということでありまして、その最低の支払うべき、これは罰則をもつて強制するわけですが、ものについては幾つもの種類が出るということは考えられませんが、どこか一つに決めるということだろうというふうに思っています。
そういう意味で、先ほど申し上げましたように、日本の賃金の実態、賃金体系からいいますと、単身の若年者を想定して設計するのが適切なのではないかなというふうに思っております。

○吉川沙織君 今罰則規定のお話出しましたので、今回設けられることについて伺いをさせていただきます。
今回の改正で、地域別最低賃金違反の罰金額、従業員一人当たり五十万円に引き上げられることになっております。しかしながら、違反した経営者の摘発につながっているのは一部であると思えます。今後は、違反した企業名の公表などを通じて罰則規定の強化が必要だと考えますが、御認識について副大臣にお伺いをさせていただきます。

○副大臣(岸宏一君) 今回、五十万円に引き上げられたということ、これが罰則の制裁的な効果が上がるものということで期待をしております。
この中で、最低賃金法違反の指摘を受けた企業名を公表したらどうかというふうな話もございまして、これらにつきましては、一般的に言えば、当該企業の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがある、あるいは公表が前提となりますと、監督指導時において意図的に事実関係を隠れたいと、調査に行った場合ですね、そういうこともおそれがあるということ、支障を来すということになりはしないかということ、この辺、企業名を公表しないことになっておりますが、しかし、なお労働基準監督官の指導にそういう案件があつて従わなかった場合など、非常に悪質だと思われるものについては司法処分を付することとしております。そのような場合には、必要に応じて書類送検や送検をした事実を公表しているというのが今の実態でございます。

例えば、外国人を大量に雇って最低賃金以下で使っていたとか、そういう場合などがこの送検の、しかも公表の対象と、こういうふうにごさいます。
○吉川沙織君 ありがとうございます。
先週の報道、さつき少し取り上げたもの続きなんですけれども、これ、経営者の摘発につながるというのは毎年二千人ほどにとどまっている。なぜ

ならば、労働基準監督署が調べるのは事業場全体の3%にすぎないという現状がどうも関係しているようにです。

すべての事業場に対する調査は困難であることはもちろん理解をいたしますが、経営者として最低限守るべきルールは守られるべきでありますし、違法行為は絶対に見逃されてはいけませんことだと思えます。徹底した指導を大臣始め副大臣、政府関係、お願いしたいと切に願うところであります。

○谷博之君 民主党・新緑風会・日本の谷博之でございます。

限られた時間ですので、今日は最賃法の改正の大きな二つの課題をお聞きしたいと思っております。

実は私、民主党のハイタク政策議員懇談会というのがあるんですが、その事務局長を務めております。本来であれば、先ほど修正案の提出責任者であった細川律夫衆議院議員がこの会長をやつておられまして、一緒になって聞いていただきたいかつたかなと、こう思つておられますけれども、そういう立場から、最賃法の改正の、特にハイタクに従事する運転者の皆さんの賃金問題についてお伺いしたいと思つております。

限られた時間ですから、総括的なことをお聞きすることになると思いますが、御案内のとおり、二〇〇二年の二月に改正道路運送法というのが施行されました、その後、タクシ一の増車が非常に顕著になってまいりました。そして一方では、この規制緩和によつて、特にその台数の増車と、それから顧客をめぐるトラブルあるいは運賃の引下げ等々によつて大変タクシ一業界が混乱になってきた。一方では、まじめに働いている運転者の皆さん方、頑張つても生活保護まで、標準的な生活保護まで行かない、こういうふうな方々も相当数いる。また一方では、法定最低賃金にも満たないような、そういうふうな賃金しか得られない、こういうふうな実態が今出てきております。

皆様方にもいろいろお配りしましたこの資料を見ていただきたいと思います、そういう中で、これは厚労省の資料でありますけれども、最低賃金法第五条違反状況というのが資料に出ております。ハイヤー、タクシ一の事業場で、右側の調査では、最賃法の第五条違反事業場数が一七・七％、二百四十七か所あります。これ栃木県の例もちょっと入れさせていただきますました二七・三％、そして全業種、一番下を見ていた

だきますと一・五％。ということは、このハイヤー、タクシ一の事業場のこの第五条違反状況というのは極めて突出しているというふうにこれは見ざるを得ないと思つております。

大臣に、この状況をどのように認識されるかお伺いしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 今委員が御指摘されましたように、これ全業種平均に比べると一六・二％も違反比率が高いと。まあ、栃木はサンプル数が少ないので一概に言えないと思つていただかざるを得ないと思つております。率が高い異常な状況だということに思つております。ですから、こういうことは法律違反ですから、きちんとは正しくいへばと考へております。

○谷博之君 この状況を生み出したその理由というのは、一つは今増車の問題と、それから一台当たりの水揚げ高、営業収入のダウンというふうなことを申し上げましたが、もう一つ実は大きな問題があるように思つております。それはタクシ一運転者の皆さんの給与体系、賃金体系に問題があるというふうに言われております。これらの方々の賃金はいわゆる歩合給なんです。それで、特にその歩合給の中でも、いわゆる水揚げ高によつて歩合率が変わると、こういう累進歩合とつておられます。つまり、水揚げ高が区切りをされていまして、ランクによつて歩合率が上がつたり下がつたりする。しかもそこに、一番頑張つた人にはトシ賞というものがトシ給とつて、特別に歩合率を高めてくれるというふうな仕組みができていくわけなんです。

本来であれば、この業界では保障給とつて、全体の収益の六割は固定しなければいけないというふうな、こういうふうな考え方、六割以上の固定の給与を設けなければいけないというふうなこの労働基準局長の通達も出ているんですが、現実にはこれは守られておりません。こういうふうな累進歩合といふんですか、こういうふうな存在が今申し上げたようなことにつな

がっているんじゃないかなと、こういうふうに思つております。これが過去に労働基準局長名でもつてこれは禁止しないというふうな通達も実は出ているんですが、現実には守られておりません。こういう現状をどのように認識されておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 確かに、タクシ一運転者についての累進歩合給制度ですが、歩合給の中でも累進歩合給といふことで、今委員が御指摘になりましたように、売上高によつて歩合給が非連続的にぐんと上がつていくということのために労働者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあるということから、本来、賃金制度についてはこれは労使が自主的に決定すべきものでありますけれども、そういうようなことでありますので基準局長通達を平成元年に出しまして、望ましくないということでも廃止するよう指導を行つておりました。

それで、最近、平成十八年の数字で見ますと、事業場に対して監督指導を九百三十二件実施いたしました。改善指導に至るもの、累進歩合制度については百八十八件、二・七％というふうになっております。毎年大体このぐらいの数字が出ています。今申し上げたようなことでございますので、引き続き指導をしてまいりたいと思つております。

○谷博之君 この最賃法の違反するようになすという現状というのは、これは幾ら指摘してもなかなか改まらないのか、そういう厳しい状況にあるわけですが、やはりその背景には、今冒頭申し上げたようにタクシ一業界の構造的な問題は問題があるというふうに私は思つております。先ほども申し上げたような増車の問題や、あるいは歩合制の問題や、そういういろんな絡みの中で、依然として全体の収入、パイが増えない中で、なおかつ車の数が増えて一台当たりの水揚げが減つてきて、そこに働く運転者の皆さんの給与が減つてくるという、こういうふうな意味では悪循環の中に今のハイヤー・タクシ一業界

というのはあるというふうに思つております。ですから、この構造的な問題が、こういう問題をどう解決していくのかということでは、実は今日の朝日新聞の朝刊に出ております。タクシ一参入の厳格化、特に六つの地域では新規のいわゆる禁止をするという、こういうタイトルの記事が出ております。

これはごらんになったかどうか分かりませんが、この中身を見ますと、簡単に言うと、余りにも過当的な状態になったときにそれを一定程度見直しをしようとする、こういうことになってくるわけですが、今後、この業界、そしてそこに働く運転手の皆さんの雇用も賃金も含めて、どのようにこれ解決していくかというのか、まず大臣とそれから厚労省からもお伺いしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） その前に一つデータを申し上げますと、十八年の各業種の平均の年間賃金というのは三百二十八万円なんですけれども、失礼しました、タクシ一運転手が三百二十八万円、年間ですね。これは実は百六十一万円、平均より少ないということ、そういうことの問題意識から谷委員がおっしゃっているんだと思つております。

規制緩和というのが、今記事を御引用なさいましたように、どういふ影響を与え、どういふプラスマイナスを含めて効果を持っているのかをきちんと検証しないといけないというふうに思つております。基本的にはやはり労働関連法案を、この最低賃金法を含めてきちんと守っていくことが基本ですから、私たち国権の最高機関であるこの国会で決めた法律をきちんと守つていただく。そのために、国土交通省とも連携を取りながら、定期的な監査をしたり指導をしたりして、今おっしゃつたような弊害が生じていることを、現状をきちんと認識した上で指導して改善していかないとはいけません、そういうふうに思つております。

○政府参考人(青木豊君) 今大臣から御答弁ありましたように、労働基準関係法令違反の問題というものはいずれにしても許されないとでありますので、私どもとしては、タクシー事業者に対しては監督指導、立入調査をして、監督をし、調査をして指導するというようなことをやっておりますが、その法の違反、これが確認された場合には厳正に対処してまいりました。

そのほか、平成十八年度からは、国土交通省と連携をするということで、労働基準監督署と国土交通省の出先であります地方運輸局との合同による監督監査を実施すると、あるいは最低賃金法違反の事案について相互通報制度をするということなどを行ってきておりまして、今後ともこういったことを着実に実施して指導も強めていきたいというふうに思っております。

○委員長(岩本司君) 国土交通副大臣、お願います。
○副大臣(松島みどり君) 今、谷委員の御認識、タクシーの労働者、タクシーの運転手さんの労働条件の悪化の問題については正に認識を一致しているところでございます。
おっしゃいましたように規制緩和、平成十四年二月に規制緩和されました結果、プラスとマイナスと両方の面が表れていると。プラスの面ではもちろん新規参入によりまして競争が促進されて福祉タクシーや観光タクシーなども生まれましたし、利用者の待ち時間の短縮も実現しているところでございます。

しかしながら、一方、今御指摘ありましたように、輸送需要、需要が増えていないところで車が増えて大変な状況になって、運転者さんたちが厳しい労働環境に置かれている。これがひいては輸送の安全に支障が生じかねないという状況も発生するなどマイナスの面も多々生じているところでございます。

今御指摘ありました新聞記事でございますけれども、これは国土交通省ですね、今朝大臣が記者会見しておりますけれども、道路運送

法八条の規定に基づきまして、まず最初、仙台市でございますが、緊急調整地域に指定し、新規参入や増車を禁止する措置をとることができるよう運輸審議会に諮問をする、この手続を開始することといたしました。この一番激しい例が仙台でございますけれども、それ以外におきましても、緊急調整地域までいきませんが、特別監視地域などの指定制度を見直しまして、増車の際には事業者が労働条件などについて報告を求めるなどして、安易な増車によつてドライバーの労働条件の悪化が招かれないように、そういうことにならないようにする、地域を指定していくということでございます。

○谷博之君 これはいとつ結論から申し上げたいと思っておりますが、これ私の地元の新開でも三日前に出ておりますけれども、東京地区とかあるいは京浜地区を始め、今タクシーの運賃の値上げの動きが出ております。

この理由は、御案内のとおり、この運転者の皆さん方の賃金を少しでも運賃を上げることによつて確保したいという、こういう思いも当然これ労働の間であつての取組だと思っておりますけれども、残念ながら、運賃の値上げをしても、ガソリンの値上げ等によつてもそれがうまくいくかどうか分からないというようなことをこの新聞にもその経営者の一人がコメントを出しています。ということは、やっぱり今申し上げたように、このタクシー運賃一つ取つても、総合的ないろんな絡みの中で今置かれていて、そこに運転者の皆さん方が従事しているということだと思っております。

ですから、これは是非、今日は国土交通副大臣にもお越しいただきましたけれども、どうも物価に関する閣僚会議なんかでも、この問題は国土交通省が所管をして頑張っていたらというところなものですから、是非これから、そういうふうないわゆる総合的というか構造的といひますかね、そういうふうなところの中における、イヤ、タクシーの運転者の皆さん方の雇用労働条件、賃金問題はどうかあるべきか、こういう

ことをやっぱりしっかりと見据えた議論をしていただきたいなと、このことを要望として、どうぞ御発言してください。

○副大臣(松島みどり君) 委員がおっしゃいましたように、今回の運賃改定、運賃改定は、全国の九十ブロック中五十二か所所で申請がございまして、三十七か所、三十七地区は既に認めているわけですが、この運賃改定は基本的に運転者の労働条件の改善を主目的としてなされております。

ところが、実際にそれが運転者に対して行き渡らないおそれがあるということで、私ども国土交通省といたしましては、運賃改定を行う事業者が、会社が増収分を確実に運転者に還元し、労働条件の改善を図るようしっかりとフォローアップし、しっかりと監督していきたい、必要ならば指導を行つてまいりたいと思っております。

そしてまた、このことのために一つ一つの会社に対してそういう指導を行うということも、交通政策審議会にこの問題についての議論の場を設けて、どのようにすればよいか、たまたま御指摘いただいたようなタクシー運転者の労働条件の問題やタクシー事業者の経営姿勢の問題なども含めまして、タクシー事業者をめぐる様々な課題については今回の閣僚会議でも指摘されたこととございまして、交通政策審議会の中で特別の議論の場を設けて話し合つてもらつて改善に努めたいと考えております。

○谷博之君 それではもう一つの、この最賃法の改正の二つ目の課題をちょっとお聞きしたいと思っておりますが、最賃法の改正と障害者のいわゆる賃金問題であります。

今度の改正で、第八条の見出しの中に、適用除外という言葉とありますが、そういう考えが、減額の特例といつことに改正されました。この意図は、このあたりは一体何なんだろうとかいふことを私たちは考えているわけですが、別の言い方をすれば、この適用除外というのは、主にその対象者は障害者の方々が多くだと

思っておりますけれども、そういう人たちがいわゆるこの最賃法の適用している例えは就労継続支援A型とか、あるいは一般の企業で働いていて現実にその最賃を割っている状況で仕事をしているという人たちがおります。

○政府参考人(青木豊君) 今般の最低賃金法の改正におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政裁量により決定されている地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障するよう行政機関に決定を義務付けるということにしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象もなるべく広範囲なものとするということが望ましいというふうに考えております。減額措置も可能であるならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということから適用除外に係る規定を廃止いたしまして、減額措置を講ずることができるといふ旨の規定を設けることとしたものでございます。

今回の改正によりまして減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるということになりますので、これに違反した場合は直ちに罰則が適用されるということになるわけでございますし、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○谷博之君 ちょっと角度を変えてお聞きしたいと思つてますが、国連の障害者の権利条約というのが、御案内のとおりです。これは日本も批准をするために国内法の整備を今行つておりますので、お手元に資料としてお配りしてありますので、ごらんをいただきたいと思います。これは政府仮訳の抜粋なんですけれども、第二十

七条労働及び雇用、第三十一条統計及び資料の収集、この二十七条と三十一条、これはいわゆる最賃法の第八條とそれから第五條最賃金の効力という、この二つの条文に関連があるというふうに私は見ております。

したがって、今回の最賃法の改正だけで、締約国としての責務はこの改正で果たせるんでしようか、あるいはまた国内の当事者ももとより国際社会の理解はこれで得られることになるのでしょうか、この点について大臣どう思われますか。

○国務大臣(舛添要一君) この障害者の権利に関する条約、これは極めて重要な国際条約でありますから、厚生労働省、外務省とともに最初からこれにきちんとして参画して条案作りをやってきました。その中で、今ここに御指摘の二十七条、三十一条の項目につきまして、これはもうきちんとして守るべきである。ただ、障害者について、先ほど政府から説明がありましたように、その適用除外とするよりも減額を設ける、ある意味でこの幅を持たせて一律に、もうとにかく最低賃金の対象にはなりませんというんではなくて、結果が良ければいいわけですから、雇用する側として働かざるを得ない自分自身の状況に応じてやれる方が効果があるんじゃないかと、いい結果が出るんじゃないかと、そういう言わば善意の配慮をやったことでもありまして、これが目的でございますので、委員御指摘のこの権利条約と相矛盾するところはないと思えますし、いささかでもそういう懸念があれば、これはそのたびにきちんとしてあらゆる施策で直していきなさいというふうに思っております。

○谷博之君 今私がお聞きしましたのは、いわゆるA型とか一般雇用というのか、そういう企業のそういうふうな話ですが、障害者を持つ方々の団体の中には、八条のいわゆるこの規定が適用除外というのはいわゆるそういう部分の人たちだけではなくて、こういう適用除外そのものが障害者にとつては差別的な取扱いになるんだという考え方があります。

つまり、この八条の適用除外を、むしろこれを

廃止すべきじゃないかという意見もあるんですか、この辺はどう考えておられますか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに委員御指摘になりましたように、適用除外についておっしゃるような指摘をしている団体もござります。適用除外条項が現行法で存在するということでもありますが、これは今般、適用除外について減額措置というところで、先ほど申し上げましたように、よりそういった方々についての保護に資する方向、今般改正をしようというところでお願いをしているところであります。そういう意味では、そういった方々に対しても一定のお答えになっているのではないかとこのように思っております。

それから、新しく減額措置でございますが、これにきましても、これについては実際に許可をするというところになるわけですが、それに当たっては、個別に実地調査も行いまして、当該労働者の労働能率等の実態を十分把握した上で慎重に判断を行うことといたしまして、労働者が不当に低賃金で雇用されることのないよう運用していきたいというふうに思っております。

○谷博之君 先ほどから出ている減額の措置、減額の特例というところについては、これは現実には、先ほど申し上げたように、障害者の皆さん方がA型とか一般企業で働いている、そういう中で最低賃金を割るような状態の中に置かれていて、それを正に追認するような形でこのいわゆる減額の特例というものはできてきているというふうに私たちは見ざるを得ないんですね。ですから、そういう意味では、先ほどの答弁がありましたように、それを努力をされるということですから、それは我々はいわゆる権利の保護の強化といえますか、そういう意味では答弁的には分らないではないわけなんですけれども。

ただ、一方では、とは申せ、その工賃、そこに働いている賃金で最低賃金にも満たないような、そういうふうなA型に勤めている人たち、あるいは

はもつと言えば、B型で、あるいは小規模授産施設で工賃一万円、一万五千円で働いているというふうな障害者の人たち、こういう人たちに対して、じゃ次にどういう手だてをつくっていくのかということになれば、これは非常に大きな問題だと思っております。ですから、それが、もつと大きな話でいえば障害者の権利条約、これとの絡みも出てくると思っております。

したがって、そういう障害者全体のいわゆる所得の確保ですね、一言で言えば、最低賃金制に見合うようなそういうふうな所得の確保をどうするかという点、この二つの点について、最後に御答弁を大臣にいただきたいと思っております。

○国務大臣(舛添要一君) 正に委員がおっしゃった問題だと思えます。

私は、その障害者自立支援法の大きな理想は下ろしてはいけない。つまり雇用を、障害者もきちんと仕事を持って税金が払えるようになる。これはすばらしいことである。そうすると、例えばこの前、スワンベーカーリーという、障害者が一生懸命頑張っておられるパン屋さんに行きましかれたら、雇用する立場から見ると、そして、ああ、この方はちょっと使ってみよう、そして、訓練して本当にいい賃金、もうそれこそ障害者を持つてない方と同じぐらいの賃金を差し上げられるまでにはしたいというときに、現実にはそういう例があったんですけれども、まさかこの方がいまだ打てるはずなんでしょうか。ところが、一生懸命やったら、非常に障害があるんですけれども、心身に障害を持つていてもいまだ打てるようになった。そうすると、それなりに賃金をもらえます。

だから、雇用のときにこの減額の特例をやることにはなつてむしろ雇用機会を広げる。そういうこと、最初から全部最低賃金を守らないとだれも雇っちゃいけませんよとなる、逆に障害者を持つた方々の雇用を狭めることにもなりかねないので、最終的なゴールは、そして訓練を続けていたたいて、そして理想的な形で、先ほどおっしゃったように、月に一万円というんじゃない

で、月に十五万とかきちんとして稼げるようになる。この目標は同じなんです。その行き方として、減額の特例を求めることによつてインセンティブを与えているやり方が私は善意の配慮だと申し上げたのはそういう意味であります。

ただ、おっしゃるような、いや、ちょっと待てよと、もう最低賃金法の適用除外のためにそういうことをやっているんじゃないかという懸念があれば、大きく掲げる目標は、理想があるわけですから、そこに行く一つの道すがらとしてこれを描いたわけでありまして、それがいろんな問題が起つてくれば、きちんとしてそのたびに是正していつて最後の大きな目標を達成したいと、そういうふうに思っております。

○谷博之君 時間が来ましたので終わりますけれども、最後に、実は私は、民主党の中の障害者政策の推進議員連盟というのがございまして、その会長を実はやらせていただいたております。是非この国会で、障害者自立支援法の改正法案を我々が国会に提出をしております。この法案を一日も早く当委員会が審議をして、そして是非成立に向けて全委員の御理解を賜りますように心からお願ひ申し上げます。終わります。ありがとうございます。

いう脆弱な体質でございます。また、需給調整の撤廃ということを大きな柱といたしました規制緩和によりまして、事業者数は平成二年の四万社から現在六万二千社と、一・五倍という状況でございます。

この状況で大変厳しい競争があるわけでございますが、日本銀行の調査によりますと、運賃は平成十二年度を一〇〇とした場合、平成十七年度は九六・三と低下傾向にございます。大変、極めて厳しい経営状況にございます。

また、加えて、昨今の異常とまでも言えます原油価格の高騰によりまして、軽油価格、平成十五年度は平均一リットル六十四円でございますが、本年九月には一・五倍の九十六円ということになってございまして、十五年度と十九年度と比較しますと業界全体で五千五百億円のコスト増という状況でございまして、今後このような状況の継続が見込まれますので、大変厳しく、もはや自助努力の限界を超えているというふうに認識をしております。

○坂本由紀子君 誠に深刻な状況にあるというのはいまお述べになったとおりで、私も誠にそのとおりだと思っております。もう放置できない状況に來ておると思うのですが、この点についてどのようにお取り組みを、改善のためにどのようにお取り組みをされていかれるおつもりなのでしょうか。○政府参考人（神谷俊広君） お答え申し上げます。

大きく三点申し上げたいと思っております。まず一点は、まず喫緊の課題であります軽油価格高騰対策につきましては、こういった問題に対応した適正な運賃設定を図るための環境整備というものを我々行政は何としてでも図っていかねばならない。このようにして、一昨年におきましては当時の北側国土交通大臣から経団連の会長、そしてまた日商の会頭に対して、そしてまた昨年は国土交通事務次官から経団連の副会長、そして日商会頭に対して、トラック業界の置かれた窮状を説明し、

運賃の円滑な転嫁について荷主サイドの理解をいただけるよう要請をいたしたところでございまして。また本年は、昨今のこの極めて危機的な状況を踏まえまして、近々、冬柴国土交通大臣から経団連及び日商の両トップに対して同様の要請を実施することになっております。また、全国各プロックでございますけれども、そのプロックを所管いたします運輸局長から各地域の経済団体にも同様の働き掛けをさせていただきます。

二点目でございますが、先ほどの経産省さんからの御答弁もございましたが、私もこの規制緩和におきます競争激化の中で、軽油価格の高騰分も含めた適正な運賃を設定するためには、荷主、それから元請事業者、下請事業者、それぞれの取引におきまして関係者間の理解と信頼を共有化しながら適正な価格協議が行われる環境を整備しなければならぬと考えております。

御承知のように、現在でも下請法あるいは独禁法におきましてしるべく規制は実施されておりますが、さらにこの下請適正取引の推進を通じまして中小企業の底上げを図るために、私も近々、中小企業庁の方にも御参加をいただき、トラック業界の代表、荷主業界の代表も参加の上、検討委員会を設置いたしまして、下請・荷主適正取引推進ガイドラインを策定したいと考えております。そしてまた、その中で問題となりまます行為の実態把握でございますかと望ましい取組についても示していきたいと考えております。

三点目は、予算要求、税制改正の絡みでございますが、今日、地球温暖化問題が国家の喫緊の課題であり、また交通安全対策、政府全体で取り組んでおります中で、トラック業界に対してはより一層の環境対策あるいは安全対策の推進が求められております。このように非常にコストが掛かりますものから、できる限りその負担を軽減するというところで、例えば税制につきましては、平成二

十年度の改正要望におきまして、軽油引取税収入の一定額に相当する額を都道府県から地方トラック協会に補助金として交付していただいております。運輸事業振興助成交付金の延長をお願いしておりますし、予算につきましても低公害トラックの助成に対する拡充をお願いをしております。

○坂本由紀子君 今ガイドラインを策定するという御説明がありました。ガイドラインの策定について、おおよその時期的なめどとかお決まりなんでしょうか。また、その中身についてもう少し詳しく、もしお決まりましたら御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人（神谷俊広君） ガイドラインの策定スケジュールにつきましては、今年度内を目標に作ってまいりたいと思っておりますが、中間的なものを年内に出せればというふうに考えております。

内容につきましては、先ほど経産省さんの方からも御説明がありましたようなものでございまして、いわゆる独禁法において、あるいは下請法において問題となる行為あるいは望ましくない取引慣行を実態を把握する、そしてまたそういったその実態を具体的に類型化するということ、それから一方で関係者よりすばらしい取組につきまして、取引の取組につきまして、それを模範事例として提示をするということを含頭で考えております。

○坂本由紀子君 それでは、そのような業界の経営の改善につながり、そして一人一人の働く人たちの豊かさにつながるような業界でのお取り組みがなされるようにしっかりと対策をお進めいただきますようお願いを申し上げます。

大臣にお伺いしたいのですが、人件費負担の対策としてどのような取組をするか、最も力を入れていただくのは何かということを調査したものがあつて、これによりまして、ちょうどオイルショックの後には価格や料金の引上げというものがある企業と比較的多かつたんでございまして。最近では、人員削減とか欠員の不補充、

それから職能給など賃金制度の改善をするとか、あるいは特に直近ではパートの切替えですか、下請や派遣労働者を活用するということなども増えてきておるわけでございます。

このように企業の取組の実態を考えると、今回の最低賃金法の改正によつて最低賃金額の引上げが行われるということ自体は私は好ましいことだと思っておりますが、そのことが非常に経営難に陥っている企業の倒産につながったり、あるいは企業がそのことによつてむしろ人減らしをしたりとかいうようなことになると、これは労働者のためにはならないわけでございます。そういう意味で、この問題を解決するためには、企業の生産性の向上とか経営の安定が図られるように、厚生労働省だけではなくて経済産業省、国土交通省を始めとして業所管官庁と十分な連携を取って、政府として総合的な取組をしていただくことが非常に重要ではないかと思っております。大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、坂本委員が別の角度からこの最低賃金の問題を取り上げられておられるわけでありまして、私も、要するに産業政策と雇用政策は非常にコーディネートしながら一体化されないと絵にかいたもちに終わってしまうことだろうと思っております。

今御指摘されましたように、経営者の立場から見たときに、グローバルライゼーションというのがあつて非常に国際競争力にさらされる。ですから、消費者に価格を転換する形でコスト増を対応できないと。そうすると、どこかというところ、片一方でIT化、情報化ということが進んでいけばそれもまた人減らしにつながる。そういうことですから、私は常に思っているんですけど、社会全体としてどういう政策パッケージを取るのか。

だから、産業政策もありますね。今我々はこの雇用政策で最低賃金の話ばかりしているけれど

ども、全体から見たときに社会全体のコスト、それは例えば安心というコストもその中に入る。ですから、例えば終身雇用制とか年功序列であるとか、こういういわゆる日本の経営の柱だったものが言わば流動化されて時代遅れになったような感じがするけれども、しかし安心というコストを考えたときに、それもひよつとしたら悪いことではないかもしれないです。

だから、そういう意味でこれから日本の本のかじ取りをやっていくときに、どういう方向でコストを下げて、しかしみんなが本望に希望と安心を持って生活できるんだらうかと、こういう観点が必要だと思えますので、今おっしゃったことは、産業政策、これは今日、国土交通省、中小企業庁、経済産業省ありますけれども、内閣全体としての課題だということに考えておりますので、何度でも申し上げます。福田内閣は希望と安心の内閣でございまして、必要であれば関係閣僚会議を開くようなことも含めて私はこの問題にきちんと対応する。つまり、格差の問題であるとか小泉内閣の改革の光と影という、言葉では言っているだけけれども、どこが問題あるかというときに、今、坂本委員がおっしゃったような問題提起は極めて重要だと考えております。

○坂本由紀子君 外添大臣のリーダーシップで是非この問題の解決に向けて大きなお取り組みをいただきますよう、心から御期待を申し上げます。

次に、法案の中身について伺いたいのですが、先ほど午前中も少し議論になったのですが、最低賃金の適用除外、旧法では第八条で適用除外としておりましたが、今回の改正法では最低賃金の減額の特例という規定の仕方になりました。内容的には、障害者だけではなくて試験の使用期間中の者等々があるわけではななくて、すなわちこの条文新しく改正するに当たって具体的にどのような点がどう変わっていくのかというのをお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 今般の改正におき

ましては、最低賃金法、現行法第八条の適用除外の規定が改正をされて減額の特例ということに、第七条で減額の特例ということになるわけでありまして、これは最低賃金の安全網としての機能を強化するという観点から、現在行政サイドにより決定されている地域別最低賃金をすべての労働者の賃金の最低限の水準を保障しよう行政機関に決定を義務付けることとしているという観点からすると、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとするのが望ましいということでありまして、減額措置が可能であるならば、それは適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するというところで、今申し上げましたように、八条で定める適用除外の規定を廃止しまして、新たに七条として減額措置ということ規定をするということにしたわけであり

具体的には、今回の改正によって減額措置の対象となる労働者に対しても最低賃金が適用されるということになりますので、これに違反した場合に直ちに罰則が適用されるということでありまして、当該労働者に対する賃金不払の防止にも資するものというふうに考えております。

○坂本由紀子君 私は、かつての最低賃金の適用除外の申請が出ている事業場に監督官が出掛けていって、その審査をする場に立ち会ったことがあります。その人に実際に作業をしてもらって、どのくらいのスピードで作業をするかというふうなことを確認しながら審査をしておりました。ですから、そういう意味で、一人一人について本当に作業の能力が最低賃金の適用除外、今回は減額になります。そういう必要があるのかどうか、あるいはその程度がどのくらいなのかということをこれから見たいんだと思うんです。それはそれで大事なことで、しっかりやっていただかなければならないと思います。

一方、特に最近、障害者の方の自立意識が

高くなってきていて、重度の障害を持つている方、場合によって重複障害、身体障害と知的障害、両方持っているというふうな方も働きたいと思っ方が増えています。

そういう状況の中で、この最低賃金の適用除外の許可がどうかという数字を見ますと、例えば精神障害について言えば、平成十六年、十七年、十八年で適用除外を許可した件数は、十六年が三千二百八十二、十七年が三千三百七十七、十八年が三千四百九十二というところで余り変わっていないのであります。身体障害者の方についても、この許可件数というのは余り変わっていません。

ハローワークでの障害者の就職件数というのは、このところかなり大幅に伸びています。そして、障害者の方で就職をしたというハローワークに求職登録をしていながらまだ就職できていないという方は何万といらっしゃいます。そして、現に企業の中で、雇用率制度があるわけですが、障害者の雇用数が足りなくて、あとのくらの障害者の方を雇用しなくては行けないかというところ、その数は八万人なんでございます。そうすると、それだけの方々がスムーズに企業の方に就いて雇用されることができれば、企業も社会的責任を果たしていただけるわけですし、また障害者の方は働く場を得て所得も従前以上に確保できますので、大変望ましいことなわけでございます。

一方、先ほどの午前中の質問にもありましたように、この適用除外の許可を安易にしてもらうては困ると、障害者の配慮に欠けるようなことがあつてはならぬということが往々にして国会で指摘されます。あと、やはり監督署の体質として保護を重要に考えますので、できるだけこういうことは少なくしようという配慮が働いているんだらうと思います。

一方、先ほど大臣も善意の配慮とおっしゃいましたが、ハローワークのサイドから見ると、できるだけ雇用機会が得られるようにしたいと。特に、最初は仕事にも慣れませんから、最低賃

金よりも低い所得でも徐々に慣れていって所得が上がればいいじゃないかということで、最低賃金のあえて適用除外をしても雇用の場の確保をしたいという配慮という違う物の考え方もあるわけでありまして。

同じ厚生労働省の中の同じ第一線の機関の中でそれぞれ違う、何というか、違う物差しを持って当たることになるのかと思えますが、大事なことは、障害者の方、それ以外の方もいらっしゃると思いますが、きちっと働ける場を得て、そしてその保護が手厚くなつていくことだろうと思っております。

そういう意味で、この試みの使用期間中の者とか、あるいは職業訓練中の方というふうなことがいっているだけでは、できるだけ幅広くそういう機会が与えられるということも念頭に置きたい。この規定の適用をさせていただくということが大事な点ではないかと思えますが、この点いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、今委員が御指摘になりましたような言わば相反するいろいろな要請があります。現実には、障害者の方を始め訓練中の人たちにつきましても、雇用の場の提供と同時に、そのきちんとした適正な賃金の支払ということとは同時に満たしていただければならないというふうな思いもしております。

私の方としては、最低賃金の適用除外は現在許可でやっているわけですが、それによって、業務の遂行に直接支障を与えるような障害がある場合にも、その程度が著しい場合にものみ許可をする、あるいは賃金の額についても最低賃金の適用を受けようとする他の最下層の能力者よりも労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を二回つては行けないというふうなことで適用しているわけではございません。委員もお触れになりましたように、それを担保するために、実際許可をするに当たっては、現地に赴きまして、実地調査を行って、実績を十分把握し、適切に判断していただくようにいたします。減額の特例についても同じでございます。

たことでも事務を進めていきたいというふうに思っております。

「いつたものを踏まえまして、今度のことでは、減額の特例について、厚生労働省令で定めることにより具体的な条件というものを決めるということにしておりますので、そういったものを踏まえまして省令なども策定してまいりたいというふうに思っております。

○国務大臣(舛添要一君) その問題の一つの解決策は、雇用の機会を広げるという意味で減額の特例をする、しかし半年ごととか一年ごとには必ずフォローアップをやるということがあれば相当解決できると思っております。それを必ずルールの中に入れていきたいというふうに思います。

というのは、正に坂本委員の地元で、静岡、その技能五輪があり、同時にアピリンピックがありました。これはインディキップを持った方々の技能の国際大会です。日曜日、私は表彰式、開会式行ってまいりましたが、日本は十二も金メダルを取りました。それで、本場に不自由な方々が私の何倍ものスピードでコンピュータを操作できる。これはだから、同じ仕事をすると私の何倍もの賃金取っていいわけですから。しかし、彼らだて最初からそうではなかったんですね。訓練に訓練を重ね、周りの温かい支援に支えられてそのまできた。そうすると、最初減額措置やっていたって、今私の十倍給料取っていいんだと。そうなったとき、やっぱりフォローアップという、これが必要なんで、そのきめの細かい政策をきちんとやれば多様なニーズにこたえられると思っております。必ずこれは実現させたいと思っております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

障害者であるというだけの理由で差別をするということとは排除されなくてはいけないと思っておりますが、障害者の方々が十二分な雇用機会が確保され、そして充実した職業人生が送れるスタートがたくさんつくられるような御配慮をよろしく願っています。

次に、地域別最低賃金について、今般、労働

者の生計費を考慮するに当たって生活保護に係る施策との整合性に配慮するという文言が入っております。この生活保護に係る施策との整合性に配慮という文言を入れたことについては改めて伺いをいたします。

○政府参考人(青木豊君) これは、今度の最低賃金の改正案の中で、御指摘にありましたように、地域別最低賃金の水準について生活保護との整合性も考慮して決定することを明確にしようということで、新たに追加することとした規定であります。

これは、生活保護との関係でいえば、地方最低賃金委員会における審議に当たりまして考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものである。最低賃金の書きぶりとしては生活保護との整合性に配慮すると規定しておりますけれども、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。

○坂本由紀子君 ところで、日本の生活保護に相当するところの諸外国の公的扶助給付について教えていただきたいのですが。

○政府参考人(中村秀一君) 委員からの御指摘、御質問の諸外国の公的給付でございます。なかなか、諸外国の制度違いますので、びつたり日本の生活保護と合うかどうかは難しい点がございますが、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、私どもが二〇〇四年に調査いたしましたものによりますと、例えばは保護基準額などにつきましては、例えば東京を一〇〇としたしますと、いろんな推計をするわけでございますが、その報告書では、スウェーデンが七十二でございますとか、ドイツが七十二、フランスが六九・五、イギリスが七一というように、アメリカは三二というように、日本の生活保護の水準は諸外国に比べて低いということはなく、むしろ、この報告書だけ見ますと極めて高いという状況になっております。

一つは通貨レートなんかの問題もありますので、今日の通貨レートで見ますと、スウェーデン

七十二と申し上げましたけれども九一になっていてとか、ドイツ、フランスが八五、八四、八二になっているとか、そういう問題がありますけれども、総じて、日本の東京の基準でございますが、外国に、今挙げた国の生活保護に相当すると思われれるものに比べて低いということはないというふうに思っております。

○坂本由紀子君 質問通告してないので恐縮ですが、局長にちょっと伺いたいのですが、最賃法の対象となる賃金に住宅手当は入るんですか。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当を入れていくか入れていかないかということでございますけれども、様々な資料を総合判断して地方の最低賃金審議会で決めるということになっていきます、具体的なことを。その際、考えておりますのは、単身世帯の若年者の初任給というようなところがイメージをされているということだというふうに思っております。

○坂本由紀子君 ちょっと聞いた趣旨が違っていて、賃金が最低賃金を下回ってはいけなくて、賃金が入る場合の賃金には住宅手当が入るのか入らないのかという意味なんです、住宅手当を入れて考えるのかどうかという。

○政府参考人(青木豊君) 住宅手当は算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 そうすると、住宅手当を払っている企業であれば、一般的な給与にプラス住宅手当を加えて、それが最低賃金額を超えてはいけいないということですか。

○委員長(岩本司君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩本司君) 起立してください。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の対象となる賃金から除外しておりますのは臨時に支払われる賃金とかそういったもので、列挙されておりますが、その中に入っておりますので、それは算入して考えるということでございます。

○坂本由紀子君 分かりました。もう時間が大分なくなってきたので恐縮です

が、これから地域別最低賃金が生活保護を下回らない、つまり、働けば、頑張ったらそれだけの報酬が得られるという方向で持っていくことは、これは働く人たちの意欲を高めるという意味で大変大事なことだろうと思っております。

一方、日本の生活保護については、その在り方というのを今行政の中で見直ししていらっしゃると思っております。最低賃金ギリギリで生活をしていらっしゃる方に、賃金に加えて必要な手だてがまた十二分に整えられるということも大事なことをかと思っております。そういう意味で、生活保護制度の見直しの中で、日本の生活保護制度の在り方を考える中で、純粹に生活保護としてやらなくてはいけないものと、それから医療制度の中等で総合的にやり得るもの等々、いろいろな切り分け方があるだろうと思っております。今後御検討いただく中で、我が国の実態に合った制度として見直しが進められることを要請して、私の質問を終わります。

○石井準一君 自由民主党の石井準一であります。順次通告に従い質問をさせていただきます。

昨今の労働をめぐる環境を見ますと、大きな構造的な変化に伴い雇用を取り巻く環境は大きく変わってきており、労働環境の改善に向けた取組が求められているのが今日の課題であります。こうした労働環境を含めた我が国の社会全体が、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少や産業構造の変化に伴う就業形態の多様化、労働時間の二極化、ワーキングプアと呼ばれる雇用者の社会問題などを踏まえ、労働政策につきましては、このような環境の変化を見据え、方向性を決して誤ることなく、力強く進めていかなければならないと思っております。こうした労働をめぐる環境が多様化している中、今様々な問題がこの委員会でも指摘をされてきました。例えば、年長フリーターやネットカフェで寝泊まりする不安定就労者に象徴される若者の雇用問題、パートタイム労働者が増加する中で賃金等の処遇の問題、長時間労働が常態化する正規雇用者の健康や生活をめぐる問題などが取り上げられてきております。また、年次有給休暇の取得率の推移を見ても、一九九〇年代後半から低下傾向にあり、労働者の健康面への配慮、企業の生産性向上に加え、少子化対策の観点からもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が急務であります。

こうした労働者の生活の安定を確保するためのセーフティネットとして機能するはずの最低賃金制度につきましては、その水準が生活保護以下であるといった逆転現象が一部で生じるなど、その不十分性が指摘をされ、見直しを求められているわけがあります。これらの問題は一朝一夕に解決できるものではなく、その解決に向けた継続的な取組が重要であると私は考えます。

この点、さきの通常国会では、若者の雇用機

会を確保するための雇用対策法の改正、パートタイム労働者の均等待遇の確保や正規雇用への転換を進めるためのパートタイム労働法の改正など、三つの法改正が実現をしております。しかし、本日議題となっております労働契約法案、そして最低賃金法改正法案につきましては誠に残念ながら成立には至らなかったところであります。これらの二法案、いずれも働き方のルールの根幹を成す法案であり、その早期成立こそ、今労働分野で求められている最重要課題であると考えるからであります。

そこで、これらの二法案について、まず大臣にお伺いをいたします。労働政策の課題が様々ある中で、この二法案はどのような位置付けや意義を持っているのか、そのお考えを聞かせていただきたくお願いいたします。

○国務大臣(舛添要一君) 午前中の小林委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、日本の近代の歴史、もともとと言うと世界史と言ってもいいですけど、そういう長い流れの中で今をどう位置付けるかという発想も実は必要だというふうに思います。

近代産業革命で一気に産業化が進んだときに、労働者保護というものがどうしても後回しされてきた。ですから、ヒスマルクのような政策が出てくる。そしてまた、ソーシャリズムという言葉は、これは、つまりソーシャリズムというのはフランスで最初に起こったわけでありまして、何もマルクスをまつまでなかったわけですから、その中において、やはり働く人たちの生活の改善をどうするか、一歩遅れですけど、ずっとやってきた。そういう中で二十世紀を、まあ一気に飛びますけど、二十世紀を迎える。

我が国について言うと、幕末、明治維新の改革があり、そして昭和二十年の敗戦以後の改革があった。そのときの少なくとも戦後の改革、これは戦災から復興する、そして新しい国をつくるということと高度経済成長を遂げた。そして一定の、OECDに入り、先進国の仲間入り

をした。その中で、実は豊かさを表現したと思つたところにバブル、そしてバブルの崩壊という形がありました。じゃ、どういう形でこの国を立て直していくのかと。小泉内閣は一つのやり方を示した。しかし、私はそれがすべての解ではないだろうというふうに思っています。ですから、例えばアングロサクソン型の社会の在り方というののも一つの在り方であろうし、また、例えばスウェーデンやデンマークのような北欧型の在り方も一つの在り方であろうと思っております。どちらのやり方であったか、結果的にそこに住んでいる国民が豊かで安心して希望が持てる生活ができればいいわけ

でして、非常に、例えば消費税の負担が重い北欧であったって、はるかに日本より経済成長を遂げている、そういうこともありますし、市場経済原則だけですがいくらかということ、今の格差の問題含めていろんな反省が起きているわけですね。

そういう中で、取りあえずバブルから崩壊ということ、バブルの崩壊による不況から抜け出すと、そのことにこの十五年間全力を挙げてきたと。しかし振り返ってみたら、その結果として格差、それからこの労働環境の問題含めて非常に大きなひずみが生じた。今までのようにセーフティネットとしての企業の役割を頼る時代はもうや終わったと思っております。

そういう意味では、きちんと政府の役割が何であるかということをやらないと、何でもかんでも官から民へ、官から民へ、民に任せればいってもしゃりなく、民が駄目になったからこそ官がしゃりしないといけない側面がある、それが正にこの労働政策であるというふうに思います。やはり、契約に基づいてきちんとしたルールをやっていく。そうでなければ、ひずみが全部労働者の方に持ってしまふ。これが労働契約法であり

まして、とにかく大きな会社に入れば、フリンジベネフィットという形で住宅から診療所からスーパーマーケットから全部提供できた、そういう

ような時代が終わったわけですから、セーフティネットを張り巡らす役割は企業ではなくてもはや私は政府にある、その政府の役割をきちんとやるのがこの最低賃金法であるというふうに思っています。

あと一つ、これはまだ審議中でありまして、そういう労働関係の法律をきちんと整備することによって、働く人たちが生き生きと、そして安心して安全で生活できる、それが日本の今からの活力を生む道だと思っております。そういう位置付けにおいて、私は大きな世直しの一つがこの労働三法であろうというふうに思っております。

○石井準一君 大臣の答弁にもありましたとおり、時代の要請を踏まえ、だれもが安心、納得して働くことのできる環境の整備という観点から最低限度のルールを不断に見直すということが政治に求められていると私は思います。とりわけ、最低賃金制度は、国が法的強制力を持つて賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度であります。今般、約四十年ぶりの抜本的な法改正が提案されたということでありまして、その基本的な内容について政府に確認をしたいと思っております。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の支えとして重要なものと認識しております。就業形態の多様化等といった社会経済情勢の変化に対応して、今後とも安全網として一層適切に機能することが求められていると考えております。今回の改正法案につきましては、地域別最低賃金については、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定すること、それから不払に係る罰金額の上限、現行二万四千円ですけれども、これを五十万円に引き上げることといったしております。こうしたことによつて最低賃金制度が安全網としてより一層適切に機能することとなるというふうに考えております。

○石井準一君 今年は何例になく最低賃金に

関する話題が各種のメディアで取り上げられており、私の地元千葉県は、時給で十九円引き上げられ、七百六円となります。東京の引上げ額が二十円であったことからすれば大きく引上げだと思えます。

一方、千葉県の企業のうち九九・八%が中小企業であり、小規模企業も八七・二%と、千葉県の経済を支えるのは中小企業と言っても過言ではありません。このため、最低賃金の水準については、地元経済に与える影響なども総合的に考えながら決定することが必要であると考えます。

改正案では、地域別最低賃金制度を充実する観点から、各地域における地域別最低賃金の決定を行政機関に義務付け、その際には地域における生計費等が考慮されるべきことが規定をされており、それだけ地方を重視したものと考えます。

一方、現行の目安制度は、その言葉のとおりあくまでも地方の審議会における審議の参考にすぎず、拘束力はないもの実質的には影響が大きいのではないかと考えられます。地域における最低賃金の決定が中央志向的な決定システムとなってしまうと、目安にとらわれ地域の実情を適切に表した最低賃金額が決定されないというおそれがあるのではないのでしょうか。

地域別最低賃金の決定につきましては、目安制度も含めて、地域の実情を適切に反映したシステムとする必要があると考えますが、法改正後の地域別最低賃金の決定の在り方について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 現行の地域別最低賃金については目安制度というものがあつてあり、この現行の地域別の最低賃金の改正に際しましては、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるように、中央の最低賃金審議会が地域別の最低賃金額の改正の目安を毎年作成して、地方の最低賃金審議会に提示をしております。

この目安は地方最低賃金審議会の審議の参

考として示すものであつて、これを拘束するものではないんだというふうな了解をされているところでございます。毎年の答申に際しても、中央最低賃金審議会において、地方最低賃金審議会において自主性を発揮されることを強く期待する旨、申し添えているわけであり、

〔委員長退席、理事蓮舫君着席〕

地域別最低賃金の具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものであります。今回の法案が成立した際には、各地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が提示する目安も参考にして法改正の趣旨に沿った議論が行われまして、その結果に沿って適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

私どもとしては、地方の最低賃金審議会に対して地域の実情に即した資料が十分に提出された上で法改正の趣旨に沿った審議が行われるように、都道府県労働局に対して指導を行つてまいりたいというふうに思っております。○石井準一君 局長の方から、地域の実情も見ながら最低賃金の水準は決められていくというお答えがありました。是非、地方の経済状況が反映される仕組みを維持していただきますようお願いいたします。

次に、最低賃金の決定基準について伺いたいと思つております。

改正法案では、地域別最低賃金の決定に際して、労働者の生計費や賃金等を考慮し、特に生計費については生活保護との整合性についても配慮するとしておりますが、具体的にはどのような労働者像が想定されているのか余り明確ではないように思われます。また、最低賃金決定の際の生活保護との整合性に配慮に關しまして、例えばどのぐらゐの収入があれば税金や社会保険料を支払った上で健康で文化的な最低限の生活ができるのかを検討するなど、生計費についての想像をめぐらして議論を深めていくことが必要ではないかと私は思つております。

政府は、地域別最低賃金の決定に際し、生計費を考慮するに当たつての生活保護との比較に際してどのように認識をされているのか、まず伺いをしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されており、これに對して生活保護は、市町村を六段階の級地に区分してあります。また、生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なつておりますし、あるいは必要に応じて各種加算等があります。こういった点をどのように考慮するかといった問題がございます。

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題であるというふうに思つております。このため、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たつては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で、生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内の人口加重平均、これに住宅扶助の実績値を加えたものと比較することをお勧めいたします。

いずれにしても、生活保護との整合性を具体的にどのよう考慮するかにつきましては、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものと思つております。

○石井準一君 御答弁ありがとうございます。次に、最低賃金審議会について伺いをしたいと思います。

最低賃金を決定するために、中央及び地方に労働者、使用者、公益の三者同数で構成される最低賃金審議会が設けられておりますが、労働者側の委員には労働組合の代表者が多いと聞いております。近年、就業形態の多様化

等により、パートや派遣労働者など、労働組合に組織されていない非正規労働者が増加をしているところであり、パートの労働者等については概して低賃金であることが多く、地域別最低賃金の影響を大きく受けるものと思われ、現在の審議会の委員構成を見ると、パート労働者等の意見が反映されにくいのではないかと懸念されます。こうした方々の意見が反映されるよう配慮する必要があると思われ、見解のほどをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員につきましては、現行の最低賃金法二十九条及び最低賃金審議会令第三条の規定に基づきまして、都道府県労働局長が労働組合の推薦を受けた者の中から非正規労働者を含む労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているということでございます。そういうことで、審議会には非正規労働者の意見も十分反映されるものと承知をしております。

また、地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議におきましては、現行法の三十一條五項の規定に基づきまして、意見を述べようとする関係労使の意見、これを聴くものとされております。

〔理事蓮舫君退席、委員長着席〕

またさらに、最低賃金審議会が最低賃金額についての意見を提出した場合におきましては、関係労使はこの最低賃金審議会の意見に対する異議の申出もできるとされております。

このように、非正規労働者を含めた関係労使の意見の反映に万全を期した審議会の運営が行われているというふうに承知をいたしてあります。

○石井準一君 御答弁をいただきました。パートや派遣労働者などの意見が更に反映されるよう御配慮をお願いいたします。

次に、最低賃金の実効性を高めるという観点から幾つかお伺いをしたいと思います。

最低賃金は労働者の最低限度の賃金を保障するルールであります。したがって、ルールを破った方に対しては、事案によるかもしれないませんが、やはりきちっとしたペナルティーというものが抑止力という観点からも設けられるべきだと思います。今回の改正案では、罰金額の上限が二万円から五十万円へと大きく引き上げられており、最低賃金法違反の抑制が期待をされているところであります。しかし、労働基準監督署から指導された段階で賃金差額を支払えばいいということになると、最低賃金法違反の抑制力として十分ではないかという考え方もあります。また、午前中には違反した事業主を公表するとうような意見も出ておりました。さらには、民事的には最低賃金額と実際に支払った額との差額の要求しか認められていないわけでもあります。

そこで、罰金額の上限を五十万円に引き上げた趣旨について御説明を願います。また、更なる最低賃金法違反抑制の柔軟性の確保策として賃金差額の数倍の請求を当該労働者に認めるべきではないかという意見もあるようですが、こういった意見についてはどのように考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則につきましては、昭和三十四年の法律制定以来、罰金等臨時措置法による見直しは行われておりましたが、この間の賃金の変動等により罰則の制裁的効果が著しく低下しているように感じます。このため、今般、罰金額の上限についても併せて見直しを行うこととしておられます。

具体的なおお伺いについては、これは最低賃金法制定当時の最低賃金不払の罰金額の上限、それと賃金の、労働基準法上の賃金の全額払の違反に対する罰金額の上限などを勘案して、現行の労働基準法の賃金の全額払違反の罰金の上限額である三十万円の二倍程度に相当する五十万円を上限とする、新しい最低賃金不払に係る罰金額の上限とするというふうに

うにしたいものではないかと。

お話にありましたように、賃金差額の数倍の請求を労働者に認めるべきだという意見と、ここでございましてけれども、最低賃金法違反を抑制するための一つの考え方ではあるとは思いますが、今般の改正において、今申し上げましたように、罰金額の上限について大幅に引き上げるといふこととしておられるところでありまして、そういった新しい措置の導入については、こういった改正後の最低賃金法違反の状況なども慎重に見守る必要があるのではないかというふうに考えておられます。

○石井準一君 今説明があった罰金額というのはい、事業所当たり最高でも五十万円というところなのではないかと、それとも、最低賃金以下の賃金を支払った労働者の数に上乗せのことでございまして、この罰金の数え方によって、詳細に具体的にどの程度を考えたかと思えます。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金不払の罪数につきましては、労働基準法における賃金不払の罪数と同様でございます。犯意が単一であると認められないときは各支払期ごと及び各労働者ごとに罪が成立すると、これらは併合罪の関係に立つこと、したがって罰金額は単純に加算をされていくこととあります。そういったふうな考え方であります。

○石井準一君 これまでの罰金の強化についてお伺いをしてみました。

最低賃金の遵守を徹底するために、最低賃金に関する周知広報、違反業者の取締り、指導強化がこれらが重要になってくると思えます。しかしながら、労働基準監督署が調査をした事業者数は、二〇〇六年、平成十八年では一万七千六百八十八件に比べて約四割減っております。今年六月には約一万一千事業所に一斉監督を実施しておりますが、これまで最低賃金法違反の取締りに本腰を入れていなかったのではないかと思われかねないと思えますが、最低賃金に関する今後の周知広報及び指導監督の

具体策についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 委員が御指摘になった周知広報、監督指導でありますけれども、これは、最低賃金制度はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるというところでありますので、こういった周知広報であるとか監督指導というのは重要であるというふうに考えておられます。

御来から、ポスターの掲示でありますとかリーフレットの配布、あるいはホームページへの登載などによって最低賃金額の周知を行っております。同時に、地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼も行ったりいたしまして、様々な周知広報活動を行っているところでござります。

今後とも、インターネットや広報媒体を活用して、使用者団体あるいは労働者、民間団体等、広く国民に最低賃金の内容及び最低賃金額について周知広報を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、監督指導につきましましては、政府の成長力底上げ戦略におきまして最低賃金の周知徹底が盛り込まれてございまして、最低賃金遵守のための事業所の指導強化が直ちに取組むべき施策と、いうふうにございまして、委員がお触れになりましたように、今年六月に全国の労働基準監督署機関において最低賃金の履行確保についての一斉監督を実施いたしました。

こういった結果も踏まえまして、今後とも問題があるところを重点とするとして最低賃金遵守のための監督指導に適切に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○石井準一君 新しい法案がございまして、やはり今後の周知広報及び指導監督の必要性が大きな意義があると思えます。徹底的にお伺いをしたいと思えます。

次に、産業別最低賃金についてお伺いをいたします。産業別最低賃金については、以前に規制改革・民間開放推進三か年計画でも取り上げられていたものと認識をしておりますが、今般の

改正において産業別最低賃金についての見直しが行われているというふうか、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金は、地域別の最低賃金と今お取り上げになりました産業別最低賃金、この二つが大きな柱として成り立って現行の労働法でありますけれども、その最低賃金というのは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障するというところで安全網としての役割を果たしているわけでありまして、今般こういった安全網としての役割については地域別の最低賃金、これが担うというふうに整理をいたしまして、その地域別最低賃金につきましては必ず定めなければならない、あるいは罰金額を大幅に引き上げるといったような機能強化を図るといったことになっておられます。

一方、産業別の最低賃金につきましては、関係労使のインシテンプによって設定されて、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完する面、あるいは公正な賃金決定にも資する面があるというところで、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うことになっておりました。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、関係労使の申出が必要の条件といたしまして、そういった申出があった場合において必要があることを認めるときに決定するということになっておりました。また、最低賃金法の罰則は適用しない、言わば民事的とするというふうにしていただいております。

○石井準一君 局長のたいまの御答弁の中で、最低賃金法上の罰則は適用されないう旨の説明がありましたが、産業別最低賃金の柔軟性の確保についての問題は、いかがか、お伺いをいたします。

○政府参考人（青木豊君） 産業別最低賃金は、今申し上げたような見直しをするというところで、新しい改正後の最低賃金法では特定最低賃金というところになるわけでありまして、この特定最低賃金は最低賃金法上の罰則

の適用は、いざいせんけれども、今ほど申し上げましたように、民事的効力を有しております。最低賃金法上、民事的効力を有するということと、特定最低賃金の不払と、この二つは結局賃金の金額の違反とどういふことになるわけですか。これは労働基準法二十四条に違反するということになります。したがって、労働基準法の適用がありまして、その罰則、罰金の上限額は二十万円、というところで最低賃金法より若干低くなっておりますけれども、適用されることになりまして、そういう意味では、一定程度の罰則上の面から見た面においても労働者の保護が図られるというふうにも考えております。

○石井準一君 今御答弁いただきましたように、産業別最低賃金の見直しにつきましては、規制改革・民間開放推進三か年計画の検討要請を踏まえ、労使が審議会において真摯に議論した結果であると受け止めたいと思っております。最後に、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業への対策についてお伺いをいたします。

政府におきましては、内閣府を中心に成長力底上げ戦略というものを策定して中長期的な最低賃金引上げと中小企業の生産性向上の車の両輪とした取組を展開されているものと承知しております。

まずは、成長力底上げ戦略のねらいや基本的な考え方について、担当である内閣府から御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（山崎史郎君） お答え申し上げます。

御指摘の成長力底上げ戦略は、成長の基盤となります人材や中小企業に着目しまして、働く人全体の所得、生活水準を引き上げ、格差の固定化を防止すると、こういう観点から策定されたものでございます。具体的には、職業能力の向上を目指します戦略でありますとか、福祉、雇用両面にわたる就労支援を行う戦略のほか、御指摘の中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げていく、このた

めの施策として中小企業底上げ戦略と、この二つから成っているわけでございます。

この戦略は、内閣府、厚生労働省、経産省等が連携しまして、政労使が参加します円卓会議で合意形成を図りつつ推進していくというふうになっている次第でございます。

○石井準一君 戦略の基本的な考え方については今説明を受けました。

成長力底上げ戦略推進円卓会議が七月に取りまとめた合意文書におきましては、中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針の取りまとめが先送りされていたように思います。この基本方針について、いつごろどのような内容で取りまとめられることになるのでしょうか。具体的なスケジュールがあれば説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（山崎史郎君） 御指摘の点でございますが、七月の円卓会議におきまして、これ政労使の合意でございまして、中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針に関しまして、これを各地域の議論を喚起しながら取りまとめるといふ、そういう合意形成がなされております。スケジュールとしては年内に取りまとめたいということを見込んでおります。具体的内容に関しましては、今後、労使、さらには関係省庁とも十分意見交換をしながら検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○石井準一君 是非とも有意義な合意が取りまとめられることを期待申し上げます。

次に、具体的な中小企業対策についてお伺いをしたいと思います。

原油高や円高など、中小企業を取り巻く経済環境は極めて厳しいものと認識をしております。また、最低賃金の引上げは、我が国の企業の大半を占める中小企業の考慮を抜きにしては図れないものと考えます。しかし、大企業から下請が多い中小企業は、大企業からの不適正な金額での発注でも受けざるを得ず、その場合、中小企業で働く労働者の賃金水準の底上

げは現実的に難しくなると考えます。

一方、成長力底上げ戦略では下請取引の適正化が挙げられているところでありますが、中小企業庁においては下請取引の適正化や中小企業の生産性向上について今後どのような施策を推進していくのか、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人（長尾尚人君） 中小企業庁といたしましては、委員御指摘のとおり、下請取引の適正化を含む中小企業の生産性の向上などにきめ細かく対応することは非常に重要なことだというふうに認識しております。こういった観点から、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速させる政策パッケージを今月の十三日に取りまとめ、公表したところでございます。

具体的には、まず景気回復の果実をきびきびと均等にさせていくというところから、先ほど坂本委員の御質問にもお答えいたしましたけれども、下請取引の適正化を進めてまいりたいと思っております。具体的には、下請取引ガイドラインの普及啓発や下請代金法の取組強化等、下請適正取引の推進に取り組みしてまいります。

これは、言わばその分配の問題でございますが、それに加えてさらなればならないのは、地域において追加価値の高い産業を振興することだということも認識しております。そのため、中小企業地域資源活用促進法の着実な実施を図りまして、今後五年間で千件程度の新事業の創出を目指してまいります。

また、中小企業向けに、経営基盤強化の向上と、ネットの記録等のITを活用いたしまして、自らの財務状況を正確に把握することへの支援とか、それに伴います資金供給の迅速化を検討してまいります。また、小規模企業が直面する課題を克服するための支援拠点の整備等についても今後強化してまいりたいと思っております。

○石井準一君 正に最低賃金を引き上げると

めにも実効性のある様々な施策を組み合わせ、中小企業対策の充実をお願いするところであります。

○山本博司君

次に、最低賃金法案についてお伺いを申し上げます。

今回の改正は三十九年ぶりの改正ということで、最低賃金制度はすべての労働者の賃金を下支えするセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしており、就業形態が多様化する中でその重要性は更に増して行くものと考えられます。また、生活保護との整合性を考慮することは最低限度の生活を保障するという観点とともに、就労に対するインセンティブを働かせるという点からも必要なことであり、この改正を高く評価するものでございます。

今回の改正では地域別最低賃金の決定が任意的設定から必要の設定に変更され、罰金の上限額も引き上げられるなど、地域別最低賃金の機能強化が図られております。これによって今後、地域別最低賃金の具体的な水準を決める地方最低賃金審議会の役割がより一層重くなるものと考えます。

そこで、この地域別の最低賃金の決定方法について、構成、概要について御説明をいただきましたと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金の制度、とりわけ地域別最低賃金につきましては、今委員がお触れになりましたように、その必要的な設定と、あるいは罰金の上限の引上げというふうなことであります。これは、すべての労働者についての賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすべきであるということから、そういうふうに考えたわけでありまして、

地域別の最低賃金の具体的な水準についての決定でありますけれども、これは公労使三者構成の地方最低賃金審議会において地域の実情を踏まえた審議を行いまして、それを経て決定されるものでございます。今回の法案が成立いたしました際には中央最低賃金審議会が提示をいたします目安も参考にいたしながら、この今般の法改正の趣旨に沿った議論が地方の

最低賃金審議会においても行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済情勢、地域の事情を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうになると思っております。

厚生労働省としましては、地方の最低賃金審議会でもうやうやう議論をされるわけでございますので、その地方の最低賃金審議会に対して地域の実情に即した資料が十分に提出されるように、そして、その上でこの法改正の趣旨に沿った適切な審議が行われるように都道府県労働局に対して指導を行ってまいりたいというふうにも思っております。

○山本博司君 地域の実情に沿った対応をしっかりとお願いを申し上げます。

さらに、重要な改正点でございます生活保護との整合性についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では、最低賃金の三つの考慮要素のうち労働者の生計費を考慮するに当たっては生活保護との整合性について配慮することとしております。また、衆議院における修正によつて、第九条の三では、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と規定をされました。これによつて憲法二十五条の生活保護法の理念が最低賃金を決める際により一層重視されることになると思いますが、具体的にどのような基準で生活保護との整合性を考慮することになるのかという点についてお願いいたします。

○政府参考人（青木豊君） 生活保護と最低賃金との関係でございますけれども、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されております。生活保護は市町村を六段階の級地に区分しているわけでありまして、あるいは年齢や世帯構成によつて基準額が異なっていること、あるいは生活保護では必要に応じた各種加算でありますとか住宅扶助だとか医療扶助などがありますと、こういうことで、生活保護と最低賃金を比較するに当たっては、こういう点をどういうふうに考慮していくのかということが問題になるわけでありまして、

しかし、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものでありますので、モラルハザードの観点からも、少なくとも最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題であるというふうにも思っております。

このため、どうするかということでありまして、最低賃金と生活保護の水準を比較するに当たりましては、手取り額で見た最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の、まあこれは都道府県内人口加重平均が適当かなというふうにも思いますが、これを住宅扶助の実績値を加えたものと比較するというのが一つの考え方ではないかなというふうにも思っております。

しかし、いずれにしても、具体的には生活保護との整合性をどうやって考慮していくかという点については、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるべきものというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

次に、大臣にお願いをしたいと思います。最低賃金制度は働く人々にとって必要最小限のセーフティネットであり、この水準が引き上がることでより豊かな国民生活が送れることになると考えます。今後、経済成長を含めた政府一丸となった取組が求められると考えます。最低賃金の引上げに向けた大臣の決意をお願いを申し上げます。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来、生活保護との整合性も配慮というところが非常に重要であるというところを何度も強調しておりますけれども、この経済の成長力底上げ戦略において、生産性を上げる、それとともにこの最低賃金を引き上げる、そういう方向付けが既に出ております。

〔委員長退席、理事谷博之君着席〕
この法案が成立した際には、地方の最低賃金の審議会において、諸条件を考慮に入れながら、そして今言いたように生活保護、これを下回らないという点が重要なのですから、そういう

う形で最低賃金が引き上げられるという方向での努力をお願いしたいと思っております。
○山本博司君 ありがとうございます。
国民生活の安心、安定が何よりも重要であると思っておりますので、更なる対策を大臣に講じていただきたいと思います。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。労働契約法及び最低賃金法の一部を改正する法律案に関連しまして質問をさせていただきます。まず最初に、先ほど山本委員も触れたわけですが、

「改正案は、地域別最低賃金の引上げと法の遵守は格差是正とワーキングプア問題の解消にとつて不可欠である」ということから、最低賃金の基準を労働者とその家族が生計を立てられる水準にするための法改正を提案をさせていただきます。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、という文言を追加され、最賃は少なくとも生活保護給付を超える額となることなどが明確になつたと考えております。

今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行うよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民事法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たつて大変重要な法律であると考へております。

（中略）

○衆議院議員細川律夫君 今回、修正合意に至りました最低賃金法の改正案として労働契約法案のこの労働二法案につきましては、民主党といたしまして、我が国における雇用就労形態の多様化、非正規雇用の増加、正規雇用と非正規雇用の待遇の格差といった雇用状況に重大な影響を与えるものであると考へており

ます。民主党は、国民の生活を守り格差を是正する観点から、両法案への対案を提出した上で与党との修正協議に臨み、民主党の考え方がある程度反映されたらと判断をいたしまして、両法案の修正に合意をいたしました。

民主党は、地域別最低賃金の引上げと法の遵守は格差是正とワーキングプア問題の解消にとつて不可欠である」ということから、最低賃金の基準を労働者とその家族が生計を立てられる水準にするための法改正を提案をさせていただきます。

修正協議によりまして、地域別最低賃金の原則に労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、という文言を追加され、最賃は少なくとも生活保護給付を超える額となることなどが明確になつたと考えております。

今後、新たな最低賃金の円滑な施行に向けて中小零細企業への支援策が必要となりますけれども、財政上、金融上のきめ細かな支援策を十分行うよう政府に求めていきたいと考えているところでございます。

労働契約法は、労働契約の成立から変更、終了に至る基本的なルールを定める労働分野の民事法でありまして、二十一世紀の働き方を規定するに当たつて大変重要な法律であると考へております。

民主党案では、特に期間の定めのある労働契約、有期雇用契約が個別に決定、変更されることを念頭に、労働契約の成立、変更、終了に当たつて対等性と公正性を確保することに力点を置いておりました。

とができた自信を持って申し上げておきたいと思ひます。

労働関連法案につきましては、民主党案も政府案も、労働者保護を強化し、労働条件を改善しようとする方向性では同じでありまして、法案の内容に隔たりがあつても原理原則が全く違うというものではございませんでした。そこで、民主党は、働く人たちの立場に立つて、与党との協議の中で最大限の譲歩を引き出し、法案を成立させることが重要であると判断をした次第でございます。

今回、衆議院の審議段階では、労働基準法改正案がまだ継続審議のままになっておりますが、民主党の修正要求に対して与党に再考をお願いし、長時間労働の実質的な防止につながる法改正の成果を得ることを期待をしたいと思います。

○渡辺孝男君 今、修正案の提案者の方からお話をいただきました。修正に至る中では様々な御苦労があつたと思うんですが、やはり国民の生活を大事にする、働く方々の要望を実現するという、そういう観点ではこの修正案が合意されたということは大変評価をしているところであります。これからも国民の生活に大事な法案というものもいろいろ出てくるわけですので、時になつた法案の成立ができるようにまた御活躍を期待を申し上げます。

修正案提案者の方々、この後は、私の方は質問でございますので、退席、結構でございます。

それでは次に、最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。法律案にございます質問をさせていただきます。

○政府参考人（青木豊君） 現行の最低賃金法第四条では、最低賃金額は時間額、日額、週額又は月額によつて定めることとされております。しかしながら、賃金支払形態、所定労働時間、そういったものが異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点、あるいは就業形態の多様化への対応の観点、さらには分かりやすさという、そういう観点からは時間額単独表示とすることが適当と考へられますので、そういうことで、法律上、時間額表示にこの新しい改正法三条で一本化をすることとしたものでございます。

なお、地域別最低賃金につきましては、平成十四年度から時間額表示に一本化されまして、産業別の最低賃金につきましては、大部分が時間額単独表示に移行しているところでございます。

○渡辺孝男君 次に、第九条の地域別最低賃金の原則について伺いたいと思ひます。

第二項の、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と、そのように規定されておられますけれども、ここで言う通常の事業の賃金支払能力とはどのような能力なのか、また、個々の企業の支払能力とどのような関係があるのか、この点につきまして厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 地域別最低賃金の具体的な水準については、第九条で、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力の三つの決定基準に基づいて、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるというものであります。

御指摘になりました通常の事業の賃金支払能力というものは、個々の企業の支払能力ではなくて、地域において正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することができると賃金支払能力をいふものでございます。事業者一般の賃金支払能力と言つてもいいかと思ひます。

ものでもないというところであり、最低賃金の決定に当たっては、通常の事業の賃金支払能力について考慮するということになっているわけではあります。

○渡辺孝男君 次に、厚生労働省が発表しております毎月勤労統計の二〇〇〇年から二〇〇六年にかけての事業所規模別の平均賃金の推移というのがデータとして出ておりますけれども、二十人規模以上のいずれの事業所も二〇〇四年までは下落傾向が続いてきた。その後、二〇〇五年、二〇〇六年と上昇をしているということでもあります。一方、小規模の五人から二十九人の事業所は、二〇〇〇年以降、一貫して下げ続けているということでもあります。つまり、最近賃金が上がったというのは大企業や中規模の企業のことであって、小規模の企業についてはなかなか厳しい状況だということでもあります。そこで重要となるのは、小規模の企業の活性化であり、また支払能力の強化ということになります。今後の小規模の企業に対する対策について、中小企業庁に伺いたいと思っております。

○政府参考人（長尾尚人君） 委員御指摘のとおり、中小・小規模企業の生産性の向上と活性化というのは非常に重要な課題でございます。緊急に取り組むべき事項だということふうに認識しております。このため、厳しい状況の中にあがりながら頑張っておられる中小企業の方々の生の声に丁寧な耳を傾けながら、日本経済の回復が中小企業全般に幅広く行き渡りますように、中小企業対策に万全を期してまいりたいと思っております。

このため、今月十三日には中小企業の生産性向上に向けた取組を加速するための政策パッケージを取りまとめ、公表したところでございます。具体的には、下請法により取組の強化や業種別ガイドラインの周知徹底など、下請適正取引の推進によりまして景気回復の果実がフェアに分配されていくように万全を期してまいります。それに加えまして、今後の

成長の種といいますが、そういったものをつくる観点から、地域資源を活用した新事業創出支援とかが、ITの活用等による小規模企業者の経営力向上支援の強化を図ってまいります。これに加えまして、資金調達や事業承継の円滑化等の施策を強力に推進しまして、中小企業の生産性の向上と活性化を図ってまいりたいと思っております。

○渡辺孝男君 次に、法案第九條の三項に関連して質問をさせていただきたいと思っております。厚生労働省は生活保護制度の見直しに関して検討を進めておられるわけでありませうけれども、生活扶助基準に關しての検討は今後どのように進めていかれるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（中村秀一君） 生活保護基準に關しては、平成十六年十一月に専門委員会でご報告いただいておりますが、その報告の中で、全国消費実態調査等を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があると、このように言われておりました。この全国消費実態調査は平成十六年に実施されまして、生活扶助基準の見直しに必要な特別集計の結果が出ましたので、現在、今、生活扶助基準に關する検討会、専門家による検討会を開催し、低所得世帯の消費実態との均衡が生活扶助基準で適切に図られているかどうかなどの評価、検証を行っているところでございます。

本年十月十九日から検討を開始いたしまして、本日この検討会、開催する予定でございますが、これまでの議論の整理を行うこととしております。客観的な数字に基づいて検証しようということを検証していただいておりますが、今後、来年度の予算編成を視野に入れますして、専門的見地から取りまとめをしていただきたいと思います。〔理事谷博之君退席、委員長着席〕

して、この生活扶助の基準に關しましては客観的なデータを基に慎重に検討をしていただきました。そのように考えております。

では次に、本年八月に行われました中央最低賃金審査会、先ほどからもいろいろ質問で出ておりましたけれども、この中央最低賃金審査会が平成十九年度の地域別最低賃金額の改定の目安について、Aランク十九円、Bランク十四円、Cランク九円から十円、Dランク六円から七円の引上げを答申したわけでありませうけれども、この答申を受けて、本年度の決定額により生活保護の所得格差が解消されてきたかどうか、この点を厚生労働省にお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 今年の中央最低賃金審査会の目安審議、それと、それに基づきまして、それを参考にいたしました。地方の最低賃金審議会がそれぞれ具体的な額の水準を決定していただいたわけでありませうけれども、今般の審議の中では、最低賃金の額について、国会において最低賃金の改正案が提出され審議をされているという状況や、あるいは、最低賃金について引上げを、大幅に引上げをしなればいけないんじゃないかという議論などもございまして、例年になく大幅な引上げ、あるいは、例年のデータから見れば三倍程度に平均的に言えはなるような引上げがなされたわけでありませう。

しかし、この法案でお願いしておりますような生活保護との逆転現象というふうなところにつきましては、当時、十一都道府県で、まあ単純にこれも、生活保護をどういうものを見るかというのはいろんな議論あると思っておりますけれども、いわゆる若年単身世帯の生活扶助基準と住宅扶助を合わせた、合計した額で見ると十一都道府県において逆転現象が起きていたわけでありませうけれども、これは生活保護の基準というものが、データがまた新しいものが出てきておりませうので、その当時のデータを引き直して考えますと、その結果、今夏の改定によって二県

について逆転が解消されたというふうに言えるというふうに思っております。最低賃金につきましては、賃金あるいは消費者物価等々の地域格差などに比べまして、非常に低い格差ということになっておりました。その状況は大幅な引上げにおきましても変わっていないというふうに思っております。そういう意味で、引き続きこの法案の早期成立をお願いしたいというふうに思っております。

○渡辺孝男君 次に、改正法案の第七條、減額の特例に關して質問をしようと思いましたが、先ほどから先に質問をされて回答も出ておりますので、これは割愛をさせていただきますと思っております。

次に、船員に關する特例に關してお伺いしたいと思います。この特例の必要性と近年の船員の特定期間最低賃金並びに雇用の動向について国土交通省にお伺いしたいと思います。○政府参考人（武藤浩君） まず、船員につきましては、長期間連続して海上を移動する船舶に關して、その県の範囲を超えた広域的な業務を行っている場合が多いということ、それに加えまして、乗船中は船内及び寄港地で生活をして下船中は居住地での生活と、そういう二重生活が常であるということ、陸上労働者と異なる労働実態と生活実態になっておる。す。

したがって、陸上労働者のように県レベルの地域における生計費及び賃金に基づいて地域別最低賃金を設定するのではなくて、船員に關する特例措置として、例えば内航船舶運航業あるいは海上旅客運送業、そのほか遠洋マグロ漁業など、船舶の運航形態及び船員の就業形態が同様な一定の業種ごとに最低賃金を設定することとしております。また、船員に關する最低賃金の近年の動向につきましては、海運業及び水産業の厳しい経営状況を反映して、平成十三年以降、最低賃金の改定を行っていませんでしたけれども、本年九月に遠洋マグロ漁業及び大型イカ釣り漁業

について、それぞれ最低賃金額を引き上げるよう船員中央労働委員会から答申をいただいたところでございます。現在、国土交通省において答申の趣旨を踏まえて最低賃金を引き上げるべく所要の手続を進めているところでございます。

それから最後に、船員の雇用の近年の動向につきましても、船員全体の有効求人倍率を見ますと、平成十六年が〇・二〇であったわけでありませんが、本年九月には〇・九六倍まで上昇しております。ほぼ需給に釣り合っている状況ということでございます。さらに、内航貨物については見ますと、平成十六年が〇・二一倍でございましたが、本年九月には一・一二倍まで上昇しております。船員の需要が供給を上回ると、そういう状況になっているところでございます。

○渡辺孝男君 海洋基本法も成立をしております。海洋担当大臣も任命されているということでもあります。やはり日本は海洋国家であります。こういう船員の方々も大変な貢献をされているわけでありまして、この労働条件の改善とか賃金の改善等に更に努力をしていただければと、そのように思っております。

以上で質問を終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に、最低賃金法について質問します。
労働者の四人に一人がワーキングプアと言われている中で、日本の最低賃金は〇一年から〇七年までの上昇率、わずか二・九%で、下支えどころか平均賃金を引き下げられるおもしになってきたのではないかと。

最初にちよつと実例を紹介したいんですが、十月三十一日に東京で働く美容師さんたちが首都圏美容師ユニオンというのを結成しました。首都圏に八十二店舗を持つ大手美容室アンジュで働いている二十三歳の男性美容師の方の例なんですが、まあ一見華やかな世界であります。しかし、彼の賃金は基本給月十一万五千元、サービス残業は当たり前だと。その上、教育費や共済金の名目で使途不明の天引きがされていると告発をしました。この方も美容師資格を持つ正社員なんです。二万七千五百円の技能給があるんですが、これ加えても時給換算でやつと八百九円、東京の最賃よりわずかに九十円上回るだけなんです。固定の残業代二万五千元入れても手取り十四万円に満たない。

大臣、これ、たとえ正社員であっても、しかもこういう資格を持っている方であっても最低賃金水準の賃金で暮らさざるを得ないという実態があります。こんなふうに一生涯資格を身に付けて、これ、夢もあつたと思つたんです。しかし、生活できないような賃金水準に置かれて、こういう若者たくさんいる。これで果たして夢を持って働き続けていけると、大臣、率直な御感想をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(舛添要一君) 今委員がおっしゃったような実例はまだいろいろあるかと思ひますし、個々のケースを見れば本当に大変だなどというのがあります。そういうこともあります。生活保護水準、これとの整合性というところで、最低賃金法をきちんとやる、そしてさらに、それを守らない場合には罰金を一気に五十万に引き上げると、こういうことを含めて社会全

体でやはり安心して生活できる環境を整える、それが非常に重要だということに考えておられます。

○小池晃君 この最賃の水準の生活というのは一体具体的にどういうものか。いろんな取組がありまして、今日、資料でお配りしたものの二枚目に体験報告をやった労働組合がまとめたものがあるんですね。これは宮城県の全国一般労働組合ですが、宮城の最賃額の十二万円弱で一月暮らしの体験をまとめて、いかに人間らしい生活ができないかと。

これ、逆説的なんです。その結果をまとめて、最賃で暮らす八か条というのを提出して、家賃一万円以下の家に住め、車は絶対持たない、友達と交際するな、冠婚葬祭は無視しろ、休みの日には外に出ず家で過ごせ、食事は一日二食以内にしなさい、外食厳禁、自炊をしなさい、病気にならないよう健康管理をせよ。二〇〇六年に、見えを捨て、ひたすら人にたかれ、おごつてもらうべしと、ここ加わつた。もちろん、こういう生活しろということじゃないんですね。最賃の生活ではこういうことになってしまう。これは体験を基にまとめたというんですね。実際、最低賃金水準で暮らしている人たちというのは、これは体験では済まないわけで、正にこれがずっと続いていく。

大臣、引き上げる、そのための法案だということにおっしゃつたけれども、ちよつと現状の認識としてお伺いしたいんですが、連合も全労連も現在の生計費考えれば時給千円以上という主張をされています。大臣は、現在の水準、最低賃金額、今年も例年になくこれ引上げがあつたというのには私も承知をしておりますが、しかし、それであつても現状の水準で労働者が人間らしい生活を送れるとお考えか、現状についての認識をお伺いしたい。

○国務大臣(舛添要一君) それは地域差もあります。それは私が勝手に決めてるわけじゃない。政労使ということではいろんな条件を勘案し

ながら数字を出していただいているわけですか。しかしながら、今委員がおっしゃつたような問題意識もございまして、とにかく生産性を上げていく、それに見合った形で最低賃金を上げていく、それが政府の方針でもありません。引き続き努力はしたいと思ひますけれども、基本的には私は審議会の議論を前提に置いているということをお申し上げておきたいと思ひます。

○小池晃君 やはり審議会任せじゃなくて、國の本当にインシアチブ、責任が求められている分野だと私は思つたんですね。これ、法案、衆議院で修正されましたが、全国最賃制の導入や、労働者や家族の生計費を原則とするという規定は盛り込まれていないわけですか。

先ほどお話あつたように、現行は都道府県ごとの決定で、最も高い東京と、あるいは秋田、青森、岩手などによつては大きな開きがあります。元々低いのに、住む地域によつて更に月二万円以上も最低賃金額が違ふという実態がある。

そこで、局長にお伺いしたいんですが、世界ではどうなつていくのか、日本のように地域別最低賃金制度のみを法律で決めていく国は世界で何かあるのか、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) ILOが二〇〇五年に出版した著書、それとILOのデータベースによりますと、政府又は第三者構成機関によつて地域別最低賃金のみを設定している国は多くとも九か国であるということに思つております。

うのは、御存じのように日本の二十五倍の面積がある、インドネシアは五倍ある、それからメキシコやカナダは連邦国家だからいろいろ特殊事情がある。

私、この地域格差という点から見ても、地域別最賃の数字というのはできるだけ少なく減らしていくべきものであつて、狭い日本で世界で一番多い地域別最賃のままにしておいてよいか、この点について、局長、どうですか。

○政府参考人(青木豊君) 確かに、全国の最賃という御議論はもちろんです。従来から相当強くあるというところは承知しております。しかし、最低賃金は労働者の最低限度の水準の賃金を保障するものであります。地域によつて物価水準等の差もありますし、生計費も異なるわけでありまして、その最低限度の水準によつても地域によつて差があるものと考えております。したがつて、地域別最低賃金につきましては、こうした地域における差異を踏まえて、現在では都道府県単位で設定していることになつております。

労働政策審議会労働条件分科会最低賃金部会において、地域別最低賃金の設定単位についても議論を行つていただきました。都道府県単位での設定を、現行設定をしているわけですが、これを変更するということについては様々な御意見ございまして、労使のコンセンサスは得られなかつたところでございます。更に議論を続けていく必要があるのではないかと、このように思つております。

○小池晃君 二〇〇五年のILOの報告書では、この日本のケースを特異なケースだということにしてあります。地域別最賃など複数の最低賃金については、最低賃金制の決定が変質するということに指摘をしております。そもそもこの最低賃金の役割というのは、これはILOの報告書でも繰返し格差と貧困をなくすことだということに強調しております。四十七もあるのは世界で日本だけなわけですね。しかも、今回地域別に決めなければなら

いと法定化されていく。いろいろな地域の実態というふうな局長おっしゃいましたけど、私は、国の責任でこれが最低ラインですというふうな決めで、さらに地域差については必要に応じて加算するということにしてあげれば、これは問題生じないのではないかと考えておられます。

大臣、これは大きな政治論としてお伺いしたいんですけれども、例えば中央最賃審議会が目安を決めまして、これ最初から地域別に四ラックに分けられているんですね。その結果、今年、先ほどちょっと言いましたが、十四円ということ例年になく上がったけれども、しかし東京と青森の格差というのは逆に更に広がったという実態、これは事実としてござります。青森の東奥日報というローカル紙は、最賃九円引上げ、でも喜べないという社説を掲げまして、景気が良くて人手不足から賃金を上げる流れにある大都市に、本県のような地方は更に差を付けられると、こう書いておられます。

これ以上格差と貧困を広げていいのかわからないことについて、これはもちろん中小企業支援を抜本的に強化するというのが私は必要だと思えますが、それをやりつつ、やはり地域格差を縮小していくために、国の責任で全国どこでも最低賃金を引き上げようというのを設定するのと、これがやはり必要になってきているのではないかとお伺いしますが、格差、貧困是正のためにどうなのか、お伺いします。

○国務大臣(舛添要一君) 小池委員のおっしゃった方向も一つの手法と思えます。ただ、私は逆に、やはり各地域で物価の水準も違う、いろいろな要因が違う、そうすると、きめの細かさを売り物というか、きめの細かさを主眼として個別に対応する方がその対応を受ける方は有り難いかなという面もまたもう一つあると思えます。そして、これからの日本の国づくりをどうするか、余りにも地域格差、貧富の格差、こういうことがあってはいけないというふうに私は思いますけれども、しかしやはり逆にどうやって画一的であらうのか。

だから、地方の自立、地方の独自性、そういうこともまた例えば道州制の議論の中なんかで起つてきていることでありますので、私はこれが最低でそこから上というふうな決めるか、それが全体の物差しをどうにか置いてその幅を決めるか、いろんなやり方があるかと思えますけれども、少なくともきめの細かい対応ができていくという意味においては四十七都道府県で今のようないろんな形で行うというのには決して悪い手ではないというふうな考え方をしております。

○小池晃君 きめを細かく、千円超えれば何れも私もう申し上げないんですが、やはり全国一律でないというのが複雑にし、最低賃金引き上げるとかをやはり障害になっているという面もあると思うんですが、これはやはり世界の流れを見ていただくと、やはりきめごと全国一律というふうにするべきだというふうに申し上げたいと思えます。

修正部分について提出者に質問したいんですが、政府案になかった労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるという文句が加えられておられます。この修正によって、少しでも引き上がるというのを期待されているんだと思うんですが、提出者としては「修正した」というような変化、影響が最低賃金額の決定に与えられると期待されているのか、お答えいただけますか。

○衆議院議員(細川律夫君) 小池委員にお答えいたします。衆議院の方での審議におきましては、政府はこの政府原案の九条第三項の趣旨についてこのように答弁いたしました。生活保護との関係は、地方最低審議会における審議に当たって考慮すべき三つの決定基準のうち生計費に係るものであるから、最低賃金の書きぶりとしては、生活保護との整合性を配慮すると規定してあるところであります。これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するよう趣旨であると答弁をいたしてはいるんですが、

すなわち、政府が提出いたしました原案は、地域別最低賃金、三つの決定基準のうち労働者の生計費につきましては、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとしていたしましたが、この趣旨というものが必ずしも明確でないと、そういうことであつたのではないかと思えます。

そのため、この最低賃金の決定の際に生活費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような水準になるよう配慮することを明確にするよう修正を行うこととしたものでございます。これによりまして、最低賃金が労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるような生活保護の水準を下回らないという水準になるというこの配慮、このことがより強化されたんだというふうに私どもは考えております。

そこで、生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば地域最低賃金は都道府県単位で決定されておりますし、生活保護は市町村の六段階の級地に区分していることなどがござります。生活保護は年齢や世帯構成によつて基準額が異なるというところもござります。生活保護では、必要に応じた各種加算や住宅補助、あるいはまた医療補助などがござりまして、そういう論点をどのように考慮するのかわかるところが問題となつておるのではないかと思えます。

○委員長(若本司君) 細川君、簡潔に願います。○小池晃君 もう大体分かりました。○衆議院議員(細川律夫君) はい、分かりました。それで、最後に申し上げますが、最低賃金の考慮要素であります生計費と生活保護とは異なるものだという認識に立つて、双方共通の規範であります憲法二十五条の規定を加えることによりまして、最低賃金を生活保護水準以上引き上げることを十分可能にするという

のが本修正の意図でございます。○小池晃君 最後、大事なことを言っていたのだと思えます。私どもは、世界の流れからも実態からも、最賃決定の要素は労働者と家族の生計費を基本とするというふうに原則にすべきだと思えますし、全国一律制、支払能力を削除して生計費原則にするもの、この参議院では非修正をするべきだということを主張したいというふうに思っております。

○委員長(岩本司君) 労働契約法案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

本日は、両案の審査のため、五名の参考人から御意見を伺います。

本日御出席いただいております参考人の方々に御紹介申し上げます。

日本労働組合総連合会総合労働局長の長谷川裕子参考人でございます。

社団法人日本経済団体連合会専務理事の紀陸孝参考人でございます。

東京大学大学院法学政治学研究所教授の荒木尚志参考人でございます。

全国労働組合総連合副議長・全日本金属情報機器労働組合(JMIU)中央執行委員長の生熊茂実参考人でございます。

働く女性の全国センター(ACW2)代表の伊藤みどり参考人でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきまして、両案の審査の参考にさせていただきますと存じますので、何とぞよろしくお願いたします。

次に、議事の進め方でございますが、まず、参考人の皆様からお一人十五分以内で順次御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、参考人、質疑者ともに発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず長谷川参考人をお願いいたします。長谷川参考人。

○参考人(長谷川裕子君) 連合の総合労働局長の長谷川でございます。

本日は、最低賃金法及び労働契約法について私どもの意見を述べる場を与えていただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、今回の最低賃金法の改正について述べさせていただきます。

現在の雇用労働者をめぐる状況を見ますと、正規と非正規労働者、地域間、企業規模間、世代間、男女間などにおける格差の拡大、二極化が大きな問題となっております。とりわけ、働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングプアの問題を私たちは真摯に受け止めなければなりません。

労働基準法は、その第一条で、労働条件の原則で、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければならぬとしております。その趣旨を踏まえて、最低賃金制度でも、すべての労働者の労働条件の下支えとして機能させることが必要であります。しかし、現在の地域別最低賃金の水準は、一般的な労働者の生活水準と比較しても、また労働の対価としても、余りにも低いと考えます。これは労働の尊厳を否定するものであり、社会的セーフティーネットとしての機能を果たしているとは言えないのではないのでしょうか。

最低賃金の決定に当たっては、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力や必要最低生計費の実態を十分に考慮して、賃金の底支え機能を強化すべきと考えております。今回の改正により、賃金の最低限を保障するセーフティーネットとしての機能強化を図ることができると受け止めております。

一方、地域における団体交渉を補完し、事業の公正な競争の確保と公正な賃金決定ルールの確立のために、産業別最低賃金が果たす機能と役割は極めて重要であります。今日まで制度をはぐくんできた労使や関係者の努力を高く評価すべきであります。また、今回の改正により、産業別最低賃金の枠組みを継承することができたことを評価しております。さらに、水準の改善はもとより、機能の拡充を図り、使いやすい制度とすべきであると考えております。

今回の改正を踏まえて、連合は、生活できる最低賃金水準への引上げを目指す、水準を重視した取組を行ってまいりたいと考えております。

以上で最低賃金法及び労働契約法に関する私の意見陳述を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。次に、紀陸参考人をお願いいたします。紀陸参考人。

○参考人(紀陸孝君) ありがとうございます。座ったままで恐縮であります。日本経団連、紀陸と申します。本日は労働契約法案と最低賃金法の改正案に関する見解を述べさせていただきます。機会を賜りまして、冒頭に御礼申し上げます。

次に、最低賃金法の問題に移らせていただきますと存じます。

この最賃法の改正法案、二〇〇五年四月に厚生労働大臣から労働審判に諮問がなされまして、以来二〇〇六年十二月まで公労使の三者構成の委員によつて真摯な論議を重ね、全会一致でまとめられたという経緯がございます。さきの衆議院での御審議において一部修正がございましたけれども、大枠の趣旨が変わったものではないと認識しております。改正法案を支持する次第でございます。

日本経団連、かねてからでございますけれども、すべての労働者に対する賃金のセーフティーネットとして最低賃金の役割の重要性を主張してまいりました。そういう意味で、法案が地域別最低賃金をセーフティーネットと位置付けて、すべての地域における地域別最低賃金の決定を義務付けたことにつきましては何ら異論を持つものではありません。

一方、地域別最低賃金が機能している中で、屋上屋を架す形で産業別最低賃金が設定されております。法案では特定最低賃金と称することになっておりますけれども、この産業別最賃の廃止を訴えてまいりました。改正法案で

は、それが廃止になつてはいませんが、産業別最低賃金を労使のイニシアチブによつて設定すると、そういうことを明確にされておき、かつ民事効によつて履行を担保する形になつております。今回の法改正でもつて産業別最低賃金の役割が大いに減退するというふうな受け止め方がありますけれども、罰則が科されなくなつたということではありますけれども、従来どおり労働基準法上の賃金不払の対象になつておきまして、法の担保はある、使用者側に対して決してその運用が緩くなるというふうなものではないというふうに受け止めております。

日本経団連といたしましては、産業別最低賃金が民事効になるということによりまして、審議会において労使の主体的な話し合いで決められる、そういう言わばあるべき姿に向けて一歩前進するものだということに理解しております。

さらに、地域別最低賃金につきまして、私も日本経団連といたしましては、各地域の現状を踏まえて決めていく、現行の方式が維持されることになっておりますので、この点も評価させていただきたいというふうに存じます。

当然ですが、最低賃金を決定する際に、各地域における労働者の生計費あるいは類似の労働者の賃金、通常の事業の支払能力、これを勘案して総合的に決めることになっております。

これに関連いたしまして、特に労働者の生計費を考慮するに当たりまして生活保護に係る規定との整合性に配慮する、そういうことが付け加えられたわけでございます。この生活保護というものは社会保障あるいは福祉政策でありまして、労働の対価と言われる賃金とはそもそも領域が異なるわけでありまして、本来これは単純に比べられるものではないというふうに考えております。

しかしながら、労働政策と社会保障政策との連携がより求められているという現状にありまして、最低賃金制度につきましても、社会保障政策との整合性を考慮することが必要になってきているというふうに理解しております。

以上で最低賃金法及び労働契約法に関する私の意見陳述を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。次に、紀陸参考人をお願いいたします。紀陸参考人。

○参考人(紀陸孝君) ありがとうございます。座ったままで恐縮であります。日本経団連、紀陸と申します。本日は労働契約法案と最低賃金法の改正案に関する見解を述べさせていただきます。機会を賜りまして、冒頭に御礼申し上げます。

次に、最低賃金法の問題に移らせていただきますと存じます。

この最賃法の改正法案、二〇〇五年四月に厚生労働大臣から労働審判に諮問がなされまして、以来二〇〇六年十二月まで公労使の三者構成の委員によつて真摯な論議を重ね、全会一致でまとめられたという経緯がございます。さきの衆議院での御審議において一部修正がございましたけれども、大枠の趣旨が変わったものではないと認識しております。改正法案を支持する次第でございます。

うな観点から、生計費を考慮するに当たりまして、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これが改正法に盛り込まれていることはやむを得ないというふうに考えております。

最後にございますが、これは改正法案の内容に直接関係することではございませんけれども、この最賃の引上げの及ぼす企業経営への影響という点でございます。

一つだけ統計データの紹介で申し訳ございませんが、法人企業の収益実態、これを平成十七年度の税務統計から見ますと、今現在、十七年度現在でございますけれども、全法人の実に六七%が欠損企業であります。七割弱の企業が全法人レベルで欠損法人であります。とりわけ資本金五百万円未満の法人企業で七四%、五社のうち四社が欠損法人になっております。このようなのが実態でございます。

仮に、企業の生産性を無視して最低賃金が引き上げられてまいりますと、特に中小企業の経営を圧迫し、企業の雇用維持、多くの方々雇用維持を望んでおられますので、その雇用維持に極めて困難な状況を招きかねないということが大変危惧いたしております。この点を改めて御認識賜れば幸いかというふうに存じます。

以上で陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、荒木参考人にお願いたします。荒木参考人。

○参考人(荒木尚志君) 東京大学大学院法学政治学研究所の荒木と申します。

私は、労働法の研究者といたしまして、二〇〇四年四月以降、一年半にわたって開催されました今後の労働契約法制の在り方に関する研究会、いわゆる労働契約法制研究会のメンバーとして、あるべき労働契約法についての議論に参画いたしました。また、二〇〇五年十月からは、労働条件分科会の公益委員といたしまして、

今般提出されております労働契約法の立案にも関与いたしました。したがって、以下では労働契約法を中心に意見を述べさせていただきます。

最後に、最低賃金法について一言述べさせていただきます。

今回の最低賃金法改正は、従来存在した三つの最低賃金制度のうち、ほとんど利用されてこなかった協約拡張方式による最低賃金を廃止し、地域別最低賃金と産業別最低賃金を再編するものであります。そして、これまでよくそうしておりました地域別最低賃金と産業別最低賃金の関係を整理し、また地域別最低賃金については罰則を強化し、そして近時議論となつておりました生活保護との逆転現象について両施策の整合性に配慮することを規定したものであります。

雇用形態が多様化する中で、最低賃金のセーフティネットとしての役割はますます重要となつていくというふうに考えられます。今般の改正提案は、そうした要請にこたえるべくなされたものというふうに理解しております。

以上で、私の意見陳述といたします。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

次に、生熊参考人にお願いたします。生熊参考人。

○参考人(生熊茂実君) 御紹介いただきました、全労連副議長、JMIU中央執行委員長の生熊と申します。

本日の参議院厚生労働委員会参考人として意見を述べべる機会をいただきましたことに、まずお礼を申し上げます。

次に、最低賃金法案について意見を述べます。修正された最低賃金法案は、第九条二項で、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮してとされ、三項で、労働者の生計費

を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するとされています。

しかし、働いているのに生活保護より低い最低賃金、こういう批判を受けたものと考えられます。すけれども、またこれでは不十分だと思います。職業に就いて労働するためには職業や通勤にふさわしい費用が掛かります。そのような職業関係費用は生活保護の中にありません。労働者の生計費という場合にはそれらを考慮しなければならぬ、このように思います。そのような修正と支払能力についての削除を求めたいと考えます。

また、今年地域別最低賃金は、ここ数年になかった平均で十四円という引上げがありました。これが、地域別の格差は広がりました。これでは地域の経済格差が一層広がります。今多くの労働者と労働組合が求めているせめて時給千円をという全国一律の最低賃金を定めた上で、産業別、地域別の上乗せを図る方式が求められており、この点での抜本的な修正を求めたいと思います。

最後になりますが、私は二〇〇三年衆議院厚生労働委員会労働基準法改正についてやはり参考人として意見を述べました。その中で、労働法に関する規制緩和が次々に行われていけば、それは今問題になっている少子化やあるいは年金の崩壊、こういうものが一層ひどくなるのではないかと、そういう心配を申し述べました。今正に私たちが心配したような方向で事態は進んだのではないのでしょうか。

今社会的にワーキングプアや貧困と格差、地方と都市の格差が大きな問題になり、これらに対する国民の意思が七月の参議院選挙の結果に反映したと思います。現段階での労働二法案では、残念ながらワーキングプアや貧困と格差はなくせません。民意は国民や労働者状態の改善を強く望んでいます。民意に沿った方向での大幅な修正が行われるように求めたい

うふうに思います。

なお、最低賃金の引上げについて、中小企業の経営としてはとても負担できない、このような議論がありますが、私はそうは思いません。今、日本の大企業は、先日、日本経済新聞六月十四日付けで報道されたように、四年連続最高益で三十一兆八千八百億円もの利益を上げております。しかし、中小企業は厳しいという実態があります。私は、大企業は利益を上げていなければならない、なぜ中小企業の経営が厳しいのか、このことについて指摘をしておきたいというふうに思います。

私たちの実態でも賃金が上がって倒産をした企業というのはありません。それは大企業から大幅な単価の切下げがあつたり、あるいは無理な仕事を押し付けられたり、こういう中で経営が困難になる、この実態が進んでいるんです。私は、下請振興法の振興基準、ここでも明確にされておりますように、親事業者が下請中小企業に対して適正な利益と下請中小企業で働く労働者の労働条件の改善ができるようなような価格を決める、このことこそが求められているというふうに思います。

中小零細業者の中には、旋盤を回す下請機械屋さんがおりますけれども、時間単価が今千六百円と、このように言われています。労働者の賃金と余り変わらない、あるいはそれよりもひどいと、こんなことまで生まれています。なぜこのようなことが起こるのか。これでは借り工場の家賃を払ったり、あるいは機械の減価償却を図ることもできません。これは、今申し上げたような親事業者による下請中小企業に対して、この単価の決め方、一方的な引下げや、あるいは納入について無理な納入をさせる、このようなことに原因があるのではないかと、このように考えております。

是非民意に沿った方向での本二法案に対して大幅な修正が行われるように求めることを申し上げまして、参考人としての意見表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(岩本司君) ありがとうございました。

次に、伊藤参考人をお願いいたします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤みどり君) 御紹介いただきまして、働く女性の全国センターの伊藤みどりです。本日の国会質疑に参考人として陳述できることを大変光栄に思います。

プロフィールで皆さんにお配りしているように、私のライフワークは女性の労働問題であり、三十年近くの間、現場の働いている人たちの悲鳴のような生の労働相談を聞き、問題の改善、解決に力を尽くしてきました。その数はおおよそ、現在でも私一人で毎日数件の労働相談を受けていますので、延べにして五千件以上になると思います。

私は、今年一月、北は北海道から南は九州まで、女性のためのユニオンとNGOの仲間たちとともに、全国をつなぐ働く女性の全国センターを立ち上げました。働いている人たちの現場に最も近い立場で活動してきたところから、国会で審議されています労働契約法について、ポイントを絞って意見を述べていきたいと思えます。

○委員長(岩本司君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○轟木利治君

では、最低賃金法改正についてお聞きしたいと思えます。

第一点目は、お二方の参考人から御意見を伺いたいと思えます。荒木参考人と長谷川参考人に伺いたいと思えます。

最低賃金法は、第九条第一項の地域別最低賃金はあまねく全国地域について決定されなければならず、三項の労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする、これにつきましてどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○参考人（荒木尚志君） 最低賃金法では、今回、労働者は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにという文言が入っております。これは最低賃金法の理念を突は議論しないと難しい問題だ、というふうに思っています。

最低賃金法は、労働条件、人たるに値するような生活を営むための最低賃金という問題と、実はその産業に公正な最低賃金という一つの理念が実は混在しているんだというふうに思っています。現在問題となっておりますのは、言わば憲法二十五条の基準にも達しないような最低賃金が設定されている、最低賃金の設定になっていると、その問題が最近シローストップをされて、その点でのまず整合性を取るようにというところだと思います。その点ではこれは意義があると思えますが、さらには、余り議論がされていないのかもしれないけれども、当該産業に公正な賃金というのをどう考えるかと、これについても今後議論を詰めていって、最低賃金の性格について考えていくことも必要ではないかというふうに考えております。

○参考人（長谷川裕子君） 今回の改正の九条で、あまねく全国各地域について決定されなければならないというところについてでありますけれども、これまでの最低賃金法では、地域別最低

賃金も産別最低賃金も、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が必要があると認めるときに決定をすることができるとなっていたわけですが、今回の改正で、要するに全国どこでも決めなければならないことになったことは非常に評価だというふうに思っております。

それから、九条の二項で、地域における労働者の生計費及び賃金並びにというのと、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないとあるわけですが、この点について言えば、やはり地域における労働者ということとは地域における労働者全体を指すことは当然でありますので、比較する対象もやはり適用対象者全体とするということが必要なのでは、当然ではないかというふうに考えております。

それと、通常の事業の賃金支払能力ということでありませうけれども、正常な経営をしていけば、事業経営をしていけば通常に払えるはずでありますので、そういう意味では賃金経費の負担能力があるというふうに思っていますので、通常の労働者に、事業に対する労働者への賃金支払能力は十分にあるというふうに考えることができるのではないかとこのように思っています。

それから、九条の三項で、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるように、生活保護に関する施策との整合性に配慮するということは、そういう意味では、生活保護との調整というのはあくまでも相互考慮の一つであります。その考慮の中で、生計費の一つの要素として生活保護があるという趣旨で言われているというふうに思っていますので、今回の、そういう意味では、改正は非常に良かったのではないかとこのように思っております。

○轟木利治君 最後に御質問させていただきます。

長谷川参考人にお聞きいたします。

この最低賃金法に最もどういったものを要望等されるかについてお聞きしたいと思えます。

○参考人（長谷川裕子君） 私は、最低賃金と

いうのは本当に、ワーキングプアのことですね、格差のことを考えればとても重要な法案だと思っております。

今年度の最低賃金がどのぐらい寄与したかということをご自分で計算してみました。例えば東京では、七百十九円から七百二十九円に今年上がったんですね。そうすると、一日八時間、二十日働くと、以前は十一万五千四百円だったのが今年は一十一万八千二百四十円ですけれども、ちょっと上がったわけですよ、やっぱり。これまでの最低賃金というのは一円とか二円で労使の攻防戦が行われておりましたけど、今年は一十四円でした、平均で。で、この法律が本当に施行されると、これよりもっと上がるんじゃないかというふうに思っています。そういう意味では、最低賃金に対する期待は大きいんですね。

いろんな賃金を決めるときに、最賃プラス幾らというのがほぼ賃金の相場です。最賃プラス十円なのか最賃プラス百円なのかということでは、働く人々の賃金が非常に決定されていきますので、この最低賃金法がこういうふうなことで改正されるとすれば、今年の十四円よりは来年は上がるのではないかとこのように思っています。

そういう意味では、是非この法律案を成立させていただきまして、法施行を速やかにやっていたら、来年の最賃にはこの法案が反映されるような、そういう支援を、是非国会はエールを送っていただきたいというふうに思っています。そのことによつて、本当に格差が拡大している、確かに微々たるものですが、格差解消の一つにはなるのではないかと。ただ、この金額ではまだまだ不満ですので、もっとやっぱり大幅に上がる必要があると思えます。アメリカの最賃法、それからフランスの最賃法を見たところ最近上がったわけですから、是非この法の改正の趣旨が最賃の委員の人たちのところに、中賃の皆さんのところに反映されるように、立法府としても御支援をお願いしたいと思います。

○轟木利治君 終わります。ありがとうございました。

○坂本由紀子君

それでは、重ねて紀陸参考人にお伺いいたします。最低賃金法についてでございます。

最低賃金は、法で定められた賃金額以上を事業主は支払わなくてはならないというものでございますが、現在、異常な原油高であるとかあるいは中小零細企業にとってはなかなか原材料費を価格に転嫁できない等々の困難があるやに伺っております。そういう中で必要な賃金の引上げを行わなければならないというケースが出てくるかと思えます。そのような場合に、企業として必要な対応を行うためにはどのような対策が考えられるでしょうか。また、それについて、行政等に対しての要望するような支援等の施策がありましたらお述べいただきたいと存じます。

○参考人(紀陸参考人) お答えいたします。

現実には、最低賃金の場合に、適用の対象者になられる方というのは、中小企業さんあるいは零細企業さんにおいて雇用されている高齢者の方あるいは女性の方が多いんだというふうに思っております。その場合に、大企業さんと比べて、いわゆる企業における付加価値とか利益の幅が非常に少ないのが現実かというふうに思います。就業の幅も企業の経営の幅も非常に限られておりますし、簡単に、いわゆる大企業みたいに、様々な設備投資をしたりあるいは税制上の恩恵を受けているという場合がございますね。経営改善の手だてというのが限られてしまっている中小零細さんが多いと思うんですね。そういう中で、わずかでも賃金が上がるということとは、企業経営にとって非常に大きい打撃がある。

先ほどちょっと欠損法人の例申し上げましたけれども、五百万円以下で、さっき私、五社に四社と申し上げましたけど、もう少し厳密に言うと、四社に三社が赤字にならざるを得ないという。先ほど、十七年度の数字でしたけれども、恐らく十八年度、十九年度においても同じような収益の実態だということに思います。

そういう意味で、いろいろなコスト等の転嫁を売値の方にできるかというところ、それが容易でないわけでありまして、その状況は今現在も、あるいはこれからもそんなに大きく変わるわけがない。そういう意味で、そのコスト負担の影響が大きいこと。

それをどうやって改善していくかというところ、幾つか手だてがあるんじゃないかと、一つは、私も、中小零細さんにおいても企業経営は自助自立でいくべきだということに思っておりますけれども、それがどうしてもできない場合にどういう手があるか。様々な、例えば税財政の面で御支援をいただく、あるいは、特に人の確保がままならないという企業さんが多いものですから、その人材確保とか、あるいは官民連携して人材の育成という点で、特に中小零細さんに目を向けた人的支援の措置を、今でもいろいろございますけれども、もう少し細かい点まで手の行き届くような効果的な施策をお願いできれば有り難いと思っております。

○坂本由紀子君 ありがとうございます。

続きまして、長谷川参考人にお伺いをいたします。

最低賃金法につきまして、先ほど産業別最低賃金が維持されたということは大変意味のあることだという御指摘でした。今度の改正で地域別最低賃金がなくなり、今でもありますが、法律的にも制定されることになりましたが、産業別最低賃金については、賃金の実態は恐らく職種別にかなりその賃金水準が違ってくるのではないかと。そうすると、産業別一本で賃金を決めることよりも職種別、その人の職に合った賃金水準がきっちりと、今回のような民事効力のあるような最低賃金であれば、示されるような仕組みの方がむしろ、つくるのであれば実態に合うんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでいらつしやいますか。

○参考人(長谷川裕子君) 先生、やっぱり、雇用就業形態の多様化が進んできたときに、要

するに均等待遇などを考えていくときに、やはりこれから能力の評価とかそれから職務評価だとかその賃金というものが本当は連動させていかなければならないんだと思うんですね。そういう意味では、先生が今おっしゃったように、職種別賃金というのは重要な一つの課題だということには思っています。

それはそれとしまして、産業別最賃が果たしてきた役割はやっぱりこの間大きかったと思うんですね。最低賃金があつて、それから産業別にやはりそれぞれ異なったものがあつたわけですから、産業別最賃の方がやっぱり最賃、産業別最賃という形で残っていたわけで、そういう意味では、これは労使の努力の反映だったわけですが、今これを、産業別最賃を廃止したときに、じゃ地域最賃だけいいかとなると、それはちょっと、今のとき、労働組合は、それはちょっと待ったというところでありました。

したがって、今回、冒頭に申し上げましたように、産業別最賃が残つたというのは非常に良かったと思っておりますが、将来の課題として、先生言つたことについては今後どういうふうにしていくのかというのは検討課題だということには思っています。ただ、すぐ直ちにできるかどうかというのはなかなか、物すごく難しい課題だということには思っています。

○坂本由紀子君 私は、地域別最賃が生活保護への配慮というような形でかなり上がつてくると思えば、今の産業別最賃と地域別最賃との違いがそんなに大きなものじゃありませんので、今の産業別最賃の意義ほど意義を有しなくなるのではないかと。そういう意味で、必ずしもこの制度が今までと同じような役割を果たすのかなというところや疑問かなと思つて、伺つた次第です。

次に、長谷川参考人にまた重ねて伺いたいのですが、最低賃金については生活できる水準であることが必要だということ、誠にものともな意見だと思つて、同時に、企業がそれが支払えるという、企業の支払能力というのをもまた

大変大事なことだと思つてございしますが、その点について、例えば全国一律千円というような最低賃金のような水準を企業が果たして払えるものとお考えかどうかということ、それから連合は大きな組合組織でございますので、そういう意味で、労使と様々な局面で賃金交渉に当たつておられますので未組織労働者への賃金波及の影響力を大変大きくお持ちだと思つて、そういう意味で、連合のような労働組合の問題についての果たす存在意義ということをどのようにお考えになつていらつしやるか、お伺いしたいと思います。

○参考人(長谷川裕子君) 連合は、昨年の〇七春季生活闘争のときも、千円で頑張ろうということ、千円千円といつて、すべて構成組織でも賃上げ交渉を非正規のところは千円頑張ろうということも努力してまいりました。

そういう意味では、連合はやはり我が国の労働組合の中である一定影響力を持つ組合ですので、どういった賃上げ交渉をしていくのかというのは重要だと思つて、率先して賃上げ交渉をしながら、それをいろんな、最賃だとかそういうものに反映させていくという大きな役割を担つていきたいと思います。

私どもは、千円というのは、やはり千円掛ける八で八千円で、二十日、二、八、十六、十六万です。そういうふうなことを考えたわけでありまして、何とんでも今非常に低賃金の労働者をどうやって引き上げていくのかということ、千円と〇七も申しましたし、恐らく〇八もそれで頑張ると思つてすけれども、そういう意味では労働組合として労使交渉を強化しながら日本の労働者の賃金を引き上げていくという、そういう先頭に立たなければならぬと思つて、

ただ、もう一つ考えなければいけないのは、最近労働分配率が非常に落ちていまして、労働分配率が落ちてきていることは、そういう意味では企業の中での労働者に対する賃金が手厚くなくなつてきているんだと思つて、そ

ういう意味では、もともとやはり労働分配率を上げていく、そういう努力は連合は率先してやらなければならぬのではないかと、いうふうに思っています。

○坂本由紀子君 参考人御承知だと思えますが、労働分配率、確かにおっしゃったとおり下がっていますが、中小零細の企業では労働分配率は決して下がっていないくて、収益が下がっているのに人件費はむしろ増えたりしているの、最低賃金の対象になるところはむしろそういう非常に経営的にも大変なところでありまして、この辺は十二分に考慮をする必要があるのかなと思います。

先ほど来御議論いただいているワーキングプアは、これは、まあ最低賃金というところもあるかもしれませんが、非正規労働者の問題という側面もあるかと思えますので、そういう非正規労働者について、仕事に見合った処遇がどうなされるかというようなことをまた改めて労使でお話しをなさり、また国会の場でも議論をしていくことが大事なのかなと思えました。

紀陸参考人に最後お伺いいたしますが、そういう意味で賃金水準というのは、労使で自主的に、それぞれ仕事の成果として適正にお決めになるものかと思えますが、そういう賃金水準の在り方について御見解がありましたら、最後に伺いしたいと思います。

○参考人（紀陸孝君） 坂本先生おっしゃられるとおりでありまして、賃金というのは労働の対価でございますから、労働の価値とかいうものをどういふふうに評価するか、労働の密度ですとか、あるいは会社に対する貢献度、そういうものを労使の間できちんと測る物差しをつくって、適正に処遇、報酬に結び付けていかないと、労使の納得度が高まりませんので、先生の御指摘のところはもともとでございます。そのように多くの労使が努力しているというふうに私ども理解しております。

○坂本由紀子君 終わります。ありがとうございます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。参考人の皆様には、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

私からは、今までもいろいろな質問の中でも出てまいりましたことを少し省いて、違う形の質問をさせていただきますと思います。

まず、派遣労働者の方々が多くなってきたというわけですが、今回の最低賃金の改正では派遣先の地域の最低賃金を適用するというような内容になっておられるわけでございますけれども、この点に關しまして、長谷川参考人、紀陸参考人、荒木参考人に御意見を伺いたいと思っております。

○参考人（長谷川裕子君） 済みません、もう一度。

○渡辺孝男君 最低賃金の場合には派遣先の地域の最低賃金が適用されるような形になっておられるわけでございますけれども、この点に關しましての御意見をいただければと思います。

○参考人（長谷川裕子君） 失礼いたしました。当然だと思います。例えば北海道の労働者が東京に来て働いたのに東京の最賃が適用されないで北海道の最低賃金が適用されるなどというのは、そういうことは本当におかしい話でありまして、今回の、そういう意味では派遣先に働いている場所のところに適用されるというのが非常に当然で、よかったですと思っています。

○参考人（紀陸孝君） 雇用契約の場所と実際に労働する場所と離れている場合がある、そうした場合にはどちらを基準に物を考えるかというところだと思っておりますが、非常に当然で当たり前のことではないでしょうか。もう、まあ極端な話で今東京と北海道とかというような話がありましたけれども、例えば逆に違ったような場合ですね、いろんな場面場面で実は答えが違ってくる場合もあり得るかどうかというふうに存じますが、就労の現場にいる期間の方が派遣の方も多いというふうな観点から、さ

つき申し上げた、働くその対価が賃金ですから、そこで得られるものだというふうな理解でそういう法の組立てになったというふうな思っております。私も、私もやむを得ない措置かなというふうな結果的には理解をいたしております。

○参考人（荒木尚志君） 今、紀陸参考人がおっしゃったと同様な感じでありまして、これはいずれに整理するかということだろうと思っております。

原則からいたしますと、派遣労働者というのは派遣事業者が雇用されているものですので、そこを重視するの、それと就労の実態、労働関係をどこで展開しているかを重視するの、かというので、今回は実際に労働関係を展開しているその現場における最低賃金を適用しようという整理をしたということでありまして、これは一つの整理の在り方として考えられるところだということを考えております。

○渡辺孝男君 同じ質問で、生熊参考人、伊藤参考人の方はどういうようにお考えでいらつしやいますか。

○参考人（生熊茂実君） 今現実起こっている事態というのは、例えば北海道や青森や秋田などの地場賃金は六百五十円ぐらいという非常に最低賃金に近いものなんです。それが、そういうものでは生活ができませんからということに逆に都市部へ来てというふうなものも圧倒的に多くなっているわけですね。

そういう面をいいますと、今のそういう現実的なものを見ましても、やはり実際上就労先での最低賃金が適用されるというのが望ましいのではないかとこのように思っております。

○参考人（伊藤みどり君） 派遣労働者の場合、当然その就労先に適用されるべきだと思っておりますけれども、そもそも派遣業というのが高度の専門性に基づく職種に限られていたものが、製造業が解禁されて、そのことによつてどんどん賃金が引き下げられてきたという現状があります。そして、今朝のテレビでも、沖縄の失業率が高

いので愛知に派遣労働者として誇大広告にだまされて夫婦二組が来たところ、広告とは全く違う実際の賃金で、生活ができなくなって、沖縄にも戻ることができない、戻ったとしても失業率が高くて生活できないという実態が今朝テレビで放映されているのを見たんですけれども、そういった派遣労働という働き方そのものが私は最賃以前の、雇用主と働いている現場が違うというこの矛盾が広がっている現実です。よくメスを入れなければいけないのではないかとこのように、ちよつと最賃の問題からそれま

○渡辺孝男君 次に、最低賃金の減額の特例に關してちよつと質問をさせていただきたいと思っております。現在の法の八条を改正法案では七条として減額の特例を設けたわけでありまして、この点に關してどのようにお考えなのか、障害者の雇用という観点でどのようにお考えなのか、長谷川参考人、紀陸参考人、荒木参考人にお伺いをしたいと思います。

○参考人（長谷川裕子君） 障害者の方々が、最近、福祉から就労へということの中で働いている風景が非常によく見られてきたと思っております。

障害者の方々は、やはり自分たちも一人の人間として働いて生活していきたいという意欲も非常に高まっております。そういう意味では、障害者の方々にも最賃をちゃんと適用させていくということが重要なのではないかと思っております。それから障害者の方たちもそのようにしてほしいという要望もありますので、私は、早く障害者の方々についてもきちつと適用させていくことが重要ではないかとこのように考えております。

○参考人（紀陸孝君） 基本的には長谷川さんと同じ意見でございますが、特に減額の措置、内容でございますが、これにつきましてもこれはから論議をされる。特にその場合に障害者の方々のいろいろな御意見を聴く、あるいは実態をきちつと把握する、そうした上でどういよう

な減額率にしたらいいか、今後審議が行われるかと存じますので、そちらの審議の内容に期待をいたしたいというふうな考えております。

○参考人（荒木尚志君） 最低賃金の決定に当たっては、その該当者がきちつとした就労機会を得られるかどうか、そういうマーケットの中の就労機会というものと整合性を取りながら考えなければいけない問題があるというふうな考えております。

障害者につきましては、これまで就労支援という形で雇用政策としてやってきておりましたけれども、世界の趨勢は障害者を差別を禁止するという方向で議論が展開してきているところでもあります。したがって、最低賃金についてもそのような観点からの見直しという方向を考えると、これが今後は一つの課題になってくるのではないかとこのように考えております。

○渡辺孝男君 ここで減額率というようにお考えを伺いたすわけですが、もし法案が通ればですね、こういう、どのように障害者の皆さんの働く能力を評価して、万一の場合、特殊な場合は特例として減額率を考えるということになります。この点はどういうふうに障害者の方々に働かされたかという、賃金も適切な賃金をいたすようにする場合の配慮を考へて、どういよう減額率というものを考へていったらいいの、もし御意見があれば、長谷川参考人あるいは荒木参考人にお伺いをしたいと思っております。

○参考人（長谷川裕子君） 具体的に持ち合わせておられませんけれども、ただ、今厚生労働省の審議会が障害者分科会で障害者の雇用促進についての意見交換が行われています。

やはり障害者の方々は働きたいという、非常に意思が強い。働きたいということ、その働いたことに対する正当な評価としての賃金ということに対しても恐らくきちつちりと支払ってほしいという、そういう要望は強いんだと思っております。そういうところで減額率を考へ、どういよう減額の仕方がいいかというの、もう少

○福島みずほ君 生熊参考人にお聞きをいたします。

今回、最低賃金法案の修正案に関して、産業別最低賃金に係る違反については罰則の対象から除外をしているわけですが、失礼、もっと正確に言い直します。今回の最低賃金法案は、産業別最低賃金に係る違反について罰則の対象であることを除外しているわけですが、これについて問題があると考えますが、いかがでしょうか。

○参考人（生熊茂実君） 最低賃金が法律で決まるというのは、言ってみれば賃金を強制力を持つている法律でこれしかないわけですね。それが、産業別最賃だろが地域別最賃だろが、それを違反した者に対して罰則を行わないということは、それは強制力のある最低賃金法とは言えなくなる。そういう面で私は、除外するというのは間違いではないかというふうに思っています。

○福島みずほ君 私はあと一分しか、三十五分までなので、では伊藤参考人に一分間だけ、現状のワーキングプアや女性の現状について一言お願いします。

○参考人（伊藤みどり君） 最近、貧困の問題が言われていますけど、貧困の質がもうかつてとは全然変わってきた。例えば、パートタイムの人たちは、以前だったら賃金が安くても労働時間が短いということがあったと思うんですけども、今賃金が安い上に責任が重い、残業もある、有休も取れない、配転もある、責任を持たされる、そして、貧しくて生活できない、労働時間も長い、本当に働いても働いても生活できないという。だから、貧困の質が全く変わってきたと、そういうことをもっと強く皆さんに認識してもらいたいというふうに思います。

○福島みずほ君 終わります。ありがとうございました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

最初に長谷川参考人に最低賃金法についてお伺いをしたいんですけども、先ほど千円以上という話もありましたが、連合の当初の要求ということに比べると、やや不十分さが残る法案になっているのではないかと思っています。更なる改善を求めるとすればどのような点なのか、お話しください。

○参考人（長谷川裕子君） 最賃のこの法律ができますと、その後恐らく規則を作る審議会が開催されて規則制定されて、その後、中賃で中賃の後、部会で、目安というのが大体そういうふうなことになるかと思うんですけども、やはりそのときにこの法律の趣旨です。

今回の法改正がされたわけでありまして、この九条の改正の趣旨がきちりとして、審議会の中に生かされて、公労使でこれに沿ったようなものがつくられていくこと、地方の中で、地方の三者構成の中で地域最賃が決められていくと思えますけれども、その中できちりとして、私は何回も言いますが、この法の趣旨が生かされるのが重要だということに思っています。そして、元々最賃というのは非常に小さい金額から徐々に積み上げてきたわけですから、本当にこの最低賃金法がセーフティネットになっていくわけですから、本当に地域、先ほど秋田の話も出ましたけれども、地域の中でこの最低賃金が労働者の賃金を考えると、このセーフティネットになっているかどうかがどうかという視点で、きちりとして労働者の生活という、健康で文化的な生活をするときのセーフティネットになっているのかどうかということを見野に入れたら、審議会をきちりやって金額を決めていくことが重要なのではないか。

私は、この、やとと十万台になったわけですね。一日八時間働いて、二十日働いてやとと十万台で十二か月というものは百二十万ですよ。そうしたら二百万以下の話なわけですよ。だから、もつとそういう意味では最賃がもう少しやとと張り上げていくことは、私は我が

国の労働者が健康で文化的な生活を進めていくときのセーフティネットの機能として果たすためには、もつと上がるということが重要なのではないかと今思っています。

○小池晃君 ありがとうございます。生熊参考人にお伺いしたいんですが、全労連も最低賃金せめて時給千円というスローガンを掲げて、労働団体を越えた共通の要求になっているかと思うんですが、先ほどから中小企業の経営を圧迫するという議論があるので、この点についての見解をお願いします。

〔委員長退席、理事家西悟君着席〕

○参考人（生熊茂実君） 共通認識として言えるのは、大企業はかなり今大きな利益を上げている。しかし、中小企業の経営状況は厳しいということだろうと思うんですが、なぜそういうふうな状況にあるのかということがやとと一審問題だろうと思うんです。

私、先ほどの意見の陳述のときにも申し上げましたように、残念ながら日本の場合、大企業と中小企業の力関係というのは物すごく違っています。ある社長さんに私聞きました。材料費込みで一〇%下げると言われた。私はその仕事を断つたけれども、一晩寝られなかったと言っていました。二日、三日たつて、もう一回、あれ、じゃやととくれないかと言われて本当にほっとしたと、こういう実態があると思うんです。とするならば、先ほども申し上げたんですが、下請代金法では、いわゆる一方的な値決めは違法とされています。しかし、もう一つは下請振興基準、これには強制力はないわけですが、下請中小企業の適正な利益やあるいは労働者の労働時間短縮と労働条件の向上ができるように決める努力を求めています。この下請振興法の振興基準を具体的に強制力のある法律にしていけば、非常に日本の中小企業の経営実態は改善されていき、多くのところでこういう支払能力が問題にならないようなことが起こるのではないだろうかというふうに思っています。

○小池晃君 労働契約法についてはいろいろな問題点があると思うんですが、やととばり格差と貧困、格差社会急激に広がっているというときに労働条件を一方的に変更できるような仕組みを立法化するということが、何でこんなことをやらなきゃいけないのかという、根本的に疑問に思っています。そのことを申し上げたいと思います。

それから、最賃の問題、ちよとと一点追加して生熊参考人にお伺いしたいんですが、全労連の方では最賃の決定の手続の問題について、労働者委員の問題で、労働団体から広く公募して民主的手続によって毎年改選されるようにという要請も出していらつしやいますけれども、この問題での実態と改善すべき点、あつたら教えてください。

○参考人（生熊茂実君） 私たち全労連には、商業サービス関係とか中小零細企業の労働組合がかなり多いところがあります。そういう面で見ると、本当にやととばり最低賃金を必要としている、あるいは最低賃金の改善を本当に望んでいる、そういう仲間たちの声を何とか代表したいということ、私たちは最低賃金の審議会に私たち全労連の組合員の任命を求めているわけですが、いまだに一人として任命されておられません。

私は、そういう面で見ると、やはり本当に多くの労働者の実態を反映する、そしてその声を聞きながらこれを改善させていく、そういう行政の流れの中ではそういう公正な任命ということが必要なんではないか、このように考えています。

○小池晃君 ありがとうございます。

○石井みどり君

まず最初に、最低賃金法の改正案についての御質問をさせていただきます。

最低賃金は、労働者の方々のセーフティネット、本当に安い価格で働く、そこに對するセーフティネットであって、労働条件の極めて重要な要素であるというふうに認識をしております。そして、賃金の最低水準についても、国が法的な強制力を持って支払者のその支払を罰則をもって義務付けるものであるというふうに思います。

その最低賃金制度について、約四十年ぶりの抜本的な見直しとして、生活保護との整合性について配慮する旨の規定が加えられました。そしてまた、罰則も強化するなどの改正を今般の法案については行うことができて、より働く方々を守るという観点からは一定の評価ができるのではないかとこのように思っております。

そこで、最低賃金法改正案の重要なポイントに絞って伺いたいと存じます。

最低賃金は、さつき申し上げたように、働く人を守るためのものですから、その水準は高い、これにこしたことはないというふうにも思いますが、しかしながら、最低賃金はそれを下回る賃金を払った場合には罰則も科せられるわけですから、やはりその水準決定というのは経済情勢に応じて適切に、そして慎重に行われる必要もあるかと思っております。

我が国では、最低賃金の水準については、労使が対等の立場で審議会に参画して、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の資金支払能力という三つの決定基準を基に十分な議論が行われて決定されているというふうに認識をしております。今般の改正法案においても、このうちの労働者の生計費については生活保護との整合性について配慮する旨の規定が追加されておりますが、このことに関して、労働者の生計費を

考慮することは大変重要だと思っております。ただ、やはり適切な最低賃金の水準を決定するためには、労働者の賃金や地域の経済情勢に見合った資金支払能力についても考慮が払われる必要があるのではないかと思っております。

このことに関して、最低賃金の三つの決定基準についてはひとしく勘案すべきだと思っておりますが、政府の御見解を伺いたいと存じます。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金の妥当な水準というものを決定するためには、お話をいたしましたように、労働者の生計費に加えまして、最低限度の賃金を保障するという制度の趣旨から、労働者の賃金水準や企業の資金支払能力を総合的に考慮する必要があります。このように思っております。

今般の最低賃金法改正案におきましては、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の資金支払能力を考慮して定められるものとしていただいております。この具体的な水準については、地方最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた調査審議を経て決定されるものでございますが、これらの三つの要素につきましては軽重があるものでなく、いずれも地域別最低賃金の決定に当たって考慮されるべき要素であるというふうに考えております。

○石井みどり君 今の御答弁にありましたように、都道府県別に地域別最低賃金というものが決定されているわけですが、場合によっては生活保護の水準を下回るケースもあるというふうに聞いております。これは全く働く方々の生活も成り立たない、そして就労意欲もそがれるという結果につながるのではないかとこのように思っております。今般の法案で、第九条第三項において、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護との整合性について配慮する旨の

規定が設けられているわけですが、この地域別最低賃金の水準の決定については今御答弁あった三つの決定基準に基づいて行われるわけですが、この第九条第三項の規定については、地域別最低賃金の水準は生活保護の水準を下回らないという趣旨であるというふうに理解しますが、そういう認識でよろしいわけですね。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金は最低限度の生活を保障するものであります。モラルハザードの観点からも、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるということでありまして、今般の改正におきましては、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つであります。この生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということを明確にいたしているわけでありまして。

お話ありました生活保護との関係でありますけれども、地方最低賃金審議会における調査審議に当たりまして、考慮すべき三つの要素のうち一つでありまして、この生計費については、最低賃金法については、生活保護に係る施策との整合性に配慮するという書きぶりとしたしておるわけでありまして、これは御指摘ありましたように、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮するという趣旨でございます。

○石井みどり君 最低賃金制度の見直しの中でよく諸外国との比較が行われますが、先般の委員会でも、アメリカの連邦最低賃金のことと言及をされたと思いますが、このアメリカの連邦最低賃金も引上げが行われたところでありまして、これをすべて日本の最低賃金と比較をするというよりは少し無理があるのかというふうにも思っております。

例えば、アメリカの連邦最低賃金というのは、日本と違って売上げが年商五十万ドル未満の事業所には適用されない。しかし

ながら、日本では一人の労働者でも雇用していれば最低賃金以上の賃金の支払が義務付けられているわけでありまして、やはり単純な比較はできないかというふうに思いますが、しかしながら、働く人を守るという観点においてはやはり我が国の最低賃金の引上げを行っていくべきだということに思っています。

その引上げの手法については、例えば千円というような金額も出ていたかというふうに思いますが、いきなり大幅に上げるといふようなことではなく、やはり地域の実情、また日本の中小企業の事業主の事業経営、ここで働く方が大変多いわけですので、その働く方々の雇用を守るというそういう観点から、中小企業の企業経営の環境といたしまして、これもやはり大事にしながら、これに併せて最低賃金引上げを行っていくということが現実的ではないかというふうにも思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金はすべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすということでありまして、今般この役割を地域別の最低賃金が担うというふうに整理をいたしまして、各地域ごとに決定することを義務付けるなど必要な機能強化を図っております。

この具体的な水準については、地方の最低賃金審議会における地域の実情を踏まえた審議を経て決定されるものでございまして、今回法案も成立した際には、審議会においてこの法改正の趣旨に沿った審議が行われまして、その結果に沿って現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるということになるというふうに思っております。

今年の二月に取りまとめられました成長力底上げ戦略では、成長力底上げ戦略推進

円卓会議におきまして、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえて最低賃金の中長期的な引上げに關して、産業政策と雇用政策の一体的運用を図るといふようにされております。

生産性の向上は、最低賃金の決定に当たつての考慮要素である通常の事業の賃金支払能力の向上でありまして、あるいは労働者の賃金の上昇につながるものであります。中長期的にはこうした取組の成果としての生産性の向上に見合った最低賃金の引上げがなされるものと期待をいたしております。

○石井みどり君 今の成長力底上げ戦略についてのことですが、最低賃金を引き上げるためには、やはり先ほども申し上げた経営環境の整備という観点からも中小企業対策が非常に重要になってくると思ひます。

先般の委員会でも、この中小企業の生産性の向上とともに最低賃金の引上げを図る今御説明があった成長力底上げ戦略についての御議論があつたかというふうな記憶しておりましたが、この中小企業の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針というところに関しまして、中央及び地方での成長力戦略にかかわる円卓会議でどのような意見が出たのか、そのことについての御紹介をいただければと思ひます。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘の成長力底上げ戦略の円卓会議でございますが、この場では中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げもテーマになつてございまして、政労使間で議論が行われている状況でございます。その中には、例えばこれは労働側でございますが、最低賃金に關しましては労働者の生計費に即した水準とすべきではないか、生活保護水準との逆転現象を解消すべきではないかとい

つた意見が出されております一方で、特に経営者サイドの方からは、最低賃金の引上げに当たりましては中小企業の生産性の向上、これを先行又は同時に進めるべきではないかと、こういう意見が出されているところでございます。

また、各都道府県で開催されております地方円卓会議、これはこれまで一回若しくは二回開催されてございますが、そこにおいてもほぼ同様の御意見がございまして、各地域の実情でございますが、それに加えまして、例えば若年者の雇用の促進でありますとか地域における雇用拡大、経済の活性化、こういったものが必要であると、こういう御意見が出されているところでございます。

○石井みどり君 たいま御紹介いただいた意見というのは、それぞれの地域や職場に根差した貴重な御意見であろうかというふうに思ひますが、この御意見を基本方針の取りまとめに適切に反映させるべきだというふうな思ひしておりますが、基本方針への具体的な内容についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

御指摘のとおり、今回の円卓会議では中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針を政労使でまとめたいと、こういう合意形成がなされている次第でございます。

具体的内容に關しましては、御指摘のとおり、いろんな様々な地域における意見等も踏まえまして今後更に労使間を始め関係者の間で検討させていただいて、年内を目途に取りまとめたいと思ひます。このように考えている次第でございます。

○石井みどり君 是非実りある合意というのを取りまとめたいと、よくお願いをしたいと思ひます。

今お話のするあつた成長力底上げ戦略に掲げられた施策、この実効性について伺いたいと思ひます。

よく言われる縦割行政というのではなく、省庁の枠を超えた政策パッケージを取りまとめたいというのは大変な御苦労があるかと思ひますが、一番問題は、どんなに政策を打ち出しても、政策を作つただけ、やりつ放しということでは実効性というところでは大いに疑問があるかと思ひます。やはりきちんと、どれだけその政策が効果があつたのかという事後の評価ということも行われて、そして効果がなかつたもの、あつたものをきちんと検証して、そして貴重な税金を効果があるところと使つていただきたいというふうな思ひますが、この成長力底上げ戦略においては、やはり中小企業の生産性向上ということが非常に雇用を守る、最低賃金に關しても大変重要なわけでありまして、この成長力底上げ戦略に盛り込まれた各種の中小企業対策の成果あるいは中小企業の生産性向上というものをどのように測定して評価していくかという、どういった手法をお使いになつておられるのかをまず伺いたいと思ひます。

そして、これはやはり二月にこの戦略は策定されたというふうな認識しておりますが、中小企業庁の方にお聞きしたいのは、さつき申し上げた、単に戦略を策定してそれで満足して終わりのというのではやはり困る、しっかりと成果を上げていただきたい、やはり地方の中小企業、これ頑張つていただかなきゃいけないためにも、数値目標を掲げて取り組んでいただきたい、その施策を示して、その後やはり達成状況をきちんと評価をしていただきたいというふうな思ひますが、その辺りのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人（山崎史郎君） お答えいたします。

まず御指摘の点でございますが、生産性という面では、最終的には労働生産性というものが一つの指標になるかと考えている次第でございます。

具体的には、これは付加価値総額を総労働時間で除したものでございまして、労働者一人当たり一時間当たりの付加価値額の伸び率、これが基本的にはこの生産性を示すものというふうな考えている次第でございます。

ただ、この数値自体は非常にマクロ的な数値でございます。正に御指摘の政策面での評価という点でございます。まさしくこういう生産性を上げていく政策、各政策ごとに当然それぞれの評価が必要となつてまいります。例えば、IT化の推進でありますとか新規事業の創出といった、まさしく付加価値を高め更に省力化を進めていくと、こういう各政策ごとの正に目標を設定し、それを評価していただく形で、私ども内閣府と関係省庁連携しまして、これについて政策的なフォローを行つていくという体制でいる次第でございます。

○政府参考人（長尾尚人君） 経済産業省といましては、本年二月の成長力底上げ戦略を踏まえまして、今年十二月に、中小企業の生産性向上に向けた取組を加速する道筋を示します。中小企業生産性向上プロジェクトを取りまとめまして、公表をいたしたところでございます。委員御指摘のとおり、単に戦略を策定するだけじゃなくしっかりとした成果を上げると、そういったような観点から、本プロジェクトにおきましては、可能な限り数値目標を掲げて取り組むべき施策を示しまして、平成二十一年度までの三年間集中的に施策を講じていくというふうな考えているところでございます。

例えば、平成二十一年度までに小規模企業の約一割に相当いたします三十万社にITを活用した財務会計の普及、整備を図るといったこととか、中小企業地域資源活用プログラムによりまして五年間で千件の新しい事業の創出を図っていく、そういった支援策を実施してまいります。

融、税制等の政策資源を有効活用いたしまして、総合的に施策を実施し、中小企業の約二割に相当します合計八十万社の中小企業において、生産性向上に向けた前向きな取組が創出されることを目指してやっていきたいと思っております。また、事後的にその実施状況に關しますフォローアップもしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 今伺ったところ、成長力底上げ戦略というのは、やっぱり非常に、最低賃金の引上げとともに中小企業の生産性向上を同時に進めたいということなので、政策として非常に重要だということに思っておりますが、何事もやはり実行力を伴ってやっていただくということが重要であろうかと思っております。今後とも中小企業対策の推進を切にお願いをしたいと思っております。

それでは、最低賃金に關しまして、改正案におきましては、この法違反に關して労働者からの申告権を保護する規定を新たに設けるということなど、働く人を守るための手当てがなされていくと思っております。

しかし、さきも申し上げたように、政策あるいは法律というものは、せつかく作ってもそのことがやはり生きていかなければ何の役にも立たないというふうに思っています。最低賃金を引き上げても、そのことを働く人が、その地域で幾らが最低賃金なのか、今もらっている自分の賃金が違反しているかということも知らなければこの規定を設けても全く意味がないということになります。この最低賃金時給幾らというふうなことを、よく労働基準監督署辺り、あるいはハローワークに行くといろんなリーフレットが並んでいます。そういうところでもきちんとして、何々県では幾らが最低賃金だということに明示してあるようなリーフレットを見掛けますが、ただリーフレットを作っただけだということでは、これはやはりそこに行つた人しか知らないということにならうかと思っております。やはり、このことを働く方々にきちんとしていただく、そのこ

とも大変重要だということに思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金制度は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットでありますので、最低賃金の履行確保が大切であるというふうに思っております。

そういう観点からも、委員御指摘になりましたように、その周知広報というものは大変重要であるというふうに考えております。このため、従来からポスターの掲示のほか、あるいはリーフレットの配布、あるいはホームページの掲載などによりまして、最低賃金額の周知を行ってまいりました。地方公共団体に対する広報誌の掲載依頼なども行っていました。様々な周知広報活動を行ってまいりました。

今後とも、労働者あるいは使用者団体それから民間団体など、広く国民に対しまして、インターネットや広報媒体なども活用しまして、御指摘のとおり、現在適用されている最低賃金額が分かるように周知徹底を図ることについて、広報を実施してまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 是非、今の時代ですから、様々な媒体を使って周知をしていただければと思います。

さて、最低賃金からする最後の質問をさせていただきますが、今後もやはり、この最低賃金というものはやはり引き上げていって、働く人が本心に元気で働いてくれる、そのことを守つていかななくてはいけないと思っております。この最低賃金引上げに向けた今後の取組とか、そういった厚労省の御見解を伺えればというふうに思っています。

○政府参考人（青木豊君） 今般の改正法案におきましては、最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準に於いて生活保護との整合性も考慮して決定するということを明確に

したわけでございます。

具体的な水準については、これは地方最低賃金審議会において審議を経て決定されるというものであります。今回の法案が成立した際には、法改正の趣旨に沿った審議が審議会に於いてなされて、その結果に於いて現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講ぜられるというふうなことを思っております。

また、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきまして、中長期的な引上げ方針について政策使の合意形成を図りまして、最低賃金の引上げに取り組みをまいりたいというふうに思っております。

○島尻安伊子君

さて次に、最低賃金法改正法案に関連してお聞きをしたいと思います。

今年八月十日に取りまとめられました中央最低賃金審議会の答申において、平成十九年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安というところで、沖縄県を含むドラックというものについては、時給六円から七円の引上げが示されました。沖縄県では結果として八円の引上げ、全国加重平均では時給十四円の引上げがなされたところでございます。昨年の最低賃金改定というものをみてみましたけれども、済みません、地元沖縄というところで申し訳ございませんが、沖縄県は時給二円の引上げだったと、それで全国加重平均は時給五円の引上げというところでございましたので、今年は例年にならぬ引上げだったのかなということが感じられました。

さて、先日の審議でも、最低賃金の決定をしていくのは地域の審議会であるという議論でございましたが、今年、全国加重平均で十四円の引上げとなった地域別最低賃金の改定について、まず政府の御見解をいただきたいと思っております。

○政府参考人(青木豊君) 今委員が御指摘になりましたように、平成十九年度の地域別最低賃金は加重平均で十四円の引上げというところで中央最低賃金審議会が日安が答申をされました。その後、各地方の最低賃金審議会がこれを参考にしつつ地域の実情を踏まえた審議が行われて具体的な金額というものが決定され、御紹介があったようなおりの結果となっております。

今年の地域別最低賃金額の改定につきましては、中央最低賃金審議会に對しまして、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した調査審議をお願いいたしました。審議会におきましては、従来の考え方の方の単なる延長線上ではない議論が行われまして、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として、地域別最低賃金と実際の賃金

分布との関係にも配慮して、様々な要素を総合的に勘案した結果といたしまして、これまでと比べればかなり大幅な引上げとなる目安を取りまとめられたものと認識しております。

地方の最低賃金審議会におきましても、このように目安を十分に参考として審議が行われたというふうに認識をいたしております。

○島尻安伊子君(二)で、ある有名自動車メーカーの今年の春闘はベースアップが千円というよう報道がありました。ちなみに沖縄県の今年の引上げ額は時給八円というところでございますので、これを単純に月二百時間働くと仮定して計算をいたしますと、ベースアップに相当する個々の企業で労使が話し合って決めるものでありますので単純な比較は適当ではないかと思っております。この計算を見たときに、今年の引上げは沖縄の地方最低賃金審議会が様々な要因を考慮しての決断といたしますか、決定だったんだらうなというふうに思っております。

この点、総合的に見せていただきますと、今後ますます地方の最低賃金審議会の役割が重くなっていくだろうというふうに思われるところでございます。ここで政府が、この地方最低賃金審議会の重要度といたしますか、どれだけ重要に考えているかということをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地方の最低賃金審議会におきましては、中央の最低賃金審議会の目安を参考としながら、その各地域の実情を十分踏まえて、審議を経て具体的な水準の額を決定するということがなされているわけであります。

様々な議論、状況がございます中で、そういった今回の法改正の趣旨にも沿った適切な引上げ等の措置がなされる、そのためには、お触れになりましたような地方最低賃金審議会の役割というのはいよいよ一層重要になってくるというふうに思っております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

改正法案第九条二項にあります地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力を考慮して定めなければならないというふうに規定されております。その地域の事情それから雇用状況を十分に考慮して結論を出していただくというふうに思っています。

沖縄県におきましては依然雇用状況というのが厳しい中にあるものでございますから、どうぞ労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払能力ということをお聞きしたいと思っております。

地域の雇用情勢というところでちよつと関連してお聞きをしたいと思います。今年八月に地域雇用開発促進法というの見直されておりますけれども、この進捗状況についてお聞きをいただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 前の国会で成立させていただきました地域雇用開発促進法でございますが、八月から施行されております。

各地域で、雇用開発促進地域あるいは自発雇用創出地域というものは、それぞれ各県なりあるいは市町村なりが計画を作りまして、それに基づきまして国の方で同意をすること、こういう仕組みになっております。それぞれ各地域、特に雇用の厳しい地域におきましては既に計画が作られていて国の方が同意をして、そのそれぞれの計画に基づきまして様々な支援を実施しているというのが現在の状況でございます。

○島尻安伊子君 先ほども最低賃金のところで触れたドラックといいますが雇用情勢が特に悪い地域というところについては、やはりこの地域雇用開発促進法というのが本場に頼みかなというふうにも思っております。

その中で、ちよつと地元沖縄に限って大変恐縮でございますけれども、この新パッケージ事業というふうに聞いておりますけれども、ちよつとこの具体的な案についての御説明をいただけます

でしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 今御指摘の新パッケージ事業でございますが、自発雇用創出地域という地域を指定いたします。そこで市町村とかあるいは地域の経済団体等が共同して事業を行うと、これに国といたしまして事業を委託するという形で地域における自発的な雇用創出を進めていくと、こういう仕組みでございます。

沖縄におきましては、今回の新しい法律に基づくものとそれから従来から似たような事業をやってきた部分の引き継ぎでやっている部分と両方あるわけでございますが、本年度におきましては、八つの地域におきまして具体的にこの事業を進めていくという状況でございます。

例えば、那覇市におきましては「那覇から拡がる「新沖縄県産業」雇用拡大事業」というようなことで取り組んでおられますし、例えば名護市の活性化と雇用創出事業」というようなことで、これは昨年度からでございますが、事業に取り組んでいるというふうなことであります。

八つの市あるいは村におきまして、それぞれ地域のいろんな観光資源でありますとか地場産品等を活用しながら雇用の創出に向けた努力をされていると、こういう状況でございます。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。

この地域雇用開発促進法でございますけれども、改正後、雇用情勢が特に悪い地域とそれから雇用創出に向けた意欲が高い地域というふうに分けるんですけれども、この二つの、このように分けるのか、その垣根といえますか、どこにあるのか、ちよつと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 雇用開発促進地域の方は、基本的にその有効求人倍率を見ましてその低い地域を対象にするということにいたしております。支援の中身も、当該地域におきまして新たに事業場を設置あるいは整備をする事業主に対する支援を行うと、こういうことで考えていると、このように思っています。

一方で、自発雇用創造地域の方でございすが、これは個々の事業主ではございせん、地域が協力して自発的に様々な工夫をしていくと、こういうことではございせん、有効求人倍率の基準としましては雇用開発促進事業より少し高めのところまで入れるということにしよう、各地域の自主性がございせん、市町村等が経済団体等と協力してそれぞれの地域のいろいろな地場産品とか観光資源を活用してそういう努力をするという部分を含めまして指定基準にしているというところが違います。したがって、その支援の内容も、その地域の中で何か事業主がやるということではなくて、その市町村とか経済団体が協力しながら雇用創造に向けて行う事業を支援すると、こういう形を取っているというところでございせん。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。
ここにちよつと資料を見せていただいています、地域雇用創造推進事業の概要というのがあるんですが、その事業内容の中に人材育成メニューというものがございせん。やはりその雇用を考えるとやはりこの人材育成というのは大変に重要なところでございまして、ここに書いてあるこの人材育成メニューというものをもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 地域で産業が振興されていくというためには、その地域で人が、求職者が多いというだけではなかなかその事業が進んでいかないわけでありまして、それぞれの地方がその地域で必要とされる、その地域で興そうとしている産業に必要とされる人材としてやっていけるようにしていくということがないと、結局地域としての産業は起きていかないと、こういうことではございせん。

したがって、例えば観光産業を興していくといった場合には、例えば地域の観光資源についての例えばガイドができる人材が必要だということであればそういう観光ガイドができる人材を育成していくとか、それぞれ地域地域で必要とする人材は違いますので、全国的なメニュー

での職業能力開発メニューとは少し違いますが、その個々の地域で観光産業なら観光産業、地場産品なら地場産品、それをどうやって生かしていくかということ、それぞれの地域の状況に応じた人材育成が必要だろうと。

したがって、この雇用創造推進事業の中の一つの重要なメニューとしまして、地域地域の必要な人材を育てるいろんな研修でありますとか講習、あるいは地域内では難しい場合にはほかの地域に派遣してそこでいろんな知識、技能を学んでいくと、そういったような柔軟性を持っているような地域が必要とする人材育成ができるようなメニューにしておりますので、あとは地域のそれぞれの工夫によりましてこういったものを生かして必要とする人材を育成していただければ非常によいのではないかと、こういうふうに考えているというところでございせん。

○島尻安伊子君 何度も触れますが、やっぱり特に沖縄においての人材育成というのが今後その雇用の促進という観点からも大事になっていくというふうに思いますので、まあ重ね重ねでございせんけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

このようにも、その一方で、ちよつと離れませけれども、例えば地域のその雇用情勢のちよつとグラフを見せていただいたことがあるんですけども、群馬県ですが、横ばいだったのがぐんと上がったグラフを見せていただいたことがございまして、これはなぜなのかと質問したら、大型の電気店が進出してそこで雇用数が増えたという説明を受けたんですけども、もちろん沖縄にもこの大型店は進出しているんですが、内容は、人材があるなしにちよつと離れるんですけれども、地元からの採用が少ないんですね。

このお店に行ってみますと、名札を置いていて沖縄の人というのがすぐに名字で分かるものですが、ぱつと名札を見たときに本土から分かりますか、地元採用でないというのが明らかに分かるわけで、その数がとても多いんですね。なので、地元としてもその人材育成というのはこれ

から課題になっていくだろうというふうに思うんですが、一方で、是非その雇用状況を改善するためにこういった大型店進出のときには地元からの採用をお願いしたいということをもた働き掛けをお願いしたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 群馬県の例をお挙げになりましたけれども、群馬県の場合、若干特殊要因でございまして、御指摘の全国規模の量販店の本社があるんですが、この会社につきましては、各地域地域のお店の人員を含めて全部本社で一括して求人票を出されているということでありまして、したがって、現実には、群馬県内での求人ではないものもいったん群馬県の求人として上がっているがために群馬県の求人数が上がっていると。

しかしながら、御承知のようにハローワークは全国ネットワークでございせんので、求人受付場所でも求人数が上がるのとは別に、各地域地域、当該量販店も別に群馬県内で募集しているわけではない、各店舗店舗で募集されておりますので、これはハローワークの全国機能の中でちよつと各地域に振り分けまして、その地域のハローワークがそのお店が必要とする人材を求職者の中から紹介すると、こういうことにはしております。

しかし、おっしゃるように、沖縄の場合、一つには、地元に着いた方を含めて相当多くの求職者がいる中で、その方々がなかなか沖縄に進出した産業に就職できないという御指摘の問題も一方であるのは事実でございせん。その辺につきましては、やはり能力開発等も進めながら、沖縄県で住んでいる方の就職に結び付くような形、これは、それはそれで努力していきたいと、こういうふうに考えております。

○島尻安伊子君 ありがとうございます。
先ほど最低賃金のところで触れたように、やはりDランクに入っている、そういう自治体には是非、先ほどお話ししたような大型店舗が行くときにとか、大勢の雇用を必要とする

きには地元からまず雇用していただきたいという要望をここでお話をさせていたいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○津田弥太郎君

そこで、次に最賃法について御質問をさせていただきます。この最低賃金法の改正案が可決、成立した際には、最賃制度が適切に機能する中で、我が国のあらゆる労働者が健康で文化的な最低限の生活が営むことができるよう、これは当然強く求めるものであります。現時点で都道府県別の最低賃金が最も高い東京都七百三十九円、最も低い秋田県六百十八円、これを例に取ってみまして、最低賃金額で働く単身者の一か月の収入と費目ごとの支出を示した生活モデルがあるかどうか、政府委員、お答えください。

○政府参考人(青木豊君) 一か月の生活モデルというお話でございました。今お触れになりましたように、東京都七百三十九円が時間当たりの最賃額であります。これを仮に一日八時間で一か月二十二日働くとして機械的に試算しますと、十三万六千四百円ということになります。秋田県と同様に考えますと、六百十八円時間当たりでありますので、十万八千七百六十八円です。

お尋ねの単身世帯における一つの生活モデルとしましては、各都道府県人事委員会が算出した標準生計費が挙げられると思っておりますが、これによりますと、東京都におきましては、食料費が二万八千四百五十円、住居関係費が二万八千二百五十円、被服・履物費が六千九百九十円、それから保健医療、交通・通信、教育、娯楽関係費などの雑費Iと言われるものが三万五千二百円、それからその他の交際費等の雑費IIと言われるものが一万一千四百十円、合計しますと十万九千五百円でございます。それから、秋田市におきましては、同様に、食料費が二万六千二百六十三円、住居関係費が二万七千二百三十三円、被服・履物費が四千八百六十六円、雑費Iが二万六千四百四十五円、雑費IIが二万一千八百四十四円、合計して十万六千四百一十一円ということになっております。

○津田弥太郎君 大臣、今、青木局長の方から言いました。東京都の食料費二万八千円余、秋田県二万六千円というところは、一日当たり食費は千円切るわけですね、九百幾らですよ。それから、住居関係費というのは、東京が二万八千円で秋田が二万七千円で、千円しか違わないのね。これも常識ではちよと考えられないし、この住居関係費の中にはいわゆる水道光熱費あるいは電話代、これらも入ってくるわけ、まあ皆さん、どう考えても電気料、ガス、水道、電話、これだけで一万円以内に収められるなんということはありません。絶対超えちゃる。とすると、どう考えたって住居費というのは一万五、六千円という話なんです。家賃が、東京で。果たして今、東京都の全不動産屋に当たった場合に家賃一万五千円で貸してくれるところがあるんだ。私は、全部不動産屋当たってないけれども断言できる、一軒もない。これで健康で文化的な最低限度の生活かという話になるわけですよ。

だから、これは大変、やっぱり標準生計費という形で出てきているもの、特に住居費の部分については、これは実態と私は懸け離れていると思えない。大臣が政府委員の答弁を踏まえて可能であるというふうに答えざるを得ないのかもしれないけれども、やっぱり人間外添要素としては、これはやっぱりクエスチョンマークが付くよなという話になると思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(舛添要一君) これは各地域の最低賃金の審議会が決めて、実は今の秋田県、東京都の標準生計費のモデルも、これは実はその最低賃金の審議会の参考資料として供されたものである。したがって、このまま額面どおりの読み、秋田県が十万六千四百一十一円に対して最賃が十万八千七百六十八円ですから、それを超えているというふうな形になるんだらうと思えます。

ただ、委員が御指摘のような点も踏まえまして、この法案が法律としてきちんと成立した際には最低賃金を引き上げる方向で各地域の審議会にも努力をしていただく。それから、成長力底上げ戦略ということで、産業政策と雇用政策というのをきちんと調和してやろうということをおっしゃるから、この法案を武器にして少しでも短期的そしてかつ中長期的に最低賃金の引上げが実現できるように最大限の努力をしたいと思います。

○津田弥太郎君 ちよと大臣、口ごもっている。でも、こういう計算式というのは何らかのそれは根拠があつて出されている数字であるということはお分かりですか。ただ、これどう考えても、東京と秋田とでは最低賃金が百二十一円違うんですよ。東京の標準生計費が十万九千円、秋田の標準生計費が十万六千円、これどう考えてもおかしいですよ。おかしいですよ。東京はもっと高いのは当たり前ですよ。こんな金額で収まるわけがないんです。秋田だつて、ちよとちよとでもじゃないけれども、私、秋田県の人をたくさん知っていますけれども、こんな金額では現実にはこれはもうあり得ない。

だから、本当に健康で文化的な最低限度の生活を営むに足るということを考えるならば、やはりそもそもこの標準生計費そのものについての算出の在り方、常識が通用した数字が出るように是非検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 先ほどちよと申し上げましたように、標準生計費は、これは各都道府県的人事委員会が算出している数字でございます。これを参考にして、大臣からの御答弁もありませんように、各審議会でこれを参考にしながら議論をしていただくということでありまして、

今般お願いをしております最低賃金法の改正案におきましては、生活保護との整合性というところで、生活保護との関係を重視して十分議論していただくことにはいたしていただいております。そういう意味では、秋田を始め、

生活保護と逆転しているようなところがございますので、そういうことでありますので、そういうものも数値を参考にしながら底上げの方向で議論をしていただくというふうに思っております。

○津田弥太郎君 秋田県の隣は山形県ですから、岸副大臣、是非、山形県も秋田県の次に最低賃金低いですから、ちゃんと聞いてください。

青木さん、念のために確認したいと思うんですが、先ほどおっしゃった、東京都と秋田県の最低賃金で働く労働者というのを、生活モデルによつて、一か月百七十六時間掛ける秋田県は六百十八円ということ、数字をお示しになりました。これ、そういうことになると、この労働者は一年間では何時間働くんでしょう。

○政府参考人(青木豊君) 一日八時間の十二日稼働ということ、百七十六時間としておりますが、これは一月でありますので十二倍して、年間二千二百七十二時間となります。

○津田弥太郎君 そうですね、これはもう単なる掛け算の話です。つまり、十二倍をすれば二千二百七十二時間になる。一方で、青木労働基準局長の最も重要な担当法律である労働基準法、ここでは一部の特例を除いて週四十時間労働が定められているわけでありまして、上限一杯一年間働いた場合でも、年間の労働時間というのは、週四十時間をベースにして計算をすれば二千八百五十二時間になるわけでありまして、この二千八百五十二時間と先ほどおっしゃった二千二百七十二時間の間には二百七十七時間の差があるわけでありまして、

したがって、この最低賃金額を支給をされる労働者が、そもそも労働基準法を上回る労働時間を働くことが前提で計算をされるということ、これは問題があるのではないかと。二千二百七十二時間じゃなくて二千八百五十二時間で計算すれば、更に一時間当たりの単価は上がってくるわけでありまして、そういう計算をすべきではないかというふうに私は思うんですが、青

木さん、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） 確かに委員御指摘のように、そういう時間で計算をすれば単価は上がって行くという事は当然だと思えます。

私も、地域別の最低賃金額が時間額で定められているという中で、一方で生活保護の基準が月額で定められているという事で、この両者の比較に当たっては最低賃金を月額に換算して比較を行う必要があるという事で、先ほど来議論になっております。やはり方で計算をしておたわけでありませう。

具体的な生活保護との整合性については、委員御指摘のような考え方も含めまして、中央最低賃金審議会、それと地方の最低賃金審議会、十分議論をしていただいで具体的なものを決めていただきたいというふうに思っております。

○津田弥太郎君 私、長野県で最低賃金審議会の委員六年間やってきた人間ですから、あの議論の場を私、直接やっておりますからよく分かっているんです。議論になるんです、この時間の問題が。

これ、それぞれの都道府県の最低賃金審議会でこのことが議論になると、労働局の方から、いや、そうはいつでも中央でこのように定められておきますと、どうも言うんです。そうすると経営者の皆さんが、これにどうして、それ見たことかというふうになって、週四十時間あるのは今二千八十五時間という数字を使っても、これは決して間違っていないわけですから、間違っていないんです。

だから、より最低賃金を引き上げるといふ意味では、まずこの時間換算の部分で、これまでのやり方を変えていくという事がこの今回の法改正のもっと引き上げなければいけませんというふうなことがよく分かっていまして、ある面では一番機械的にやれるところでありまして、今おっしゃったように、中央最低賃金審議会並びにそれぞれの都道府県の審議会では是非ともその時間についても労使で話し合えるようにしていただきたいと思えますが、いかがですか。

○政府参考人（青木豊君） まずは中央最低賃金審議会に御審議をお願いし、具体的に当てはめ等、地方の最低賃金審議会でも十分御議論いただくようにしたいというふうに思っております。

○津田弥太郎君 今日、資料を配付をさせていただいております。これは、金融広報中央委員会が昭和二十八年から調査をしている、世帯ごとの貯蓄の有無についてであります。

この右側の貯蓄ゼロ世帯の推移を見ていただきたいわけですが、平成十三年に貯蓄ゼロ世帯は一六・七％と大幅に上昇し、さらに、平成十五年に二一・八％、急上昇し、高止まりをしているという事であります。もう御案内のように、この平成十三年というのは小泉内閣の発足をした年でありますし、平成十五年というのも小泉総理が自民党の総裁選で再選をされ、内閣改造を行ったところでありませう。この貯蓄ゼロ世帯は当然ながら家計収入の多寡と強い相関関係があり、直近の平成十八年の調査では、年収三百万円未満の世帯では実に三六・七％が貯蓄ゼロになっていくという事になります。

私は、社会全体が高福祉化していき、ゼーフティーネットの網目が狭まっていくという状況であるならば、貯蓄ゼロ世帯の深刻さももう少し違ったものになってくるかもしれないというふうなことを考へるわけです。しかし、三年前の年金改正、二年前の介護保険法改正、障害者自立支援法の制定、そして昨年の医療法改正、いずれもこれ財政上の観点から負担の引上げあるいは給付の切捨てという方向での制度改革が行われているわけでありませう。したがって、日本人は多少の蓄えがないと不安ではないという事で、貯金は割とする方だったんです。ところが、現実にはこの貯蓄ゼロ世帯がどのように増えてきているという、こういう状況になっているわけでありませう。

大臣は、この貯蓄ゼロ世帯の増加についてどういう認識をお持ちかということ、これが第一点それから、貯蓄ゼロ世帯の増加を始めとした格

差の拡大につながるあらゆる指標について注意深くウオッチをしていただいて、個々の制度だけではなくて、雇用あるいは社会福祉の各制度間の連携、さらには税制も含めた有機的な連携によって対策を行うべきだということに考えませうが、これが二点目、いかがですか。

○国務大臣（舛添要一君） 今委員が御示しいただきましたこの貯蓄ゼロ世帯のパーセンテージ、ここまで大きな数字かというふうな非常に私も深刻に受け止めております。

これが何の原因であるかというのはいくらも分析をしないといけないと思えますけれども、いわゆる格差の問題、これは今の日本が直面している大きな問題であって、きちんとこれには対応していかなければいけないと思えます。

それで、最低賃金法もその一つでしようけれども、やはり社会保障制度全体、これが最後のゼーフティーネットとなって国民の生活を守る。そして、これが正に政府の仕事であると。高度経済成長のときには企業がその役割を担ってきた。しかし、企業がもはやいような理由からそれが担えなくなった以上は、中央、地方を問わず、政府がきちんとやるべきである。そういう意味で、政府の仕事というのは、単に小さな政府、大きな政府というふうな単純な分け方ではなく、緻密な議論をもってゼーフティーネットの構築に当たりたい、こう思っております。

○津田弥太郎君 分かりました。最後の質問に入りたいというふうに思います。成長力底上げ戦略推進円卓会議、先ほどとも与党の方からも御質問がございました。いわゆる円卓会議の件でございます。これが本年三月に首相官邸の下に設置をされて、実は私の出身組織のJAMの会長もメンバーになっておられるわけでございます。ちょっとやりにくいんですけども、積極的な議論が行われているのだなという事で承知をいたしております。

ただし、この最低賃金制度については、中央最低賃金審議会における目安審議を経た上で地方最低賃金審議会が毎年額を改定するという枠組みが

従来から確立をされておりますし、この本法律案の施行後も引き続きそうした枠組みが堅持をされるという答弁がこれまで委員会でもございました。私は、こうした最賃決定の枠組みが堅持されることに私は賛成をするものであるわけです。

それで、この円卓会議というのは、この最賃決定の枠組みの外において最低賃金の引上げに極めてプラスになるんだらいいんだけど、大丈夫かな、ちょっとクエスチョンマークがなくもないんです。先ほど私申し上げました、長年の勤め話を、働く人の言い分が八割、経営者の言い分が二割、そこが大体の落としどころ。一万円の要求をしたときには八千円ぐらいがいいところだよ、これが大体落としどころなんです。こういう意味で、この円卓会議が経営者の言い分は二割以内に収める、働く者の言い分を八割聞いたところでの話が出てくるんだったらいいんだけど、五分五分では困るんだ。

その辺について、この円卓会議が最低賃金の大幅な引上げに寄与する議論の場となっていくのかどうか、是非とも大臣の認識をお伺いしたいと思えます。

○国務大臣（舛添要一君） これまでの法案審議の過程におきましても、最低賃金の引上げというのが経営者の立場から見ると経営を圧迫するんではないかと、こういう議論が何度かあったように記憶をしております。

しかし、この円卓会議においては、政府使で最低賃金を引き上げるんだと、そういう合意形成の下に産業政策とこの雇用政策をハーモナイズさせるという事でございませう。その方向で力を合わせたいという事でございませう。委員の御懸念には及ばないというふうに私は申し上げておきたいと思えます。

○津田弥太郎君 終わります。

含め総合的な支援策を実施すべく全力で取り組んでいくつもりです。

（こういふ）形です。午前中にもお話しいたしましたけれども、金中小企業の中の約二割に相当する八十万企業等の生産性向上への取組事例というものを支援していただくことをやっていたらいいように思っております。

○川合孝典君 是非とも実効性のある対策をお願ひ申し上げたいというふうに思います。

それでは、続きまして大臣にお伺ひ申し上げたいと思ひますが、先ほどの質問の中にもありましたが、最低賃金法の改正によって企業が採用に慎重になることから雇用機会が減るような事態が起こるといふこれまでの主張、こういった経営側の主張について、大臣はどのようにこの考えをとらえていらっしゃるのでしょうか、御所見をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(舛添要一君) この地域別の最低賃金というのは、いつも申し上げますように、三つの要素を勘案して決めます。労働者の生計費が一つ、労働者の賃金が二番目、三番目に通常の事業の資金支払能力、今の委員の質問はここに掛かってくるわけですが、今おっしゃったように、この委員会でも、先ほど私も申し上げましたように急激な最低賃金の引下げが、経営を圧迫したりかえって雇用の機会を減らすんだという意見がござりますけれども、しかし、今申し上げたような三つの要素をきちんと勘案した上で審議会で議論をしていただいて、そしてやはり生産性の向上に見合った賃金の上昇をやるべきである、これがきちんとした方策でありますから、それから外れることはこれは私は許されないとだとうふうに思っております。

常に申し上げているように、産業政策と雇用政策、これは一体化してやらなければならない。生産性が上がって会社のもうけが上がっている、しかしそれに最低賃金が付いていかなないと、こういう状況であつてはならないと思ひますから、そういうことをきちんと踏まえて、各地域の、地方

の最低賃金審議会がきちんとした答えを出してくれらるものと期待しております。

○川合孝典君 ありがとうございます。賃金の支払能力というものを最低賃金の指標に取るというのは先進国では非常に珍しい、実は余りないということについてもこの場では是非ともお訴えさせていただきたいというふうに思ひます。

〔委員長退席、理事家西悟君着席〕

最低賃金の上昇は雇用を減らすのかという議論については、日本では一般的に従来から経営側が主張してきたような、賃金上昇が雇用の確保には悪影響を及ぼすんだというような主張が大体大勢を占めているわけですが、一方、調べてみましたところ、一九九〇年代以降なんですが、欧米の研究では、最低賃金の上昇が必ずしも雇用に影響を与えない、若しくはわずかながら雇用を上昇させる効果もあるという、こういう非常に全く逆の報告も実は出始めております。その後の学界の様々な議論の中でも両方の説が半々で主張されているという状況でございます。

私がここで申し上げたいのは、最低賃金の引上げが必ずしも雇用の喪失につながるものではないという視点を持つことが重要なのではないかというふうに考えておるわけでございます。今回の法改正を機に、是非ともこうした視点から経済と雇用との関係というものをとらえていただきたいと思います。今後の最低賃金引上げに向けた持続的な取組を行っていただくことを是非ともお願ひ申し上げたいと思ひます。最低賃金につきまして最後の質問をさせていただきますが、大臣に、産業別最低賃金の位置付けの問題についてお伺ひ申し上げます。

我が国は、過去十数年間にわたって経済構造改革政策を推進し、財政やサービス市場の規制緩和、競争促進、そして外部労働市場拡大のための制度改革をずっと推進してこられたわけでありまして、こうした構造改革に効果があつ

たこと自体をすべて否定するわけではありませんが、他方で、昨今非常に問題になっておりましてワーキングプアや格差拡大といった一連の構造改革の負の側面が出てきていることもこれも事実であるというふうに思っているわけでございます。

こうしたことを踏まえて、改めて最低賃金法改正に当たつての三数年間の議論の経緯を見てもまいりますと、政府にはワーキングプアや格差拡大といった問題に対する認識が不足していたのではないかと思われる点があるわけでございます。

例えば、平成十七年三月二十五日閣議決定の規制改革民間開放推進三か年計画、この中にこのように記載されております。

労働市場は、産業別に形成されているわけではなく、都道府県単位とは異なり、産業別に異なる最低賃金を設定する意義は乏しいとの考え方もある。また、最低賃金の設定が必要な場合には、労使の協約、協定で自主的にこれを定めればよいとの指摘もある。このように記述されております。以下中略しますが、その後、こうした地域別最低賃金とともに都道府県単位の設定される産業別最低賃金については、その維持強化を求める声がある一方で、屋上屋を重ねるものとしてその廃止を求める声も他方にはあり、産業別最低賃金を含む最低賃金制度の在り方については、平成十六年九月以降検討が行われているとござりますが、こうした考え方も留意しつつ、引き続き意見集約に向けて検討を進めるこのように記載されているわけでございます。

今回は、幸いにして産業別最低賃金は存続することになったわけでありまして、こうした内容を読む限り、これまでの政府の議論では、そもそも経営側の意向を受けて産業別最低賃金を廃止するごときが念頭になつたのではないかと思われる節があるわけでございます。

産業別最低賃金と申しますのは、産業別での公正競争を促進する上での非常に重要な役割

を実は担っているわけであり、労使交渉によつて決定した水準というものを、現在では労働組合も組織率が二〇％を割り込んでいてという状況の中で、団体交渉を持ってない未組織労働者に波及させるという大変大きな役割を担っているという側面もあるわけでございます。

そして、今のそれぞれの労働者の現実を見ますと、経営者から屋上屋を重ねるだとか高過ぎるだとか言われ続けてきた産業別最低賃金が存在しております今でもなお、これほどまでに低賃金労働ですとかワーキングプアの問題が顕在化しているという事実があるわけでございます。

そこで、大臣に御質問申し上げたいと思ひますが、大臣は、この産業別最低賃金というものの位置付けについてどのように御認識なのかというところでござります。御所見をお伺ひします。

○国務大臣(舛添要一君) まず、地域別の最低賃金が一つあり、産業別の最低賃金がもう一つあります。やっぱり地域別の最低賃金こそセーフティーネット、最後の生活を守る安全網である、この役割はそこにあると思ひます。ね。したがって、これを今回の法律でもきちんと決めて、従わなければ罰則を科すと、義務化すると、非常に強い、これはもう最後回がやるセーフティーネットですと、これが地域別だと思ひます。

じゃ、産業別最低賃金というのが何の意味も持たないかというところ、今委員がおっしゃったように、やはりこの産業ではこれだけの最低賃金の水準ですと、ワーキングプアを抑制する、これによって非正規に公正な各産業別の賃金水準を決定することができると、それは基本的に労使の間で合意がなされるべきだと決めてもらうというところでありますから、全く意味がない、だから直ちに廃止するはいけません、そういう考えではなくて、私は公正さ、それを補うために十分意味のある一つの指標だとうふうに考えております。

したがって、御指摘のように、今回このことは

そのまま残し、申出があればきりんとそれはや
つておろしです。ただ、地域別最低賃金と
違つて最低限のこのゾーン・タイ・ネットだといふ
位置付けまではやはりできないと思ひますから、
そういう意味で、義務化とか罰則化とかいふこ
とについては、これはそれは免れているといふこ
うなうな考えておひます。

○川合孝典君 どうもありがとうございます。
本来であれば、その最低限度の地賃といふも
のが本来に生活を守るだけのものであればい
いわけではないと思ひますし、そういう意味ではこの最
低賃金がこれから引上げに向けて取組をしつ
かり行つていただくことを是非ともお願い申し上
げたいと思ひます。

○風間直樹君

今回の改正について私は思うんですが、その法案を作った皆さんも、それから我々委員も、この改正が労働者の皆さんにとって良かれと思っ

最低賃金、この引上げをもう少し図るべきではないかと、このように私は考えておりますが、なかなかその実現というのが難しい。その背景には、最低賃金の引上げが中小企業に影響を及ぼす、そういった視点があるというふうに言われておるわけでありまして。特に、日本の企業の場合には九九%が中小企業で、最低賃金の大幅引上げが経営に大変な大きな影響を与えると、こういう主張もあるところであります。

民主党としては、今回の法改正には盛り込まれませんでしたけれども、中小企業に対する財政措置及び金融上の措置の義務付け、こういったものなど中小企業対策をこれまで考えております。

そこで、最低賃金を引き上げた場合、消費あるいは企業の雇用、こういったものにどのくらいの影響をもたらすのか、そうした具体的な分析検証を行った上で、この賃金がどれぐらいの水準であるべきかという答申を中央ないし各地方の賃金の審議会で行っていただく必要があると思っております。実は案外、賃金審議会におきましてどういった議論がどういった流れでなされてい

すね。

そこで、お尋ねをいたしますが、この中央及び地方の賃金審議会では、まずどのような流れで最低賃金の答申案をまとめているのか、そして、その際事務局から委員に提出される審議のためのデータはいかなるものなのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 地域別最低賃金の具体的な水準の決定プロセスは、まず中央最低賃金審議会から引上げ額の目安というものが提示をされます。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会においてこれを参考にしつつ地域の実情等も踏まえた調査審議が行われるというところでございます。そして、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置が講じられると、こういうことになっているわけでありまして。

地域別最低賃金の具体的な水準については、これは各都道府県の地方最低賃金審議会において三つの決定基準、生計費と賃金と通常の事業の資金支払能力、この三つの決定基準に基づいた調査審議を経て決定されるということでありまして、この際、お尋ねのデータでもありますけれども、まず労働者の生計費については、例えば世帯人員別の標準生計費や生活保護基準、あるいは物価指数といった資料でございまして、それから、労働者の賃金につきましては、例えば学卒初任給でありますとか春季賃上げの状況といった資料。それから、通常の事業の資金支払能力につきましては、例えば工業統計調査による付加価値額の状況、それから短期経済観測調査による業況判断及び經常利益の状況といった資料を参考にしているものと承知をいたしております。

このほか、中小零細企業に関する資料としては、中央最低賃金審議会におきましては賃金の改定状況などを調査いたします。それから、地方の最低賃金審議会におきましては、賃金形態、基本給額、諸手当の額などに関する基礎調査というものをいたしまして、その調査を

実施して、それぞれ参考にいたしているところでございます。

○風間直樹君 今、冒頭、中央審議会から引上げ額の目安を各地方の審議会に出すという話がございますが、伺ってしまして、この点は非常に大事なかなと直観をしたんですが、この目安というのは中央審議会の場でどのように作られるのでありませうか。

○政府参考人(青木豊君) この目安については非常に長い中央最低賃金審議会の議論がございまして、全国的な整合性というものを勘案するということ、具体的な水準はもちろん地方の最低賃金審議会の審議を経て地方で決めるということでありまして、目安というものを一応提示をするということにいたしております。

そして、先ほど申し上げましたように、これも全国の地方を四つに地域分けをいたしました。どの程度の引上げ額がいいのかということ、目安として参考資料として中央最低賃金審議会(出すということ)であります。その際には、先ほど申し上げましたように、賃金の改定状況調査というものを中央最低賃金審議会で行ったします。常時使用する労働者二十人未満の企業規模の民営事業所を対象にいたしまして調査をいたしまして、それぞれ各産業についての賃金のその年の改定状況を調査して、資料として提供して審議をするということになっております。

○風間直樹君 この中央審議会から出された目安というのは、その後結果として見た場合、各地方の審議会ではやはり尊重されて、恐らく大体これぐらいの幅でという目安をお出しになると思うんですが、その幅に準じた地方審議会の答申というものが出て、それが決定されると。結果としてそういうことになっているんですか。

○政府参考人(青木豊君) この目安については参考にすること、地方の最低賃金審議会が具体的に決定するわけですけれども、平成十九年度の最低賃金の改定につきましては、

目安どおりの県が二十五道府県、目安より上回った県が二十二都県でございます。

十九年度の目安も四ランクに分けて幅を持たせて目安が出ましたけれども、それ以前は幅ではなくて具体的な額なども出されておりますし、それ以前では目安どおりかあるいはそれよりやや上回るというようなのが続いていたかと思っております。ずっと昔にさかのぼると低いときもありましたけれども、いずれにしても、具体的な額は参考にしつつ地方の最低賃金審議会にて審議して決められているということでございます。

○風間直樹君 この審議会の委員の方の選任の仕方と、それから改選、これはどのようにされていきますでしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 審議会の委員の選任につきましては、それぞれ地方の最低賃金審議会におきましては、労働組合の推薦を受けた者の中から労働者一般の利益を代表するにふさわしい者を任命しているというところでございまして。そういうことであります。

それから、委員につきましては任期が決まっております。一年の任期、現行でありますけれども、これを今回二年にするということをお願いをしております。

○風間直樹君 今、東京は別としまして、地方、地域は相当景気がやはりまだ良くないと、こういう状況でございまして、この最低賃金の持つ意味というのは非常に大きいわけでありまして、この最低賃金がセーフティーネットとしての機能を果たすという点を考えてみますと、平成十九年度、影響率が二二%と非常に低いという感じを受けるわけでありまして。

かという感を強くするんですが、大臣、この点
はどのようにお考えになりますでしょうか。

○国務大臣（舛添要一君） 先ほど来申し上げ
ておりますように、産業政策と雇用政策を調
和させる、成長力に見合った形で最低賃金を
上げていく、この法案が成立しました際にはそ
の方針をきちんと守っていきたいと思っております。

それから、成長力底上げ戦略ということで、
政労使一体となつて長期的に最低賃金引き上
げるんだと、こういう目標に向かって力を合わ
せていく、この合意もできているところでありま
して、全力を挙げてその方向で努力をしてまい
りたいと思っております。

○風間直樹君 先進国と比べてみましても日
本の最低賃金低いようでございますので、是非、
今お話ございました方向で御努力をお願いした
いと思っております。

○大河原雅子君 民主党・新緑風会・日本の大河原雅子でございます。民主党四人目の質問者となりましたが、私にとりましては国会初質問でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

地方議会で生活者の視点にこだわり、生活の現場にこだわって活動してまいりました。今後の活動また本日の質疑に当たりましても、このこだわりを大切にやり組んでまいりたいと思っております。

それでは、まず初めですが、最低賃金に關しましては今日まで含めて丁寧な質疑がございましたので、これに關連しては一問だけ、一点伺いたいと思っております。

十一月の二十一日付けの日経新聞、ここにこんな記事がありました。厚生労働省は生活保護額のうち食費などの生活扶助額を引き下げの方針を固めたという大まなシロキンの記事なんですけれども、最低賃金と生活保護費の格差問題、逆転問題で、最低賃金を引き上げていくというならともかく、生活保護費を引き下げるといふようなことはあつてはならないことだといふふうに私は思っております。

この件に關してどのようなお考えなのか、見解をまず伺います。

○政府参考人（中村秀一君） お答え申し上げます。

生活保護の件につきましては、まず平成十六年に、生活保護制度の在り方に關する専門委員会というのがございまして、それが十二月に報告書を取りまとめております。これは、今委員からお話のありました生活扶助基準について適正かどうかということを検証していただく会であつたわけでございます。その結果は出ておりますけれども、その報告書の中で、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費の実態との均衡が適切に図られているか否か定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に、これは五年に一度やられております、この調査を基に五年に一度の頻度で検証を行う必要があるとい

うことでございます。

今委員が御指摘のありました新聞記事は、現在、その五年に一度の消費実態調査の結果が分析できるようになりましたものでございまして、新たな有識者の会議を設け検証を行っている最中でございます。その過程で報道されたいろいろなことがございますが、この現在行っております生活扶助基準に關する検討会は、データに基づいて専門的な分析評価を行つていただいているところであり、これまで四回の会議を開催し、生活扶助基準が低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか否かについて客観的、専門的な検証を行つていただいているところでございます。

これからどうするかということでございますが、毎年度の具体的な生活保護の基準は予算編成の過程において設定してきておりますので、私どもといたしましては、これからの基準の設定に当たつては、可能であれば、検討会の検証結果取りまとめたいただけるようでありましたら、来年度の予算編成においても対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大河原雅子君 検討中ということなんですけれども、やはり今の国内を見渡してみても、格差は拡大する、国民の負担は増える、そういうところでデータをもつても、恐らく大きな変更というのはなかなかできないし、この生活保護費のうち生活扶助費を引き下げていくといふような話にはならないといふふうに思っているんですが、どうしてもやはりその点では国民も注目しておりますので、引き下げが行われないうような方向で検討を進めていただきたいと要望しておきます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。前回に引き続き、労働契約法案並びに最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

最低賃金法の改正案では、前回お伺いしたように、第九条の第三項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」と規定しております。

そこで、厚生労働省にお伺いをいたします。現在厚生労働省では、生活扶助に関する検討会を開催して、今後の生活保護水準の見直しを行っていますが、この生活保護水準と最低賃金との整合性はどのようになるのでしょうか。もし、仮に生活保護の水準が引き下げられた場合には、機械的に地域別最低賃金も引き下げられるようなことになるのが、そうあつてはいいなと思います。政府の見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(青木豊君) 最低賃金については、モラルハザードの観点から、労働者の生計費については生活保護との整合性が問題となるということ。今般の改正において、地域別最低賃金を決定する際に考慮すべき要素の一つである労働者の生計費について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを明確にしたわけでありませうけれども、その具体的な水準については、これは労働者の生計費、それから賃金、それから通常の事業の資金支払能力という三つの決定基準に基づいて地方の最低賃金審議会が地域の実情を踏まえて審議を行い、そして決定されるものであるというふうになつていっているわけでありませうけれども、今回の改正の趣旨は、地域別最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨でございます。生活保護が引き下がったからといって機械的に地域別最低賃金も引き下がることにはならないというふうに考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今回の法案改正の趣旨というのは、最低賃金を生活保護世帯以上の水準に見直しして、生活保護費と最低賃金の逆転現象を解消して、勤労意欲を高めることだと思っております。もし、勤労意欲をそぐおそれがあると判断して生活保護の水準を引き下げようということがあれば本来転倒でございます。本来の趣旨が実現できるような慎重かつ適切な検討を行っていただきたいと思っております。

(中略)

○山本博司君

次に、障害者雇用についてお伺いをいたします。最低賃金法改正案の第七条では、障害者について、これまでの最低賃金の適用除外措置から減額特例の措置に変更いたしました。これは、先日の参考人の方の見陳述からもありましたように、障害者雇用の向上の第一歩として評価できるものと言えます。最近では、所得を増やして納税に取り組む障害者団体もあり、労働者としての役割が高まっております。

そこで、障害者の方々への働く環境を整備すべきという観点からお伺いを申し上げます。まず初めに、法定雇用率の達成状況などの最近の障害者の雇用状況について、厚生労働省にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(太田俊明君) 障害者の雇用状況についてのお尋ねでございますけれども、今年の六月一日現在の民間企業の実雇用率でございますけれども、前年比〇・〇三ポイント上昇いたしました。一・五五%となつているところでございます。五十六人以上規模の企業に雇用されている障害者の数も前年比一萬九千人増の三十万三千人となるなど、着実な進展が見られるところでございます。

ただ、一方では、中小企業、特に百人から二百九十九人規模の企業の実雇用率は、引き続き一・三〇%と低い水準にあるわけでございます。また大企業、千人以上規模の企業にお

きましても、実雇用率は一・七四%と比較的高水準にあるものの、法定雇用率一・八%達成企業の割合が四〇・一%にとどまっております。こうした課題もあるという状況でございます。

○山本博司君 着実に進展しているということでありませうけれども、まだまだだと思っております。こうした進展が更に中小企業に波及するような形で取組を進めていただきたいと思っております。

設 公共交通機関の駅などにポスターを張る、それから各使用者団体、業界団体のリーフレットの配布をする。さらに都道府県労働局の本ホームページに掲載するなどして最低賃金額の周知徹底を行うことも、市町村などの広報誌がありまますから、いろいろな形で周知広報活動を行っていただくことも必要ですけれども、今後ともインターネットを活用する。その他労働者、使用者団体、民間団体などに最低賃金の内容及びその額について広く周知徹底をして一層の国民の浸透を図ってみたいと思っております。

○渡辺孝男君 また、法改正では罰則強化をするところになっているわけですけれども、その罰則強化の効果はどの程度期待されているのか。また、特定最低賃金に当たっては罰則が適用外にならざるを得ないけれども、しかししつかり守るべきものは守らなければならない。そういうことで、雇止め対策として、雇止めを防止する配慮がなされるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（青木豊君） 最低賃金法の罰則については、罰金等臨時措置法に引きかえ、このほか昭和三十四年の法の制定以来見直しが行われておりまして、この間の賃金価値の変動等により罰則の制裁的効果が低下してきておりました。このため、現行一万円でありました最低賃金不払に際する罰金額の上限を二万円に引き上げ、現行の罰金額の全額払い違反の罰金の上限額、労働基準法ですが、三十万円でありましたが、これを二倍程度に相当する五十万円を地域別最低賃金不払に際する罰金額の上限とするにとりまして、一、方、一定の事業又は職業に適用される最低賃金、これを今回産業別最低賃金から特定最低賃金と改称して、二、方、地域別最低賃金をすべしと改称して、三、方、地域別最低賃金をすべしの労働者に対する最低限を保障する完全網としての役割を担わせることに、今申し上げましたような罰則強化をしたわけであり

ますが、この特定最低賃金につきましては関係労使のインシテナチンにより設定され、そして企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものだと、このことで、公正な賃金設定に資するんだという整理をいたしまして、言わば地域別最低賃金の持つ安全網としての役割をはたした別の趣旨の役割を果たすことになるので、その不払に引きましては最低賃金法上の罰則は適用しないことといたしたわけでありまして、

この特定最低賃金につきましては、今申し上げましたような最低賃金法上の罰則の適用はないわけでありますけれども、最低賃金法上、民事的効力を有するところといたしまして、おっしゃったが、特定最低賃金の不払というものはどういふことなるかという点、これは賃金の全額払い違反、これは労働基準法の二十四条でありますけれども、これは違反という点になります。そういふことでありますので、この基準法違反という点で罰則が、罰金の上限は三十万円でありますが、これが適用されることになりまして、この点にたいしてより労働者の保護を図られるものと考えております。

○渡辺孝男君 そういふ意味では、特定最低賃金に關しても守られる、配慮がなされているという点であるという点であります。

○委員長(岩本司君) 他に御発言もないよう
ですから、両案に対する質疑は終局したものと
認めます。

最低賃金法の一部を改正する法律案の修正
について小池君から発言を求められております
ので、この際、これを許します。小池君。

○小池君 私は、ただいま議題となっております
最低賃金法の一部を改正する法律案に対
し、日本共産党を代表して、修正の動議を提
出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案
文のとおりであります。

これよりその趣旨について御説明いたします。

今日、貧困と格差の拡大が日本社会の深刻
な問題となっており、どんなにまじめに働いても
生活保護水準に達しないワーキングプアと呼ば
れる世帯は四百万以上、年収二百万円以下の
労働者は実に一千万人を超えています。

その原因の一つは、先進国で最も低水準の最
低賃金額が、労働者の最低生活の下支えとこ
ろか、おもしになってきたことにあります。その
深刻さから三十九年ぶりの改定が行われるこ
とになり、労働者も大きな期待を寄せていまし
た。ところが、政府案では、都道府県別の四十
七種類という世界一細かく分かれている地域
別最低賃金制を固定化し、引上げのブレーキ
となってきた事業者の支払能力を決定要素に
残すなど、労働者の切実な要求から懸け離れ
たものとなっております。衆議院の修正もその枠組
みを残したものであります。

本修正の目的は、貧困と格差の解消に果たす
最低賃金制の役割を重視し、世界では当たり
前になっている全国一律最低賃金制の創設を
始め、真に最低限度の生活を保障するための
措置をとることとしております。

以下、提案する修正案の骨子を説明いたしま
す。

第一に、第一条の目的規定に、憲法第二十
五条第一項の趣旨を表す「健康で文化的な最
低限度の生活を確保するために必要な」の文

言を追加し、最低賃金法の目的を明確にして
おります。

第二に、全国を通じすべての労働者に対し一
律に適用される全国最低賃金を創設します。
さらに、全国最低賃金が不相当と認められる
地域については、全国最低賃金額を上回る額で
地域最低賃金を定めるものとしております。ま
た、労働者又は使用者からの申出により、全国
最低賃金を上回る額で産業別最低賃金を定め
ることができるとします。

第三に、全国最低賃金と地域最低賃金は、
労働者及びその家族が健康で文化的な最低限
度の生活を営むために必要な経費を基本とし
て定めなければならないこととし、事業者の支
払能力は決定要素から削除します。

第四に、改正後の制度の中小企業における円
滑な実施を図るため、中小企業に関する取引
の適正化に係る措置、中小企業に対する支援
に係る財政上、税制上及び金融上の措置等の
措置を講じなければならないこととしておりま
す。

第五に、最低賃金額は時間だけでなく、日、
週又は月によつて定めること、産業別最低賃金
に係る違反についても罰則の対象とするなど、
派遣中の労働者の最低賃金は派遣先、派遣元
の最低賃金のうち金額の高い方の適用とする
等、所要の措置を講じることとしております。
この修正によつて、最低賃金を大幅に引き上
げてほしいという労働者の願いにこたえるもの
なるものと確信します。

以上述べ、提案理由の説明といたします。

是非とも御賛同くださいますよう、よろしく
お願いいたします。

○委員長(岩本司君) これより労働契約法案
並びに最低賃金法の一部を改正する法律案の
原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ
願います。

○小池君 私は、日本共産党を代表して、
労働契約法案、最低賃金法改正法案に反対、

最低賃金法修正案に賛成の討論を行います。

最低賃金法に反対するのは、労働者、国民の
切実な願いである現行最低賃金の抜本的引上
げに結び付くものではないからです。

現在の最低賃金は年収二百万円にもならな
い低水準の上、四十七都道府県ばらばらで大
きな地域格差があります。本法案には生活保
護水準との整合性が盛り込まれましたが、大
幅引上げと格差解消には不十分な内容です。

事業者の支払能力を最低賃金決定の際に考
慮に入れている国は、OECD三十か国中メキシ
コと日本だけです。支払能力基準を削除し、最
低賃金が憲法二十五条の生存権保障であるこ
とを明確にする必要があります。

また、本法案によつて、地域別最低賃金は必
ず定めなければならないものとされました。本
委員会の審議の中でも、地域別最賃の導入は
世界でわずか九か国にとどまり、圧倒的多数
は全国一律最低賃金であることが明らかにな
りました。深刻化する地域格差を解消し、すべ
ての労働者の賃金引上げを実現するためにも、
地域別最低賃金を必須のものとするのではな
く、中小企業支援の抜本的な強化と併せて、
全国一律最低賃金の導入こそが必要で、物
価や生計費の違いは全国一律最低賃金に乗
せして地域別最低賃金を定めればよく、全国
一律最低賃金を導入しない理由にはなりませ
ん。

以上をもちまして、私の反対討論といたしま
す。

○福島みずほ君 私は、社民党、護憲連合を代
表し、内閣提出労働契約法に反対、最低賃金
法の一部を改正する法律案に賛成、共産党提
出の修正案に賛成する立場から討論を行いま
す。

次に、内閣提出の最低賃金法の一部を改正
する法律案及びその共産党提出の修正案につ
いて賛成意見を述べます。

内閣法の改正法案では産業別最低賃金が特
定最低賃金になり、罰則規定がなくなること
で実質廃止の方向になってしまったことは問題
です。産業別最低賃金は、公正な賃金決定の
確保、労使交渉の補完的な役割を持っていた観
点から継続することが望ましいと考えます。ま
た、全国一律の最低賃金基準を設けるべきと
社民党は訴えてきましたが、この点について盛り
込まれなかったことは不十分であると指摘せざ
るを得ません。

しかしながら、ワーキングプアの問題が深刻化
している中で、地域別最低賃金が強化され、大
幅引上げにつながっていくことが求められてい
る現状で、本法案の改正は一步前進と評価でき
ます。最低賃金の不払に対する罰則規定も引
き上げられ、憲法二十五条が改めて明記され、
今後の引上げの強化や改善が図られることが
期待される法案であると考えます。

また、共産党が提出された修正案は、全国一
律の最低賃金制などを修正案として盛り込み、
原案に対する補強、強化するものであるという
考えから賛成するものであります。

今後、改正された最低賃金法がすべての労働
者の最低限度の賃金が保障されるセーフティ
ーネットとして実質的な効果をもたらし、十分
機能していくよう、関係機関の更なる環境整
備と御努力を期待し、私の賛成討論を終わ
ります。

○委員長(岩本司君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。